

高齢者虐待対応専門職チーム経験交流会

日 時：2012年4月14日（土）13:00～17:00

場 所：弁護士会館2階講堂「クレオ」A

主 催：日本弁護士連合会・社団法人日本社会福祉士会

【進行次第】

総合司会：末長 宏章（札幌弁護士会）

13:00-13:05—開会挨拶—

日本弁護士連合会副会長 宇都宮 真由美

13:05-13:45—来賓挨拶・行政報告—

厚生労働省老健局高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室長 勝又 浜子 氏

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域移行・障害児支援室長

辺見 聡 氏

13:45-14:00—基調報告—

社団法人日本社会福祉士会権利擁護事業委員会委員長 西島 善久

14:10-16:55（15:00～15:10 休憩）—パネルディスカッション—

高齢者虐待対応専門職チームの活動のこれまでを振り返って—今後の展望を考える

【シンポジスト】

<専門職チーム>

・社会福祉士 黒瀬 吉史（一般社団法人兵庫県社会福祉士会/高齢者虐待対応委員会委員長）

・弁護士 新井 貴博（宮崎県弁護士会）

<ユーザー>

・行政 原見 律子 氏（千葉県健康福祉部高齢者福祉課在宅福祉推進室副主幹）

佐野 友美 氏（上尾市元高齢介護課主事）

・地域包括支援センター

山口 博美 氏（浜松市地域包括支援センター和地/社会福祉士）

【コーディネーター】

弁護士 小山 操子（大阪弁護士会）

16:55-17:00—閉会挨拶—

社団法人日本社会福祉士会副会長 田村 満子

■ 資料目次 ■

	(頁)
資料 1	行政報告資料 1
資料 2	基調報告 18
資料 3	兵庫県高齢者虐待専門職チームの活動について 23
資料 4	宮崎県高齢者虐待専門職チームの活動について 26
資料 5	千葉県における高齢者虐待対応の現状と課題 28
資料 5-2	千葉県高齢者虐待対応市町村支援事業 30
資料 6	上尾市における高齢者虐待の対応について 31
資料 7	専門職チームのアドバイスどこへゆく 33
資料 7-2	静岡県高齢者権利擁護ネットワーク検討会議（静岡県委託事業） 36
資料 7-3	高齢者権利擁護ネットワーク形成支援事業（県委託）における事例検討会 及び地域包括支援センター業務支援研修会 開催要項 37

【参考資料】

資料 1	高齢者虐待対応専門職チームの取り組みに関する調査結果	39
資料 2	高齢者権利擁護等推進事業実施要領	66
資料 3	障害者虐待防止対策支援事業実施要領	72
資料 4	養護者による高齢者虐待対応の手引き	80
資料 5	高齢者虐待対応帳票	81
資料 6	養護者による高齢者虐待対応現任者標準研修	92
資料 7	障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修	94
資料 8	全国介護保険・高齢者保健福祉担当者課長会議（平成 24 年 2 月 23 日）資料 より	98
資料 9	高齢者虐待防止に向けた取り組みについて（平成 24 年 4 月 3 日事務連絡）	100

【別冊資料】

■市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応

（平成 24 年 3 月厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課地域移行・障害児支援室）

■「都道府県・市町村のための要介護施設従事者等による高齢者虐待対応の手引きの策定に関する研究事業」報告書

（平成 24 年 3 月 社団法人 日本社会福祉士会）

■市町村・都道府県のための要介護施設従事者等による高齢者虐待対応の手引き

（平成 24 年 3 月 社団法人 日本社会福祉士会）

	都道府県	人数	出席者名		
1	北海道	1	高橋通江		
2	青森	1	三上富士子		
3	岩手	1	西尾卓樹		
4	宮城	2	鈴木守幸	小湊純一	
5	秋田	0			
6	山形	1	大江祥子		
7	福島	1	松本喜一		
8	茨城	1	加藤史子		
9	栃木	3	原田欣宏	柴田雄太	高田美保
10	群馬	3	内山恵子	財津進介	滝澤俊幸
11	埼玉	1	浅見隆行		
12	千葉	1	宮間恵美子		
13	東京	2	川村孝俊	永田隆	
14	神奈川	2	佐々美弥子	佐藤雅美	
15	新潟	3	池内明	竹田一光	佐藤正枝
16	富山	1	相山馨		
17	石川	1	橋典孝		
18	福井	0			
19	山梨	1	田辺光正		
20	長野	2	関崎豊	春原伸行	
21	岐阜	0			
22	静岡	3	古井慶治	安藤千晶	増田せつ子
23	愛知	2	小島佳子	伊達啓子	
24	三重	3	西村健二	うるし原勝	山本雄一
25	滋賀	1	澤和清		
26	京都	2	今井昭二	松崎才江	
27	大阪	1	稲村啓子		
28	兵庫	1	黒瀬		
29	奈良	1	片山美恵子		
30	和歌山	1	崎山賢士		
31	鳥取	0			
32	島根	1	西尾和子		
33	岡山	2	岩谷みさえ	今岡清廣	
34	広島	2	河口幸貴	谷川ひとみ	
35	山口	1	吉村真		
36	徳島	0			
37	香川	2	合田幹夫	細川良士	
38	愛媛	1	大西亮輔		
39	高知	0			
40	福岡	1	稲吉江美		
41	佐賀	0			
42	長崎	0			
43	熊本	1	堤信泰		
44	大分	1	本田浩史		
45	宮崎	1	児玉広義		
46	鹿児島	1	久永繁夫		
47	沖縄	2	中村とみ子	栢原大介	
48	権利擁護委員会	2	田村満子	西島善久	
49	成年後見委員会	1	田辺寿		
50	地域包括委員会		崎山賢士		
51	事務局	4	阿南晃伸	小幡秀夫	縄田宣之 牧野一義
	計	66			

弁護士会	人数	出席者名				
東京	4	後藤真紀子	寺町東子	浜崎宏	福嶋正洋	
第一東京	1	小倉保志				
第二東京	3	長尾愛女	永島杏奈	八杖友一		
横浜	3	菊地哲也	寺岡幸吉	延命政之		
埼玉	3	伊東結子	高宮大輔	増田悠作		
千葉県	3	齊木昭	福田佐和子	山本宏子宏		
茨城県	1	山田昌典				
栃木県	0					
群馬	0					
静岡県	2	浅野智裕	望月正人			
山梨県	2	川崎杏奈	松本成輔			
長野県	4	弘中章	村松将太	山崎典久	山田啓顕	
新潟県	0					
大阪	2	泉田健司	小山操子			
京都	1	岡本美保子				
兵庫県	1	福島健太				
奈良	2	板野陽一	佐々木育子			
滋賀	2	竹下育男	宮原務			
和歌山	1	太田達也				
愛知県	2	伊佐治佑介	都築真琴			
三重	1	本間博子				
岐阜県	5	杉島健二	畑良平	堀雅博	山科正太郎	山田貞夫
福井	1	安部剛				
金沢	2	清水雅志	山腰茂広			
富山県	1	大原弘之				
広島	3	坂下宗生	鈴木智之	日野真裕美		
山口県	1	山口正之				
岡山	2	竹内俊一	藤井嘉子			
鳥取県	2	尾西正人	川井克一			
島根県	2	本間由也	吉田まどか			
福岡県	3	河原一雅	篠木潔	中尾哲郎		
佐賀県	1	山上充之				
長崎県	1	今井一成				
大分県	0					
熊本県	1	森枝大輔				
鹿児島県	0					
宮崎県	2	新井貴博	牟田圭佑			
沖縄	1	島田考人				
仙台	1	大嶽友和				
福島県	1	横村利勝				
山形県	0					
岩手	2	熊谷隆司	鈴木真実			
秋田	0					
青森県	1	沼田徹				
札幌	6	佐藤智大	末長宏章	田島寛子	塚谷翔	水沼功
		永戸暁子				
函館	1	荒木知恵				
旭川	1	東明香				
釧路	1	武部雅充				
香川県	2	秋月智美	森浩之輔			
徳島	1	山本啓司				
高知	0					
愛媛	1	宇都宮真由美				
合計	84					

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の概要 (平成17年11月9日法律第124号)

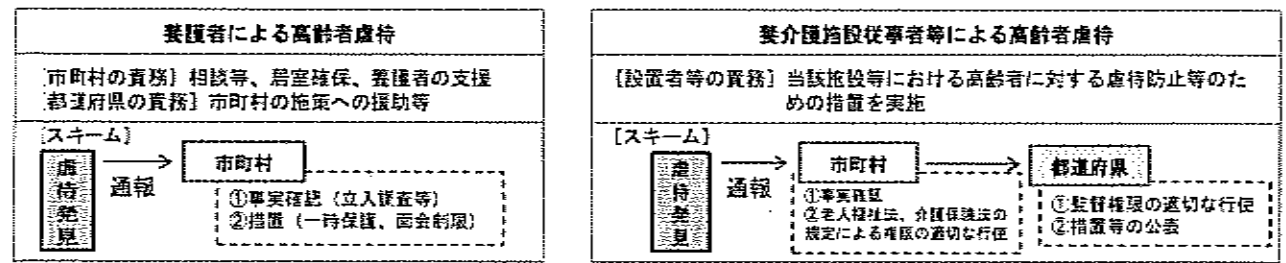
目的

高齢者虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳保持のため虐待防止を図ることが重要であることから、虐待防止等に関する国等の責務、虐待を受けると高齢者の保護及び養護者に対する支援の措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止に係る施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定義

1. 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
2. 「高齢者虐待」とは、①養護者による高齢者虐待、②養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。
3. 高齢者虐待の類型は、①身体的虐待、②養護を著しく怠る（ネグレクト）、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待の5つ。

虐待防止施策



その他

1. 高齢者虐待の防止等に関する制度については、この法律の施行後3年を目途に検討が加えられ、必要な措置が講ぜられるものとする。
2. 平成18年4月1日から施行

「養介護施設従事者等による高齢者虐待」に該当する行為 (高齢者虐待防止法第2条第5項より)

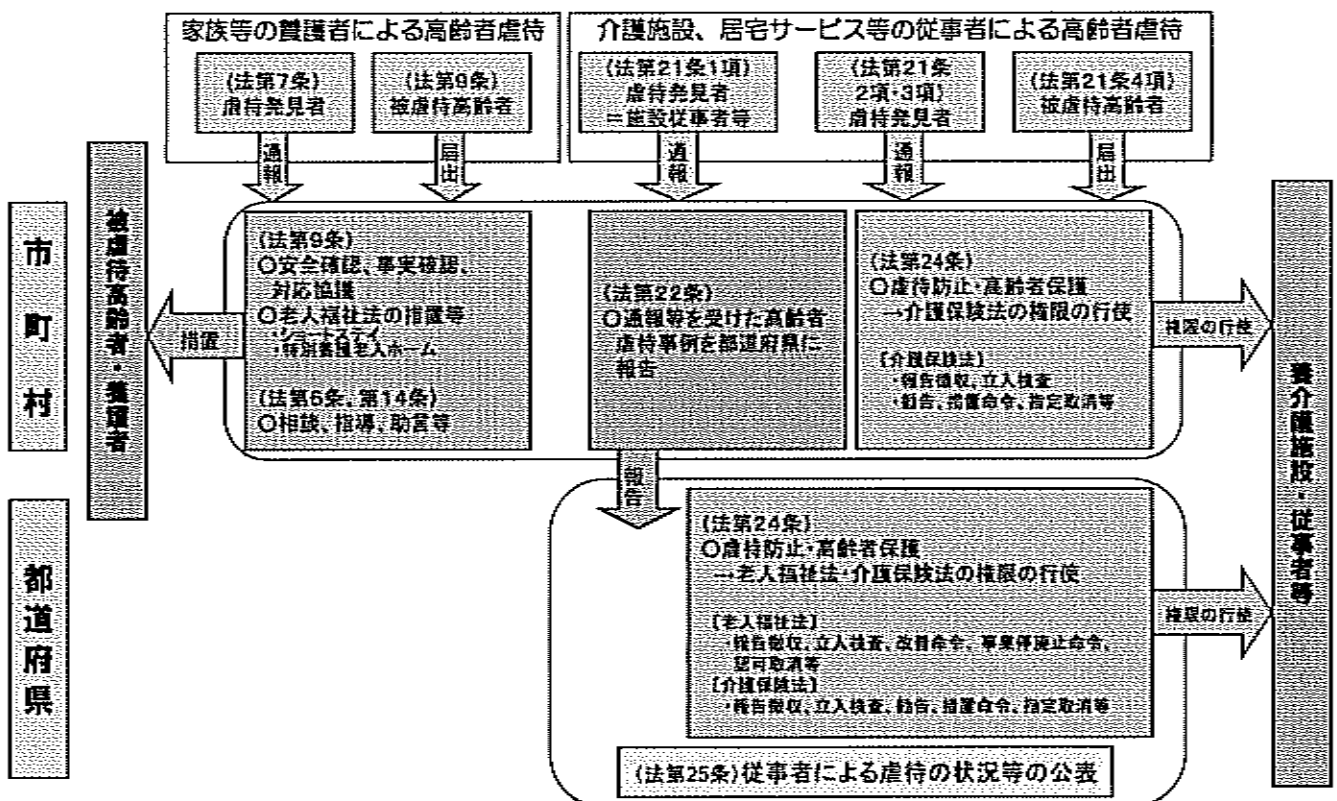
身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）	高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
経済的虐待	高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

身体拘束は原則としてすべて高齢者虐待に該当する行為と考えられる。

高齢者虐待防止法に定める「養介護施設従事者等」の範囲

	養介護施設	養介護事業	養介護施設従事者等
老人福祉法による規定	・老人福祉施設 ・有料老人ホーム	・老人居宅生活支援事業	「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者
介護保険法による規定	・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ・地域密着型介護老人福祉施設 ・地域包括支援センター	・居宅サービス事業 ・地域密着型サービス事業 ・居宅介護支援事業 ・介護予防サービス事業 ・地域密着型介護予防サービス事業 ・介護予防支援事業	

高齢者虐待防止法に基づく通報、対応等について



平成22年度 高齢者虐待防止法に基づく 対応状況等調査結果の概要

【平成23年12月6日 厚生労働省 老健局 高齢者支援課 認知症・虐待防止対策推進室発表】

- 高齢者虐待防止法施行5年目に入り、市町村等への相談・通報件数は、養介護施設従事者等による高齢者虐待が24.0%、養護者による高齢者虐待が8.2%増加した。

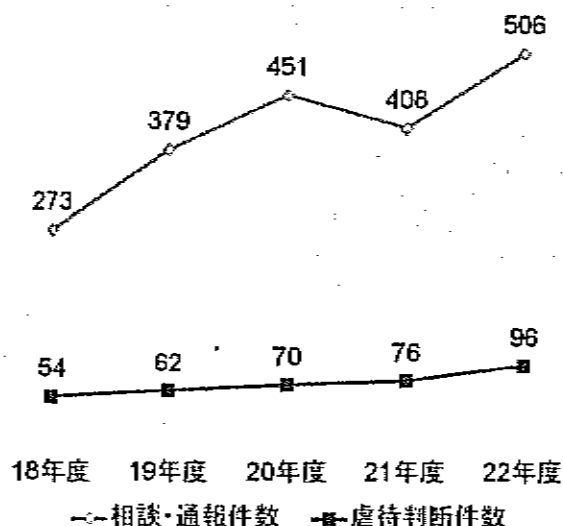
虐待と認められ、市町村等による対応が行われた件数は、養介護施設従事者等によるものが26.3%、養護者によるものが6.7%と増加した。

- 虐待が認められた事例では、虐待の類型、虐待を受けた者の性別、年齢、要介護度、認知症の程度などの状況について、昨年度とほぼ同様の傾向が見られた。

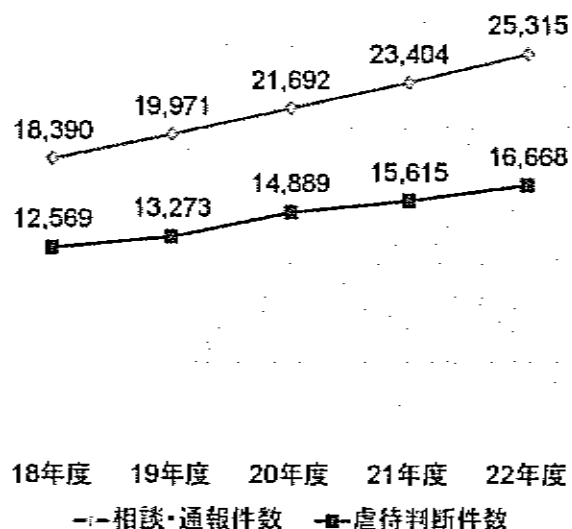
※東日本大震災の影響により、調査の実施が困難であった5市町を含まない。
(岩手県:大槌町 宮城県:石巻市、気仙沼市、女川町、南三陸町)

高齢者虐待の年度別相談・通報件数及び虐待判断件数

養介護施設従事者等



養護者



※平成22年度は、東日本大震災の影響により調査の実施が困難であった5市町を除く。

平成22年度における虐待防止法に基づく対応状況等① －養介護施設従事者等による虐待と対応－

○市町村における対応状況等(全1,745市町村(21年度は全1,750市町村))

※平成22年度は、東日本大震災の影響により調査の実施が困難であった5市町村を除く。

【相談・通報状況】

22年度:506件				21年度:408件				98件増(24.0%)		
本人	家族・親族	当該施設等職員	当該施設等元職員	医師	介護支援専門員	国保連	都道府県	警察	その他	不明(匿名を含む)
4.7%	26.1%	34.8%	13.4%	1.0%	4.5%	0.6%	5.1%	1.4%	11.5%	10.1%

【虐待の事実が認められた事例件数】

市町村から都道府県 へ報告があった事例	市町村・都道府県が 共同確認した事例	都道府県が直接把 握した事例	総数	
95件	0件	1件	(21年度 76件) 96件	
身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
70.8%	14.6%	36.5%	1.0%	6.3%

(複数回答)

平成22年度における虐待防止法に基づく対応状況等② －養介護施設従事者等による虐待と対応－

○施設・事業所の種別(虐待の事実が認められた96件の内訳)

特別養護老人ホーム	老人保健施設	介護療養型医療施設	認知症グループホーム	有料老人ホーム	小規模多機能型居宅介護	軽費老人ホーム	養護老人ホーム	短期入所施設	訪問介護・訪問入浴	老人デイサービス	特定施設入居者生活介護
29.2%	17.7%	1.0%	21.9%	8.3%	1.0%	0.0%	4.2%	4.2%	3.1%	5.2%	4.2%

○被虐待高齢者の性別

男性	女性
25.3%	74.7%

○被虐待高齢者の年齢

65～69歳	70～79歳	80～89歳	90～99歳	100歳以上	不明
4.8%	18.8%	42.5%	29.0%	1.6%	3.2%

○虐待を行った養介護施設従事者等の職種

介護職員	看護職員	管理者	施設長	開設者	その他
76.0%	3.2%	2.4%	8.8%	0.8%	8.8%

○被虐待高齢者の要介護度

自立	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	不明
0.5%	0.5%	2.7%	5.9%	11.8%	18.8%	34.9%	21.5%	3.2%

平成22年度における虐待防止法に基づく対応状況等③
 一養介護施設従事者等による虐待と対応一

市町村による指導等	施設等に対する指導	83件
	改善計画提出依頼	54件
	従事者への注意・指導	19件
介護保険法又は老人福祉法の規定による権限の行使(都道府県又は市町村)	報告徴収、質問、立入検査、指導	35件
	改善勧告	7件
	改善命令	1件
	指定の停止	0件
	指定取消	0件
	合 計	43件
当該施設等における改善措置(複数回答)	施設等から改善計画の提出	63件
	勧告・命令等への対応	8件
	その他	34件

平成22年度における虐待防止法に基づく対応状況等④
 一養護者による虐待と対応一

○市町村における対応状況等(全1,745市町村(21年度は全1,750市町村))

※平成22年度は、東日本大震災の影響により調査の実施が困難であった5市町を除く。

【相談・通報状況】

22年度:25,315件			21年度:23,404件				1,911件増(8.2%)		
介護支援専門員・介護事業所職員	近隣住民・知人	民生委員	本人	家族・親族	虐待者自身	市町村職員	警察	その他	不明
43.4%	5.5%	6.7%	10.7%	12.6%	1.6%	7.1%	8.4%	9.7%	0.5%

【虐待を受けた又は受けたと思われた事例件数】

虐待を受けた又は受けたと思われた事例件数				(21年度 15,615件) 16,668件
身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
63.4%	25.6%	39.0%	0.6%	25.5%

(複数回答)

平成22年度における虐待防止法に基づく対応状況等⑤
－養護者による虐待と対応－

○被虐待高齢者の性別

男性	女性
23.4%	76.5%

○被虐待高齢者の年齢

65～69歳	70～79歳	80～89歳	90歳以上	不明
10.2%	37.0%	42.2%	10.1%	0.4%

○虐待者との同居の状況

同居	別居	その他	不明
85.5%	13.2%	1.1%	0.2%

○世帯構成

単身世帯	夫婦2人世帯	未婚の子と同一	既婚の子と同一	その他	不明
9.4%	18.2%	37.3%	26.4%	8.1%	0.6%

○虐待者の被虐待者との続柄

夫	妻	息子	娘	息子の配偶者	娘の配偶者	兄弟姉妹	孫	その他	不明
16.9%	5.0%	42.6%	15.6%	7.2%	2.1%	1.9%	4.3%	4.3%	0.1%

平成22年度における虐待防止法に基づく対応状況等⑥
－養護者による虐待と対応－

○被虐待高齢者の要介護認定状況

未申請	申請中	認定済み	非該当(自立)	不明
25.4%	2.9%	68.3%	3.0%	0.3%

○被虐待高齢者のうち要介護認定を受けている者(11,754人(68.3%))の要介護度

要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	不明
6.9%	9.0%	20.1%	21.6%	19.4%	14.3%	8.6%	0.2%

○被虐待高齢者のうち要介護認定を受けている者の認知症日常生活自立度

自立	自立度Ⅰ	自立度Ⅱ	自立度Ⅲ	自立度Ⅳ	自立度Ⅴ	自立度Ⅵ	自立度Ⅶ	認知症の有無が不明
13.6%	15.9%	30.5%	24.7%	7.8%	2.2%	3.8%	(68.9%)	1.6%

(注)被虐待高齢者全体のうち認知症日常生活自立度「Ⅱ以上」の者は47.1%

平成22年度における虐待防止法に基づく対応状況等⑦

－養護者による虐待と対応－

○虐待への対応策

被虐待高齢者の保護と虐待者からの分離を行った事例	32.5%
被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例	59.3%
被虐待高齢者が複数で異なる対応(分離と非分離)の事例	0.3%
対応について検討、調整中の事例	4.8%
その他	3.2%

○分離事例の対応内容

契約による介護保険サービスの利用	37.7%
やむを得ない事由等による措置	12.4%
面会の制限を行った事例	(34.7%)
緊急一時保護	11.1%
医療機関への一時入院	20.1%
その他	18.6%

○非分離事例の対応内容

養護者に対する助言・指導	49.8%
養護者自身が介護負担軽減のための事業に参加	2.8%
被虐待高齢者が新たに介護保険サービスを利用	15.9%
被虐待高齢者のケアプランの見直し	28.8%
被虐待高齢者が介護保険以外のサービスを利用	8.1%
その他	12.0%
見守り	21.7%

平成22年度における虐待防止法に基づく対応状況等⑧

－市町村における体制整備状況－

体制整備状況	実施済	未実施	21実施済
対応窓口部局の住民への周知(平成22年度中)	82.8%	17.2%	84.9%
独自の対応マニュアル、業務指針等の作成	57.0%	43.0%	53.9%
地域包括支援センター等関係者への研修	76.0%	24.0%	76.0%
講演会、広報紙等による住民への啓発活動	65.3%	34.7%	68.6%
居宅介護事業者への法の周知	68.5%	31.5%	70.9%
介護保険施設への法の周知	60.9%	39.1%	62.9%
「早期発見・見守りネットワーク」構築の取組	70.1%	29.9%	67.0%
「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」構築の取組	50.1%	49.9%	48.9%
「関係専門機関介入支援ネットワーク」構築の取組	48.1%	51.9%	46.2%
成年後見制度市町村申立への体制強化	69.0%	31.0%	68.4%
警察署担当者との協議	55.5%	44.5%	54.0%
老人福祉法の措置に必要な居室確保に係る調整	58.9%	41.1%	57.9%
虐待を行った養護者に対する相談、指導または助言	76.7%	23.3%	75.5%
セルフネグレクトの早期発見の取組や相談等	75.2%	24.8%	74.8%

平成22年度における虐待防止法に基づく対応状況等⑨ －養護者の虐待等による死亡事例－

○事件形態、事件数及び被害者数

22年度:21件(21人)		21年度:31件(32人)		10件(11人)減(△32.3%) ※ 増加率は件数に対するもの
養護者による殺人	虐待致死	ネグレクトによる致死	心中	その他
47.6%	4.8%	28.6%	19.0%	0.0%

○被害者の性別及び年齢

性別		年齢					
男	女	65-69歳	70-74歳	75-79歳	80-84歳	85-89歳	90歳以上
38.1%	61.9%	4.8%	19.0%	28.6%	23.8%	19.0%	4.8%

○加害者の性別及び続柄

性別		続柄						
男	女	夫	妻	息子	娘	息子配偶者	娘配偶者	その他
76.2%	23.8%	33.3%	14.3%	42.9%	4.8%	0.0%	0.0%	4.8%

高齢者虐待防止の課題と対応

○ 養介護施設従事者等に対する啓発

- ・高齢者虐待防止法の内容の周知徹底
- ・養介護施設等職員に対する研修の実施

○ 養護者に対する支援・啓発

- ・認知症理解の推進、認知症高齢者家庭への支援
- ・虐待の発生の可能性が高い家庭への積極的な支援

○ 市町村の体制整備

- ・窓口周知未実施市町村に対する指導、窓口の再周知
- ・対応マニュアル等の作成
- ・ネットワーク構築の推進

○ 市町村に対する都道府県の支援

○ 成年後見制度の利用促進

○ 専門的人材の確保等

- ・高齢者虐待対応専門職チーム(日弁連・社会福祉士会)との連携の推進

○ 高齢者権利擁護等推進事業等の積極的活用

身体拘束ゼロへの取り組み

国

身体拘束廃止ゼロ推進会議 → 「身体拘束ゼロへの手引き」の作成・配布、普及
(平成13年～)

都道府県

推進体制の整備 → 推進協議会の設置(平成13年～)
相談窓口の設置(平成13年～)
研修事業等の実施(平成13年～)
事例報告検討会の実施(平成18年～)
市町村への指導・助言等

市町村

相談窓口の設置(平成18年度～)

施設

・施設の運営基準において
原則身体拘束禁止を規定
(平成12年～)

・施設長 → 研修の受講
(平成17年度～)
・看護職員 → 研修の受講
(平成17年度～)

在宅

・介護相談員等への研修
・理解普及のための研修
や講習会の開催
(平成13年度～)

現行法令における身体的拘束禁止の規定(介護保険施設等)

施設・居住サービス系について、介護保険法で委任規定を設けたうえで、厚生労働省令に以下の事項を規定

○介護保険

(指定介護老人福祉施設の基準)

第88条 第2項

前項に規定するもののほか、指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準は、厚生労働大臣が定める。

○指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第39号) (指定介護福祉施設サービスの取扱方針)

第11条 第4項

指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

第5項

指定介護老人福祉施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

※2年間保存

「緊急やむを得ない場合」に該当する3要件

3つの要件をすべて満たすことが必要

1. 切迫性

利用者本人または他の利用者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合

2. 非代替性

身体拘束以外に代替する介護方法がないこと

3. 一時性

身体拘束は一時的なものであること

※留意事項

- ・「緊急やむを得ない場合」の判断は、担当の職員個人又はチームで行うのではなく、施設全体で判断することが必要がある。
- ・身体拘束の内容、目的、時間、期間などを高齢者本人や家族に対して十分に説明し、理解を求めることが必要である。
- ・介護保険サービス提供者には、身体拘束に関する記録の作成が義務づけられている。

身体拘束禁止の対象となる具体的な行為

介護保険指定基準において禁止の対象となっている行為は、「身体的拘束その他入所者(利用者)の行動を制限する行為」で、具体的には次のような行為。

- ①徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

「身体拘束ゼロへの手引き」(平成13年3月 厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」)

身体拘束がもたらす多くの弊害

○身体的弊害

- ・ 関節の拘縮、筋力の低下といった身体機能の低下や圧迫部位の褥瘡の発生などの外的弊害
- ・ 食欲の低下、心肺機能や感染症への抵抗力の低下などの内的弊害
- ・ 転倒や転落事故、窒息などの大事故を発生させる危険性

○精神的弊害

- ・ 不安、怒り、屈辱、あきらめなどの精神的苦痛、認知症の進行やせん妄の頻発
- ・ 家族に与える精神的苦痛、罪悪感や後悔
- ・ 看護・介護スタッフが誇りを失い、士気が低下する。

○社会的弊害

- ・ 看護・介護スタッフ自身の士気の低下を招くこと。また、介護保険施設等に対する社会的な不信、偏見を引き起こすおそれがあること。
- ・ 身体拘束による高齢者の心身機能の低下は、その人のQOLを低下させるだけでなく、さらなる医療的処置を生じさせ、経済的にも影響をもたらす。

身体拘束廃止に向けた取組みに係る運営基準等の改正

(1)運営基準等の改正

○ 平成12年の介護保険法の施行当初より、介護保険施設等の運営基準において、入所者の生命・身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行ってはならない旨を規定していたところ。

身体拘束廃止に向けて更なる取組を促すため、以下のように運営基準等を改正。(平成15年4月1日より施行)

○ 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合の義務を、運営基準上に明記。

- ・ その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録。
- ・ 当該記録を2年間保存。

○ 解釈通知上に、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合の手続きについて、運営規程に記載することが望ましい旨を、新たに規定。

(2)介護保険施設等の指導監査

○ 施設等の指導監査における着眼点において、身体拘束に係る事項を明記し、都道府県の指導監査を通じ、身体拘束の廃止に努めている。

(3)身体拘束廃止未実施減算の新設(介護報酬上の取組み)

○ 身体拘束については、現行基準上、原則としては行ってはならず、例外的に行う場合においても理由等の記録を行うことが義務付けられているが、こうした基準を満たしていない場合に減算(5単位/日)を行う。(平成18年度～)

「認知症高齢者の日常生活自立度」Ⅱ以上の高齢者の推計

○「認知症高齢者の日常生活自立度」Ⅱ以上の人数については、平成22(2010)年では208万人、平成37(2025)年では323万人と推計されており、約1.6倍に増加することが見込まれている。

(単位:万人)

将来推計(年)	2010	2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045
日常生活自立度Ⅱ以上	208	250	289	323	353	376	385	378
	7.2	7.6	8.4	9.3	10.2	10.7	10.6	10.4

※1 日常生活自立度Ⅱとは、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意すれば自立できる状態。

※2 下段は65歳以上の人口比(%)

(平成15年6月 高齢者介護研究会報告書より)

高齢者の世帯形態の将来推計

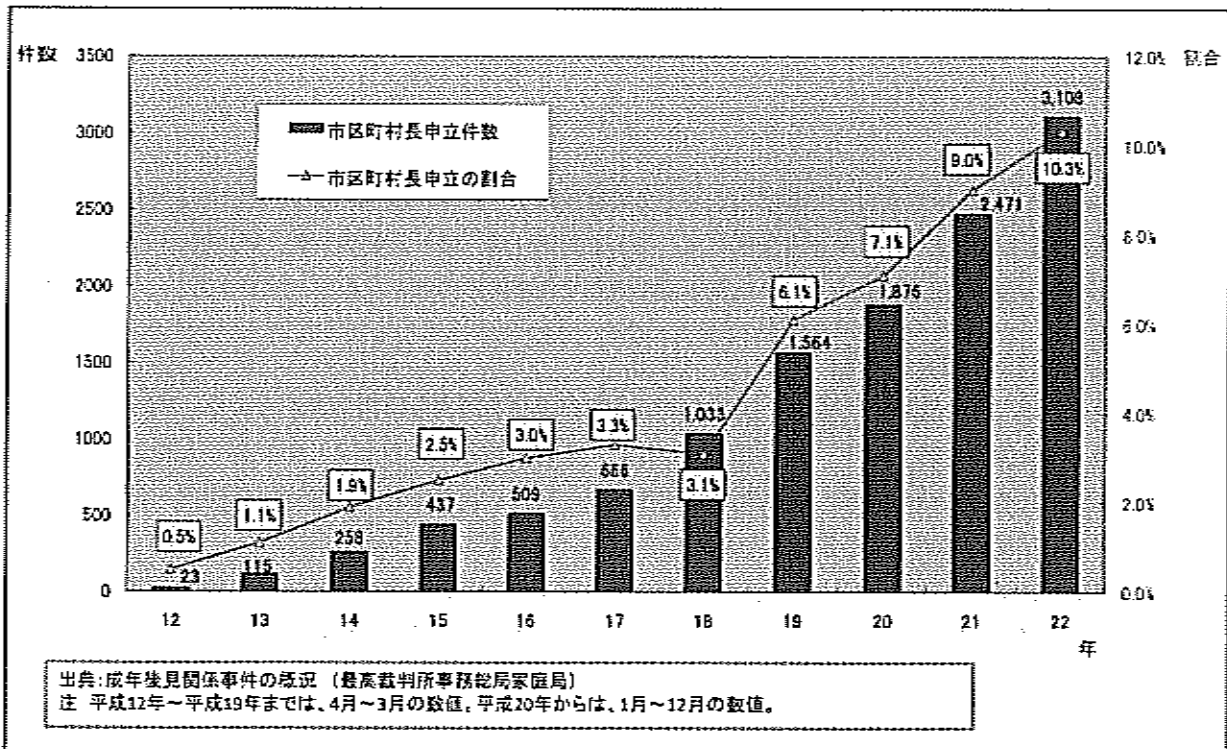
(万世帯)

区 分	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年
一般世帯	4,906	5,029	5,060	5,044	4,984
世帯主が65歳以上	1,355	1,568	1,803	1,899	1,901
単独 (比率)	387 (28.6%)	466 (29.7%)	562 (31.2%)	631 (33.2%)	673 (35.4%)
夫婦のみ (比率)	465 (34.3%)	534 (34.1%)	599 (33.2%)	614 (32.3%)	594 (31.2%)
単独・夫婦計 (比率)	852 (62.9%)	1,000 (63.8%)	1,161 (64.4%)	1,245 (65.6%)	1,267 (66.6%)

(注)比率は、世帯主が65歳以上の世帯に占める割合

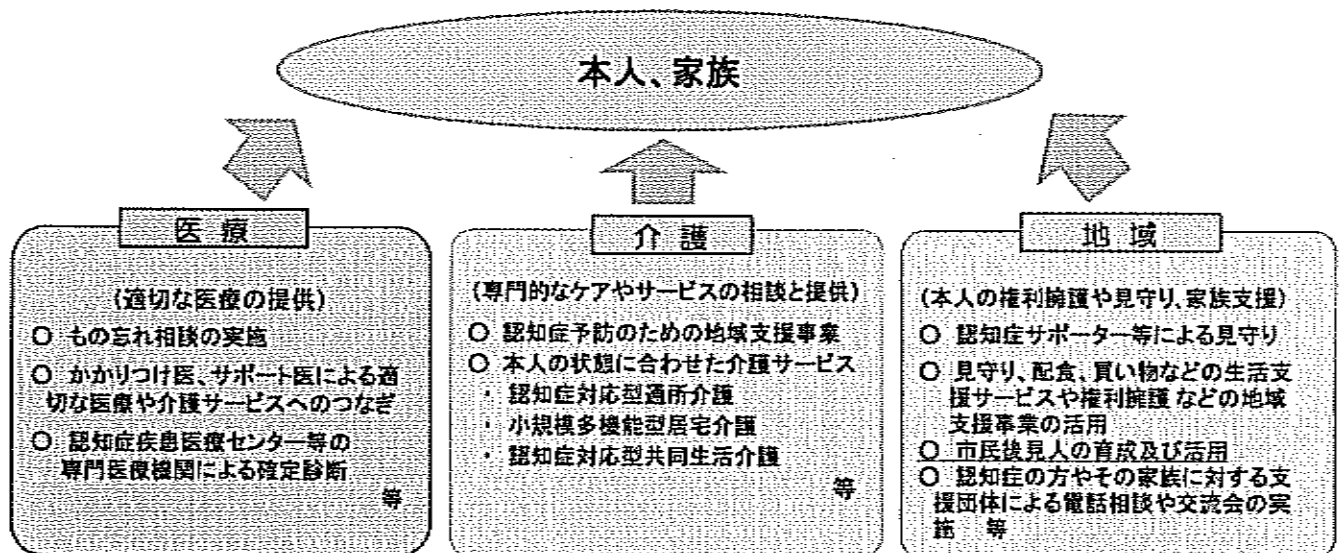
出典:国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計—平成20年3月推計—」

市区町村長申し立て件数の推移



認知症の方への支援体制 ～医療・介護・地域の連携～

○認知症の方やその家族の暮らしを支えるサービスは多方面にわたって展開されている。



介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律 (老人福祉法第三十二条の二を新設)

○老人福祉法

(審判の請求)
第三十二条

市町村長は、六十五歳以上の者につき、その福祉を図るため特に必要があると認めるときは、民法第七条、第十一条、第十三条第二項、第十五条第一項、第十七条第一項、第八百七十六条の四第一項又は第八百七十六条の九第一項に規定する審判の請求をすることができる。

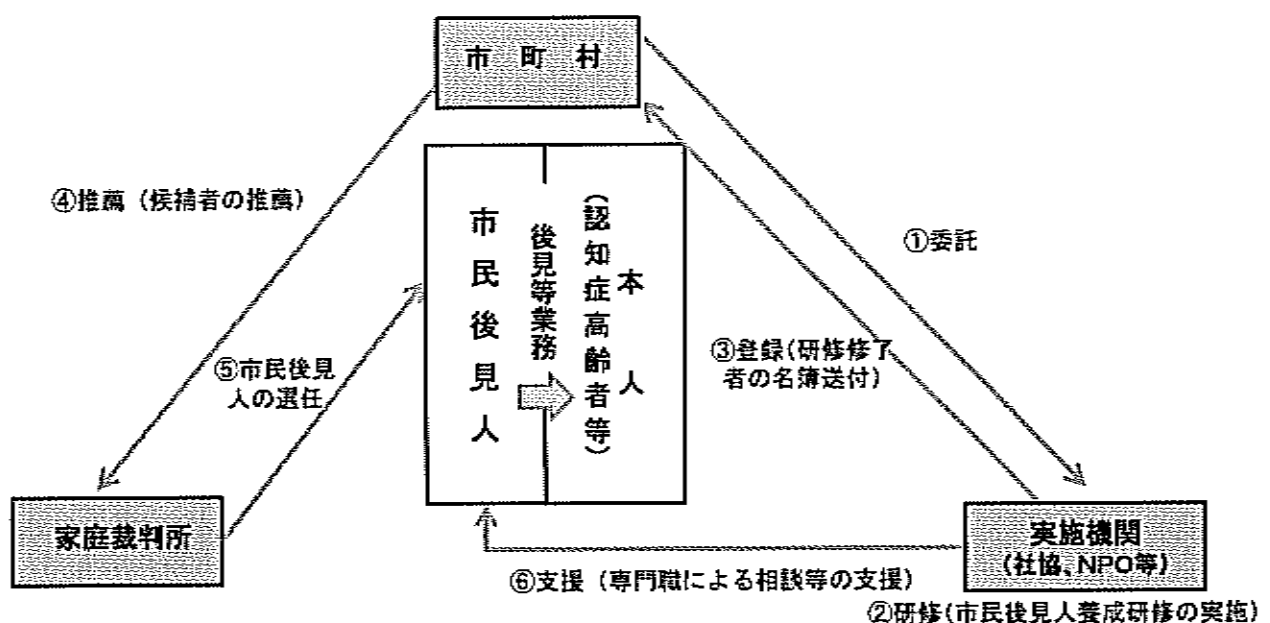
(後見等に係る体制の整備等)

第三十二条の二 市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助（以下「後見等」という。）の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、研修の実施、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 都道府県は、市町村と協力して後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、前項に規定する措置の実施に関し助言その他の援助を行うように努めなければならない。

※平成24年4月1日施行

市民後見人を活用した取組のイメージ



※実施機関が③登録、④推薦を行うこともありうる。

市民後見人の育成及び活用の取組みについて

市区町村が主体となり、家庭裁判所及び弁護士会等の専門職団体と十分協議を行うなど連携を図り、地域の実情に応じた取組みを実施する。また、都道府県が市町村の取組みを支援することも必要

1. 研修の実施

市民後見人養成研修については、市民後見人としての業務を適正に行うために必要な知識・技術・社会規範・倫理性が習得できるよう、研修カリキュラムを市区町村が策定し、実施する。(フォローアップ研修も必要)
社協やNPO等への委託も可能であるが、あくまでも主体は市町村
なお、国が標準的な研修カリキュラムを平成23年度末に示す予定

養成研修の実施だけでなく、活用のため以下の取組みが重要であり、その体制整備が必要

2. 後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦

推薦する候補者は、委員会等(市区町村職員及び弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職などで構成)を設置し、十分に検討を行ったうえで適任者を決定するなど、市町村が主体となって家庭裁判所に推薦する。

※推薦する候補者は、家庭裁判所から選任された場合に実施機関からの支援を受けることが前提

3. その他必要な措置

(1)市民後見人養成研修修了者の登録

養成研修修了者に対して面接等を行い、後見等の業務を適正に行う意思を有することなどを十分に確認したうえで、研修修了者名簿に登録する。(登録の適否を検討する選考委員会等の設置なども検討)

(2)市民後見人の支援

弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職などによる支援体制を整備し、市民後見人が適正・円滑に業務を実施できるように支援することが重要

市民後見推進事業実施要綱

(平成23年度から実施)

1 目的

認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加に伴い、成年後見制度の必要性は一層高まってきておりその需要はさらに増大することが見込まれる。

また今後、成年後見制度において、後見人等が高齢者の介護サービスの利用契約等を中心に後見等の業務を行うことが多く想定される。

したがって、こうした成年後見制度の諸課題に対応するためには、弁護士などの専門職による後見人(以下「専門職後見人」という。)がその役割を担うだけでなく、専門職後見人以外の市民を含めた後見人(以下「市民後見人」という。)を中心とした支援体制を構築する必要がある。

このため、認知症の人の福祉を増進する観点から、市町村(特別区を含む。以下同じ。)において市民後見人を確保できる体制を整備・強化し、地域における市民後見人の活動を推進する事業であって、全国的な波及効果が見込まれる取組を支援するものである。

2 実施主体

(1)本事業の実施主体は、市町村とする。

ただし、実施主体は、市町村社会福祉協議会、NPO法人等適切な事業運営が確保できると認められる団体に委託することができるものとする。この場合において、実施主体はその委託先に対し、当該事業が適正かつ効果的に行われるよう指導監督するものとする。

3 事業内容

(1) 市民後見人養成のための研修の実施

ア 研修対象者

市民後見人として活動することを希望する地域住民

イ 研修内容等

市町村は、それぞれの地域の実情に応じて、市民後見人の業務を適正に行うために必要な知識・技能・倫理が修得できる内容である研修カリキュラムを作成するものとする。

(市民後見養成研修の内容(例))

- ・成年後見や介護保険制度等の法的な内容の理解
- ・地域の福祉施設等の社会資源の理解
- ・財産目録の作成 等

(2) 市民後見人の活動を安定的に実施するための組織体制の構築

ア 市民後見人の活用等のための地域の実態把握

イ 市民後見推進のための検討会等の実施

(3) 市民後見人の適正な活動のための支援

ア 弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職により、市民後見人が困難事例等に円滑に対応できるための支援体制の構築

イ 市民後見人養成研修修了者等の後見人候補者名簿への登録から、家庭裁判所への後見候補者の推薦のための枠組の構築

(4) その他、市民後見人の活動の推進に関する事業

平成23年度市民後見推進事業実施市区町 (37市区町(26都道府県)実施)

釧路市(北海道)	余市町(北海道)	南富良野町(北海道)
本別町(北海道)	八戸市(青森県)	横手市(秋田県)
湯沢市(秋田県)	福島市(福島県)	本宮町(福島県)
玉村町(群馬県)	飯能市(埼玉県)	松戸市(千葉県)
墨田区(東京都)	横浜市(神奈川県)	小矢部市(富山県)
加賀市(石川県)	あわら市(福井県)	北杜市(山梨県)
沼津市(静岡県)	富士市(静岡県)	豊川市(愛知県)
高浜市(愛知県)	大津市(滋賀県)	大阪市(大阪府)
岸和田市(大阪府)	神戸市(兵庫県)	西宮市(兵庫県)
米子市(鳥取県)	松江市(島根県)	浜田市(島根県)
笠岡市(岡山県)	坂出市(香川県)	松山市(愛媛県)
筑紫野市(福岡県)	山鹿市(熊本県)	水俣市(熊本県)
薩摩川内市(鹿児島県)		

高齢者権利擁護等推進事業実施要綱（抜粋）

○都道府県市民後見人養成事業（平成23年度創設）

市町村における市民後見の取組を支援するため、市町村が単独では市民後見人の養成が困難な場合などに、都道府県が広域的な支援の観点から、市民後見人の養成を行うための事業を実施する。

ア 研修対象者

市民後見人として活動することを希望する都道府県内の住民

イ 研修内容等

都道府県は、それぞれの地域の実情に応じて、市民後見人の業務を適正に行うために必要な知識・技能・倫理が修得できる内容である研修カリキュラムを作成するものとする。

（市民後見養成研修の内容（例））

- ・成年後見や介護保険制度等の法的な内容の理解
- ・地域の福祉施設等の社会資源の理解
- ・財産目録の作成 等

ウ その他

都道府県は、管内市町村の市民後見の取組を支援する方策を検討するなど、市町村における取組が円滑に実施されるよう、「都道府県認知症施策推進事業」も活用すること。

※平成23年度 事業実施自治体：3府県（大阪府、和歌山県、福岡県）

基 調 報 告

1 本経験交流会の目的

- ① 虐待対応専門職チームの6年の活動実績を踏まえて、活動経験について情報交換し、各地における活動の一層の推進を図る。
 - ・ 地域の専門職チームにおける運用上の課題と対応について検証する。
 - ・ 専門職チームの担い手の確保やスキルアップのための活動について意見交換をすることにより、活動水準の向上を図る。
- ② 施設内虐待への対応のあり方について、既に対応をしている地域から報告を受けるとともに、未対応の地域における対応体制の整備を図る。
- ③ 障害者虐待防止法の施行に伴い、虐待対応専門職チームの役割や市町村との連携のあり方について情報交換をする。

2 これまでの確認事項

(1) 専門職チームとは(2006年設置の呼びかけ)

専門職チームは、養護者による高齢者虐待対応について、市町村・地域包括支援センターが適切な対応をするための仕組みを確立するとともに、市町村・地域包括支援センターの担当者が具体的な対応を適切に実施するため、高齢者虐待に精通した弁護士と社会福祉士からなるチームが、それぞれの視点から担当者に助言を行い、対応力を高めることを目指して創られた。

(2) スタンダードモデル(2009年経験交流会)

2009年の第1回経験交流会で、専門職チームの活動のスタンダードなモデルを提示した。

- ① チームとして助言にあたること

2つの異なる専門職の視点と発想で客観的に助言をすることにより(弁護士：虐待対応における法的な枠組に関する助言、社会福祉士：虐待対応の実践方法に関する助言)、実効性のある役割を果たすことができる。
- ② 助言者(アドバイザー)であること

チームによる助言により、責任主体である市町村・地域包括支援センターが虐待対応に関する力をつけることを目指す。従って、助言者(アドバイザー)としての立ち位置を堅持する。
- ③ 個別のケース会議を通じた助言であること

個別の事例を通して、市町村・地域包括支援センターの高齢者虐待に対する仕組みを確立し、同時に事例について適切かつ具体的な対応策を検討することを目指す。従って、チームの助言は、個別のケース会議を通じた助言を中心とする。
- ④ 市町村との契約に基づく助言を目指すこと

多くの都道府県では、都道府県の権利擁護等推進事業の予算を活用し、同事業の受託に基づき、市町村や地域包括支援センターに専門職チームを派遣している。都道府県による市町

村支援というスキームは、専門職チームの活動基盤を拡充したという点で評価に値する。しかし、高齢者虐待への対応を、実効性があり恒久的なものとするためには、高齢者虐待の責任主体である市町村との契約を進める必要がある。

2009年に示したスタンダードモデルは、専門職チームの機能をより効果的に果たす上で基本的枠組みであり、引き続き堅持、追求すべきものである。

3 専門職チームの現状と課題

(専門職チームの活動状況については、2011年12月の社会福祉士会の調査(資料1)による。都道府県の表示は「県」に統一。)

(1) 未設置都道府県での設置

① 設置状況

専門職チームの設置については、「設置済み」が37県、「設置予定」が1県(2012年4月予定)となっている。「設置済み」は昨年長に比べて2県増えている。

現在専門職チームが設置されていない(検討中)ところが9県となっている。その理由としては、「チーム登録者等人材難」とするものが3県、「ニーズ不明」とするものが4県、「行政の協力が得られない」とするものが2県となっている(複数回答可)。

調査時点	設置済み	設置予定	検討中	不明
2008年8月	23	4	19	1
2010年9月	35	1	11	
2011年12月	37	1	9	

② 専門職チームが設置されていない県では、引き続き設置を目指した取り組みを行う必要がある。

第1に両会の協議を引き続き行い設置に向けた具体的目標を立てる必要がある。また、未設置のところの中には、虐待対応に関して行政と両会の部分的な協力・連携がとれているところもあるが、専門職チームの機能(チームとして、ケース会議を通じた、具体的アドバイス)を再度行政に説明し、その機能を既存の枠組みに組み込むことを働きかけることが必要となる。

③ 未設置支部の取り組みを促進するため、全国レベルの支援体制を検討する。

- ・ 調査によれば、未設置県に置いては両会の合同の話し合う場がないとするところが6県ある。これらの県に対しては両会の委員会が関与し「協議の場」を設定することも検討する必要がある。この中で、専門職チームの意義や役割について両会の県レベルで共通の認識を得られるように支援する。
- ・ 専門職チームについての行政の理解を促すため、両会の委員会の関与や共同での働きか

けも検討する。

(2) 市町村契約の促進と都道府県との契約、事業受託

① 事業の実施状況

専門職チームの活動状況は以下となっている。

<市町村との契約>

設置済み37県中、「市町村との契約」は、13県で昨年と変わっていないが、契約市町村数は倍増している。(契約市町村数が10を超えている県は、大阪14、岡山15、愛媛11、福岡46、熊本12)

<県事業の受託>

設置済み37県中、「県事業の受託等」が22県(昨年18県)となっている。受託額は、幅があるが、100万円超が6県となっている。

	都道府県等からの受託	市町村との契約	
		県の数	契約市町村数
2008年度	13	4	41
2010年度	18	13	62
2011年度	22	13	129

・ケア会議への派遣実績の多い県：

都道府県契約：岩手：月1回、千葉3回、静岡5回、鳥取4回、広島8回、宮崎5回

市町村契約：滋賀4回、大阪47回、兵庫5回、岡山：自治体毎に月1回、広島6回、福岡13回、大分3回

② 専門職チームの事業のベースは、現在のところでは、市町村との契約によるところよりも都道府県事業の受託によるところの方が多くなっている。

事業のベースをいずれに置くかについては、それぞれの地域で行政との関係を踏まえて判断すべきであるが、スタンダードモデルで示した「高齢者虐待への対応を、実効性があり恒久的なものとするためには、高齢者虐待の責任主体である市町村との契約を進める」ことを基本とする必要がある。

市町村との契約を推進するためには、その財源が問題となる場合が多い。市町村における財源確保の一つの方法として、現在の高齢者権利擁護等推進事業(資料2)の実施主体を都道府県から市町村に拡充することを国に働きかけていく必要がある。

(3) 専門職チームの体制強化

① 調査では、専門職チームの課題としては、登録メンバーのアドバイス力の向上を挙げるところが一番多くなっている。

<専門職チームの課題>

登録メンバーの確保	18
派遣メンバーのコーディネート	19
登録メンバーの専門的助言力の向上	26
事務局体制等	21
都道府県、市町村に対する一層の働きかけが必要	22

- ② 登録メンバーの質の向上については、両会ともに登録員のための研修を全国段階でも実施しているところである。

・日本弁護士連合会：高齢者虐待防止アドバイザー研修

08年度（115名）、11年度（125名）

・日本社会福祉士会：高齢者虐待対応専門研修（アドバイザーコース）

08年度（66名）、09年度（69名）、10年度（72名）、
11年度（震災で中止）

また、都道府県段階でも、研修会や学習会が行われており、両会の定期的協議も概ね実施されている。今後は、合同事例検討会や助言事例の検証等を通じて、登録員の力量を向上させていく必要がある。

- ③ 登録メンバーの確保やコーディネート体制の整備では、都道府県域全体へのアドバイザーとして派遣するメンバーの日程調整の困難さ等が指摘されている。事務局体制も含め、引き続き体制整備が課題となっている。

- ④ チーム活用についての行政の認識には地域格差があるのが実情であるが、行政への働きかけのツールとして日本社会福祉士会が日本弁護士連合会の協力を得て開発した「養護者による高齢者虐待対応の手引き」（資料4）「高齢者虐待対応帳票」（資料5）を積極的に活用することが可能である。

また、行政と連携した研修会の実施や講師派遣等の協力を進めていく必要もある。この面では日本社会福祉士会が都道府県社会福祉士会を実施主体として全国的に展開している「高齢者虐待対応現任者標準研修」（資料6）の活用が考えられる。

<チーム活用についての行政の認識>

活用に積極的な行政が増えている	9
専門職チームについての理解が乏しい	15
理解はあるが、予算的に厳しい	16
その他	8

(4) 専門職チームの活動範囲の拡大

- ① 専門職チームは、養護者による虐待対応へのアドバイザーの派遣としてスタートし、一定の経験を蓄積してきている。

一方、養介護施設従事者による虐待対応については、市町村、都道府県における対応が十分とは言えない状況も浮かび上がってきている。また、障害分野においては、障害者虐待防止法の本年10月から施行を踏まえた体制整備が都道府県、市町村で開始されている。

このような状況の中で、専門職チームの活動の範囲について検討が必要な時期に来ている。

- ② 高齢者施設虐待、障害者虐待においても、事実確認、虐待の有無や緊急性の判断等において専門的アドバイスが必要となる場面が多いことが予想され、専門職チームの活用が効果的である。

専門職チームを施設虐待や障害者虐待の分野に拡大することについて、調査では、「既に取り組んでいる」「取り組みたいとするところ」が約40%強ある一方で、「当面そこまで手が回らない」とするところが15%強あった。

	高齢者施設虐待	障害者虐待
既に活動の対象に組み入れている	9	7
その方向に賛成であり、事業化に取り組みたい	7	8
まずは、両会で検討してみたい	14	16
必要性は感じるが、当面そこまでは手が回らない	6	5
今のところ必要性を感じない	0	0

参 考 資 料

- ① 専門職チームに関する取り組み調査結果（2011年12月、日本社会福祉士会）
- ② 高齢者権利擁護等推進事業実施要綱
- ③ 障害者虐待防止対策支援事業実施要綱
- ④ 養護者による高齢者虐待対応の手引き
- ⑤ 高齢者虐待対応帳票
- ⑥ 養護者による高齢者虐待対応現任者標準研修
- ⑦ 障害者虐待権利擁護・虐待防止指導者研修
- ⑧ 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議（2012年2月23日）資料より
- ⑨ 高齢者虐待防止に向けた取り組みについて（平成24年4月3日事務連絡）
- 【別冊1】 養介護施設従事者による高齢者虐待対応の手引き
- 【別冊2】 市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応

高齢者虐待対応専門職チーム経験交流会シンポジウム資料

テーマ 兵庫県高齢者虐待専門職チームの活動について	発表者 兵庫県社会福祉士会 黒瀬 吉史
------------------------------	---------------------------

1. 該当地域（都道府県もしくは市町村）の虐待対応の特徴

当県は、北は日本海から南は瀬戸内海までという広域性と 41 市町という多くの自治体によって成り立っているため、地域性も文化も多彩である。都市部と郡部・山間部では、社会資源にも大きな差異があり、緊急時の高齢者保護をするにも施設の居室確保が難しい。また、市町と地域包括支援センターの関係において、直営型と委託型は半々である。

県下 41 市町のうち、22 年度末でのマニュアルや手引き作成済みは 32 市町である。未だ 2 割の市町は、対応の元となるマニュアルや手引きがない状態で対応を行っているのが現状である。（23 年度 1 市が新たにマニュアル作成した）

22 年度の虐待件数は、在宅 852 件（通報・相談 1,189 件）、施設 3 件（同 22 件）であった。虐待の分類としては、身体的虐待が全体の中で 6 割を占めているものの、ここ 2 年は経済的虐待（34.3%）、放棄・放任（25%）が増えてきている。都市部と郡部とも、類型に大きな差はなく、精神疾患を抱えた高齢者や養護者の事例が増えてきており対応が長期化している。（「22 年度兵庫県高齢者虐待の報告」より）

23 年度の県事業（注 1）からは、初動期において適切な対応が出来ていないため、多くの自治体で対応が長期化していることが分かった。不十分な事実確認、虐待かどうかの判断、緊急性の判断、行政と地域包括支援センターとの役割分担が出来ないまま動いている事例が、結果として多かった。

注 1）平成 23 年度高齢者虐待防止研修事業

「高齢者虐待防止研修（早期発見・初動期対応研修、事例検討ステップアップ研修）」「高齢者虐待防止啓発セミナー（以下、セミナーという）」の 3 事業からなる。県下 41 市町を保健・医療 10 圏域に分けて実施。「早期発見・初動期対応研修」は神戸・姫路 2 会場で、「事例検討ステップアップ研修」は各圏域 2 回ずつの 20 回実施、「セミナー」は神戸を除く 9 圏域で実施した。

2. 専門職チームの活動状況

（別紙：社会福祉士会調査「専門職チームの取り組み状況」参照）

（1）派遣までの流れ

①アドバイザー派遣について

専門の事務局体制がないため、多くは各市町の担当社会福祉士から兵庫県社会福祉士の事務局、もしくは圏域担当者に相談連絡が入る。依頼内容の詳細を社会福祉士会の圏域担当者が確認し、弁護士会などに派遣要請を市町へ正式依頼する。依頼元の市町の希望日時を専門職チームのメーリングリストに流し、対応出来るメンバーの中から両会で事例の内容を見て適任者を選定して派遣する。選定は、両会の運営委員会でそれぞれ行う。選定されたメンバーは、派遣までに事例内容からおおよその助言内容について方向性を確認して臨んでいる。

契約をしている神戸市の場合、年度ごとに両会からメンバー登録を事前に行っている（社会福祉士会 6 名、兵庫県弁護士会 9 名）。市の事務局から両会事務局に派遣要請が入り、日程調整用紙が登録メンバーに配付されてそこに調整可能日時を記載し、選定は市で行う。当日までに、事例について最低限の方向性は共有して臨んでいる。

どちらの場合も、必要に応じてメーリングリスト上で必要な情報（制度や資源等）を集めることもあるが、事例の詳細は担当者のみで保護している。派遣後は、メンバーが報告書をメーリングリストにあげて共有するように努めている。

②研修講師の依頼

チームとしての本来の役割（アドバイザーとしての助言）から、研修講師派遣についてはこれまでも議論が上がっている。ただ、市町や地域包括支援センターのレベルをあげないことには助言レベルでは対応できないことも多く、可能な範囲での講師派遣を実施している。

派遣は、①と同様、兵庫県社会福祉士会が窓口になることが多い。会事務局もしくは圏域担当者に入った内容から、チームとしての派遣が望ましいか、いずれかの専門職での派遣が望ましいか調整を行う。チーム派遣が望ましいと判断して依頼元の市町が承知した場合、依頼に基づきメーリングリストにて講師を公募する。派遣メンバーを指名しての依頼もある。

- ・現在、県下 41 市町のうち 2 市と契約。次年度、1 市 1 町が新たに契約検討中。
- ・事例への派遣件数は伸びていないが、事例検討会や地域包括支援センター、民生委員協議会等への研修依頼は増えている。（23 年度実績：派遣と研修は延べ 12 市町）
- ・弁護士会との学習会（専門職チーム以外の弁護士会会員に向けて）の実施。
- ・弁護士会主催の「権利擁護なんでも 110 番」（電話・FAX 無料相談）を毎月第 3 火曜に実施。他にリーガルサポート、精神保健福祉士会とで 3 チーム（4 専門職で 1 チーム）を構成して対応している。
- ・23 年度は、県への申し入れの結果、県下 41 市町を保健・医療圏域 10 圏域に分けて「早期発見・初動期研修」「事例検討ステップアップ研修」「高齢者虐待防止セミナー」として計 31 回の研修を実施した。

3. 専門職チームの評価と課題

①成果

- ・神戸市とは、平成 19 年度から契約を結び、件数は少ないものの派遣実績は出来ている。また、今年度の派遣事例では、これまで後見相当でないと実施が難しかった市長申立てにおいて、保佐相当での申立てが実現した。加えて、虐待対応の手引きを改訂するにあたり、専門職チームとして参加して意見を反映させることが出来た。
- ・研修からの関係作りの結果、在宅事例ではないが施設虐待の事例への派遣が出来た。
- ・単年度ではあるが、19 年度以降 22 年度を除いて兵庫県からの事業受託が出来ている。
- ・23 年度は県事業を通し、県下 41 市町に対して圏域単位ではあるが、実際の生事例に対する専門職チームの助言等を体験してもらうことが出来た。

②課題

- ・専門職チーム結成後、活用は 23 年度までに 14 市町あるものの、本来の活動である事例へのアドバイザー派遣は 6 市であり、直接契約に基づいた活動は 2 市に留まっている。他は研修や事例検討への依頼となっている。
- ・兵庫県というエリアは広大であるにもかかわらず、専門職チーム所属のメンバーは阪神間に多く、派遣依頼時の移動に多くの時間を要してしまう。そのため、急な依頼に対しては対応出来るメンバーが限られてしまうという面がある。
- ・施設虐待対応は、現在 1 事例である。社福士会のメンバーでも対応出来るものが限られており、どのように層を厚くするのが課題である。
- ・10 月施行の障害者虐待防止法に対し、専門職チームの活用は想定されているが、既存の社福士会のチームは高齢者が専門のメンバーが多く、対応に向けての対策が急務に

なっている。

- ・派遣の費用設定、派遣後の事例に対する後方支援の方法、事例派遣と研修派遣との両方にどこまで対応出来るのか。

4、事例 別紙

高齢者虐待対応専門職チーム経験交流会シンポジウム資料

テーマ 宮崎県高齢者虐待専門職チームの活動について	発表者 宮崎県弁護士会 新井 貴博
------------------------------	-------------------------

1. 該当地域（都道府県もしくは市町村）の虐待対応の特徴

宮崎県は、平成22年度の高齢者虐待相談件数が262件（うち、7件が施設内虐待事案）、虐待の事実が認められた事案は、養護者虐待が149件、施設内虐待が4件である。

専門職チームと契約締結に至っているのは、県内26市町村中1市のみであるが、平成22年度から宮崎県が専門職チームの市町村派遣事業として、年間100万円程度の予算をつけ、同事業を受託している県社協と専門職チームが契約を締結している。よって、宮崎県の専門職チームは全県をカバーできる状況となっている。

県社協は、「高齢者総合支援センター」という名称のもと、2名の職員が市町村からの虐待相談を受け（月10件程度）、困難事例と判断した場合は、専門職チームのFAX相談、ケース会議派遣へ繋げる。同職員は、毎年各市町村の担当窓口や包括を訪問し、事例の掘り起こしや研修などを行っている。

高齢者虐待に関する意識は、市町村によって雲泥の差があり、意識の低い市町村では、「当市内では高齢者虐待は存在しない。」などの発言も見られている（ちなみに、宮崎県の平成22年の市町村長申立件数は、九州内では福岡県に次ぐ35件であったが、1市が突出しているためであり、未だ要綱のない市町村も多い。）。

意識の高い市町村の問題点は、市町村職員が自ら動きすぎていることが多く、適切な役割分担と養護者支援が蔑ろにされている点が指摘される。

2. 専門職チームの活動状況

(1) 宮崎県の専門職チームの特徴としては、「事前会議」と「FAX相談」である。

「事前会議」は、ケース会議開催日の2、3日前に、ケース会議出席予定者と虐待対応運営事務局（弁護士3名、社会福祉士3、4名）が、それまでに集められた情報を基に検討を行い、チーム全体の底上げと出席者による発言のブレをなくすようにしている。

「FAX相談」は、平成22年度の中頃から、市町村の要望に応じて始めたものである。

当初、専門職チームの趣旨（チームとしてのケース会議を通じた助言）に沿わないため、慎重意見もあったが、市町村の悩みの中にはケース会議に呼ぶほどの問題ではないものも多いことや、まずは市町村の敷居を下げて専門職チームの有効性を認識してもらう必要があることなどの理由から、運用を開始した。具体的には、虐待対応事務局にメールで相談内容が配信され、弁護士・社会福祉士が単独で回答するか、共同で回答するかを決め、担当者から出された回答案についても、同事務局でチェックを行っている。

(2) 平成23年度は、9市町村から15件の事例につき専門職チームの派遣を行った。

FAX相談は、10市町村から15件の事例で相談対応を行った。

上記内容については、2ヶ月に1回開催されている弁護士会の高齢者障がい者委員会と社会福祉士会との連絡協議会において報告検討を行っている。

研修は、市町村職員向け、包括職員向け、施設職員向けなど、合計7件を開催した。

3. 専門職チームの評価と課題

① 成果

- ・市町村の中には、一つの事例において、終結まで合計3回のチーム派遣要請をしてもらい、虐待対応の手順について理解してもらえた。
- ・初めてケース会議に呼ばれる市町村では、最初に、一般的な対応手順と市町村の責務についての説明を行っており、決裁権者及び担当者の意識向上に繋がった。
- ・FAX相談を通じて専門職チームの有用性を感じてもらい、次のケース会議派遣に繋げることができた。
- ・意識の低かった市町村において、虐待対応の必要性・重要性を理解してもらい、マニュアル作成にまでこぎつけた。
- ・振り返り事案で、支援終結の目処を再認識してもらったり、養護者支援の重要性を理解してもらうことができた。

② 課題

- ・現在は、県の予算によって県内全市町村をカバーしている状態だが、事業終了後、市町村単位で予算を組み、個別に契約ができるところは少ないこと。
- ・（包括などに）丸投げ、又は、逆に丸抱えする市町村もあり、そのような所に限って専門職チームの利用がないか、少ないこと。
- ・宮崎県は広域であり、鉄道が充実していないため、宮崎市以外の市町村から派遣依頼がある場合、弁護士及び社会福祉士に過度な負担がかかること。
- ・宮崎県は、高齢者虐待対応事業として県社協に委託しているため、市町村間の調整等に疎い側面があること。
- ・施設内虐待については、相談事例もケース会議派遣事例もなく、対応に不安があること。

4. 事例

別紙

高齢者虐待対応専門職チーム経験交流会シンポジウム資料

テーマ 千葉県における高齢者虐待対応の現状と課題	発表者 千葉県健康福祉部高齢者福祉課 在宅福祉推進室副主幹 原見 律子
-----------------------------	--

1. 千葉県における虐待対応の概況（養護者による虐待）

- (1) 市町村及び地域包括支援センターを支援するため、職員を対象とした研修会を開催するとともに、困難事例について専門職が連携して助言等を行う「高齢者虐待対応市町村支援事業」を実施。
- (2) 高齢者虐待の未然防止及び早期発見を図るため、在宅介護サービス事業者の管理者等を対象とした研修を実施。
- (3) 平成24年度新規事業として、被虐待者を保護する居室の広域的確保に係る研究を実施。

2. 県としての市町村支援に関する事業、方策の全体像

○事業名、予算

(1) 高齢者虐待防止対策研修 1,550 千円

ア 市町村、地域包括支援センター等職員対象

①新任職員及び管理職【主に行政、基礎的内容】（春）

定員 100 名、1 日×1 回

②現任対応職員【主に地域包括支援センター職員、実践的内容】（夏～秋）

定員 60 名、3 日×1 回／1 日×3 回（のべ 6 日）

③専門職員【主に行政、関係機関との連携方法や関連法制度】（秋）

定員 60 名、1 日×1 回

※①②は千葉県社会福祉士会に委託、③は県直営

イ 在宅介護サービス事業者（デイサービス等）の管理者等対象

定員：200 人×1 回

(2) 高齢者虐待対応市町村支援事業（専門職チームの活用：後述） 450 千円

(3) 被虐待者を保護する居室の広域的確保に係る研究 170 千円【24 年度新規】

居室の広域的確保について、その必要性や実施に当たっての課題等を検討するための研究会を開催する。

(1) ～ (3) 予算額計 2,170 千円

※関連事業として、

・「高齢者相談（高齢者虐待を含む）」に対応する嘱託相談員を雇用。

・平成23年度、県域で活動する住民団体、医療・福祉関係団体、民間企業等により構成する「千葉県高齢者を地域で支えるネットワーク会議」を設置。高齢者の孤立化防止、認知症対策及び権利擁護について、市町村や地域における多様な主体とのネットワークづくりを促進する。

○今後の事業展開について

- ・研修事業：受講者のニーズに即したプログラムとなるよう、市町村等職員の意見を反映させたい。
- ・市町村支援事業：支援事例を基に事例集を作成するなどして、成果を広く還元したい。
- ・居室の広域的確保：研究会における議論を基に、今後の展開を検討する。
- ・その他、虐待の未然防止という観点からも、市町村における関係機関とのネットワーク整備は重要と考えるが、設置割合は5割強に留まっている。県域でのネットワーク整備を機に、未設置の市町村に対する働きかけを強めたい。

3. 専門職チームの活用について

○経過

- 平成20年度に5回、平成21年度に9回の検討会を開催。
- その間、市町村アンケートや訪問調査を実施しながら、事務フローを検討。
- 平成22年4月から事業開始。

- 事業名 千葉県高齢者虐待対応市町村支援事業（概要は別紙のとおり）
※支援業務①③に係る費用は県負担、②は市町村等負担。

○予算 450千円

○受入実績（2011年度）

- ①困難事例相談 11件（ケース会議への出席10件、電話相談1件）
- ②研修会等への講師派遣 8件

○活用して良かったと思われる点

県職員は現場経験がないため、市町村・地域包括からの問い合わせに対して有効な助言ができず、もどかしい思いをしていたが、専門職チームの活用により積極的な支援ができるようになった。

また、いわゆる困難事例の詳細について知ることができ、高齢者虐待への理解が深まった。

○課題と思われる点

県が事務局を担っているせいか、専門職チームの皆さんが「受け身」になっているように思われる。

より良い事業とするため、もっと積極的な御提案をいただきたい。

○専門職チームへの要望

- ①支援事例の検証（評価）
 - ②支援事業の成果の研修への取り込み
- について、効果的な方法等を御提案いただきたい。

4. その他

財政当局から、高齢者虐待は一義的に市町村が対応すべきものであり、専門職チームの活用について県が費用負担をする必要はないと指摘されている。

平成24年度予算は確保できたが、恒久的な予算措置は難しいと思われるため、市町村の予算対応も働きかけていく必要がある。

千葉県高齢者虐待対応市町村支援事業

高齢者虐待に係る困難事例等に対し、弁護士と社会福祉士等からなる専門職がチームになって支援いたします。

1 概要

高齢者虐待防止法の施行により、市町村には、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の適切な保護及び養護者に対する支援について、第一義的な責任を持つ役割を担うことが求められています。

「千葉県高齢者虐待対応市町村支援事業」は、弁護士・社会福祉士を中心とした専門職による支援体制を構築し、県内市町村において、高齢者の虐待防止及び高齢者虐待に対する的確な対応が図られるよう支援するものです。

2 支援の要請ができる機関

県内市町村高齢者虐待防止主管課及び県内地域包括支援センター

3 支援業務

①高齢者虐待に係る困難事例等に関する相談

- 例：・虐待の『事実確認』や『情報収集』に関すること
支援の拒否などにより接近が困難で、高齢者の安全が確認出来ない。
・『やむを得ない措置』に関すること
やむを得ない措置をした後に家族からクレームがある。
・『成年後見制度の利用』に関すること
独居の認知症高齢者等で、成年後見の申し立てなど権利擁護の支援に苦慮している。

基本的に、市町村等で開催される「個別ケース会議」に参加して、助言を行います。

②市町村等が開催する高齢者虐待防止に係る研修会、事例検討会等への講師等派遣

③その他、高齢者虐待防止等に関し、必要と認められる事項

例：虐待防止マニュアル作成時のアドバイス

4 支援体制

(支援者) 千葉県弁護士会所属の弁護士

千葉県社会福祉士会所属の社会福祉士

その他、必要に応じて他の専門職を要請

(事務局) 千葉県健康福祉部高齢者福祉課

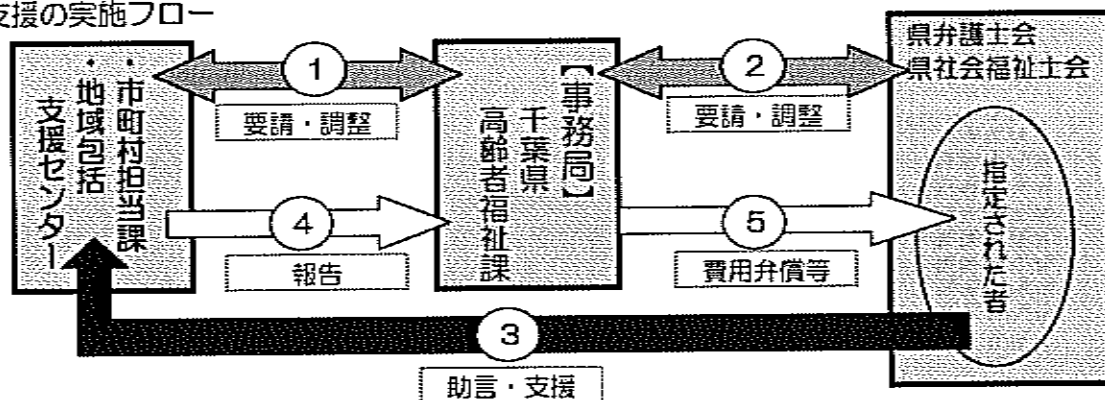
【支援要請の受付】 平日(月曜日～金曜日) 9時から17時まで

※連絡先 千葉県健康福祉部高齢者福祉課 在宅福祉推進室

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

TEL: 043-223-2237 FAX: 043-227-0050

5 支援の実施フロー



高齢者虐待対応専門職チーム経験交流会シンポジウム資料

テーマ 上尾市における高齢者虐待の対応について	発表者 上尾市 元高齢介護課主事 佐野 友美
----------------------------	------------------------------

1. 上尾市における虐待対応の概況

●上尾市の高齢化の状況（平成24年1月1日現在）

人口：227,235人

65歳以上人口：48,500人

高齢化率：21.3%

●上尾市の虐待の実態

H22年度

相談通報：13件（女性9件 男性4件）

虐待認める：6件 グレーゾーン：4件

虐待者：息子5件、娘3件、夫3件 その他

対応：分離2件 介護サービス2件 一時入院1件 見守り4件

H23年度

相談通報：14件（女性9件 男性5件）

虐待認める：10件 グレーゾーン：4件

虐待者：息子8件、夫2件、子の配偶者2件 その他

対応：分離2件 介護サービス1件 一時入院4件 助言指導3件 見守り3件

●対応体制

上尾市地域包括支援センター社会福祉士会と共同で作成（H23年4月1日）した高齢者虐待対応マニュアルに沿った対応を各関係機関で調整し行う。

2. 高齢者虐待専門職チームの活用状況

●経過

H19年、H20年に法テラス埼玉と共催で上尾市高齢者・障害者無料出張相談会を開催し、困っていることがあるケースの担当者や家族、本人等が市役所に出向き相談を行っていた。

H21年に予算を初めて取得し、高齢者虐待防止のためには高度な法律的知識や社会福祉的知識を持つ専門家の助言が必要であることから、埼玉弁護士会と埼玉県社会福祉士会と契約を結びアドバイザーとして会議への参加を依頼している。

●事業名、予算

地域支援事業費の包括的支援事業費の一つとして「総合相談支援・権利擁護事業」の中に「高齢者虐待防止アドバイザー委託料」として組み込んでいる。

埼玉弁護士会…1回10,500円＋交通費500円（1回）

埼玉県社会福祉士会…1回10,000円＋交通費500円（1回）

※「高齢者虐待対応専門職会議」での情報提供・助言1回2時間まで

●会議内容

会議日程：奇数月の第二水曜日に実施（年6回）

参加者：埼玉弁護士会、埼玉県社会福祉士会、

上尾市各地域包括支援センター社会福祉士、高齢介護課職員

会議進行：上尾市各地域包括支援センター社会福祉士により当番制

検討内容：各地域包括支援センターや高齢介護課より困難事例をあげ検討を行う。

事例件数：新規9件、継続9件、その他2件

●良い点

- ・ケースの今後の関わり方に行き詰まっているとき、新しい道筋が見える。
- ・ケースへの対応について不安がある時、法的な立場から助言を頂ける。
- ・成年後見制度につなげやすくなる。
- ・視野が広がる。
- ・みんなで情報を共有することにより、担当者の気持ちが楽になる。
- ・地域包括支援センター職員と高齢介護職員のスキルアップにもなる。

●課題

会議が2ヶ月に1回のため、ケースの問題が上がって少し時間がたってからの相談になってしまうことがある。

●今後の事業展開について

地域包括支援センターと高齢介護課の職員だけではなく、ケアマネや社協等事例を取り巻く人たちの参加も検討すべきである。

今後、ケースが急激に増えていく場合は会議の開催を各月にするなど検討が必要となってくる。

高齢者虐待対応専門職チーム経験交流会シンポジウム資料

テーマ 専門職チームのアドバイスどこへゆく (主人公は制度？それとも被虐待者？)	発表者 浜松市地域包括支援センター和地 山口 博美
--	---------------------------------

1. 浜松市における虐待対応の概況

○対応件数

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
相談・通報件数	94	200	暫定 176
施設従事者による虐待に関するもの	2	4	
養護者による虐待に関するもの	92	196	
事実確認により虐待があったと判断されたもの	73	133	

相談・通報者 (重複あり)	平成 21 年度	平成 22 年度
介護支援専門員・介護支援事業所	33 (31%)	78 (36.4%)
近隣住民	4 (4%)	10 (4.7%)
民生児童委員	7 (7%)	14 (6.5%)
被虐待者本人	10 (10%)	29 (13.6%)
家族親族	12 (12%)	38 (17.8%)
虐待者本人	0	1 (0.5%)
行政職員	5 (5%)	16 (7.5%)
警察	15 (14%)	10 (4.7%)
その他 (包括はその他に含まれる)	18 (17%)	18 (8.4%)

○対応体制

確認の方法	平成 21 年度	平成 22 年度
訪問調査により事実確認を行ったケース	27 (29.3%)	105 (87.8%)
関係者からの情報収集のみで事実確認を行ったケース	64 (58.6%)	68 (39.3%)
警察が同行した立ち入り調査を行ったケース	1 (1.1%)	0
相談を受けた段階で虐待でないと判断したケース	4 (4.6%)	18 (75%)
相談後事実確認調査の可否を検討したケース	6 (6.5%)	6 (25%)

2. 地域包括支援センターの関与の仕組み

浜松市では、虐待の発見者からの連絡は”通報”として、被虐待者本人からの連絡は”届出”として、行政・地域包括のいずれに入った連絡でも、情報の共有ができる体制をとり、事実確認に進んでいく。基本的に本人・養護者に同じ者が関わらないこととし行政・包括が役割分担して事実確認を行う。時に、包括内で役割分担をして虐待者・被虐待者・関連機関への聞き取り調査となることもあるが、おおむね、行政と包括が、別々に聞き取り・情報収集をしている。

相談受理されると、情報の共有後対応ケース会議が開催される。事実確認を進めながら、同時に対応の検討を重ねていくケースもある。ケースによって、虐待ケースとしての認定・緊急性の有無の確認、対応方針の決定を 48 時間以内を意識してコア会議が行われる。緊急性がない、と判断された場合や保護・分離が行われたケースには、進捗管理会議と呼ばれる行政関連部所と包括の会議があり、その他、個別ケースの詳細を確認し、支援の方向性を決定する個別ケース会議がある。

3. 専門職チームの活用状況

○経過

静岡県では、社会福祉士会が静岡県からの委託を受け、権利擁護相談窓口を設置し、相談員を配置している。相談は、県内市町の職員や地域包括支援センター職員を対象に虐待対応の困難事例、成年後見制度の利用等、高齢者の権利擁護に関する相談に対応している。静岡県社会福祉士会は、静岡県弁護士会の協力を得、弁護士の助言を受け相談に応じたり弁護士と社会福祉士のチームをケース検討に派遣し、対応のアドバイスをしている。

○事業名、予算

事業名は 高齢者権利擁護ネットワーク形成支援事業、23年度の年間予算は 約370万円。

○受入実績（2011年度）

平成23年度、電話相談で解決への助言をしたケースが98件、弁護士から助言を受けケース相談に回答したケースが3件、相談を繰り返されているケースが28件、専門職チーム派遣が2件となっている。専門職チーム派遣に対しては謝礼がある。

そのほか、同事業では、静岡県全体で市町の職員・地域包括の職員を対象に検討会議（研修と情報交換）を1回、東・中・西の各地で1回ずつ、事例検討会を行い、困難事例や成年後見について理解が深まるよう努めている。その他に、弁護士会・社会福祉士会の合同勉強会の開催、東・中・西部に分かれての勉強会がある。

所属する地域包括支援センターでは平成19年から23年度にかけて年に1度、専門職チームの派遣を依頼している。相談は毎年数知れず。

○活用して良かったと思われる点

事実確認の材料の見方、虐待の判断の根拠が明確になり、虐待である、という認識がもて、支援の方向性がつく。ケースの中で見落としていた視点の気づきを得られる。冷静にケースを見ることができるようになる。

○課題と思われる点

市町の職員の専門職チーム派遣に対する理解が薄い。支援が市の要綱に沿ったものになりがち。会議の後に、虐待ケースという認識がなくなることがある。結局、虐待者に振り回される。

専門職チームとしてこられる社会福祉士さんも福祉関係の仕事をしておられるため、行政とのやり取りがやりにくくなる・・・行政が専門職チームを地域包括の味方と思っているところが辛い、と言われた。

専門職チームを相談利用して成年後見制度につなげ、弁護士に成年後見人となってもらったが、弁護士が行政の相談先になってしまい迷惑をかけてしまった。

日程調整に時間がかかってしまい（仕方のないことだが）、ケースが動き、検討事項が変わってしまうことがある。

○専門職チームへの要望

ケースの理解をしてほしい・・・問題点は明確になっているが、問題になってしまった経緯についての理解がないと、法律や制度では片付かないケースの問題点がある。そこを踏まえてアドバイスが頂きたい。（事例に入り込むということではなく。）

行政の考え方（要綱）の穴を理解できるように、虐待の認識が覆らないように、継続的支援の必要性の明確な根拠を説明してほしい。

○今後の事業展開について

専門家のアドバイスは、大変ありがたい。今後もその必要性が周知され、県の委託が続くことを期待する。

多くの、支援に行き詰った支援者、悩める支援者に、この事業が、ケースを抱え込まないで相談できる事業であることを、支援者に対して公平に知識と情報が与えられ、利用しがいのある機関であることを周知してもらいたい。そして、生活する人、被虐待者の

利益が最優先されるために使われる機関であることを周知してもらいたい。特に、行政の利用につながるといいと思う。

静岡県高齢者権利擁護ネットワーク検討会議（静岡県委託事業）

一般社団法人 静岡県社会福祉士会

1 開催趣旨

県内の市町における高齢者の権利擁護に関する取組みを支援するため、自治体における高齢者虐待対応ネットワーク形成や、成年後見制度利用に関する研修・情報交換の場として、検討会議を開催します。

2 日 時 平成23年7月21日（木）13：30～16：30

3 場 所 静岡市産学交流センター（ペガサート）7階 大会議室
（静岡市葵区御幸町3-21 電話054-275-1655）

4 内 容（予定）

（1）挨拶

静岡県健康福祉部長寿政策局長寿政策課

（2）情報提供（30分）

「養護者による高齢者虐待対応の手引きについて」

講師：静岡県社会福祉士会

（3）講 義（50分）

「市町村権限の行使におけるポイント」（仮題）

～立入調査、成年後見の市長申立て等に際して

講師：静岡県弁護士会 弁護士 望月正人氏（静岡法律事務所）

（4）事例検討（50分）

「高齢者虐待対応におけるコアメンバー会議の実際」（仮題）

報告：地域包括支援センター

助言：弁護士、社会福祉士

（5）情報交換（30分）

5 参加者 市（区）町高齢者福祉担当職員（定員80名）

参加費 無 料

6 参加申込み等

別紙申込書を7月7日（金）までに郵送又はFAXでお送りください。

※定員に達した時点で締め切ります。

7 問い合わせ・申込み先

一般社団法人静岡県社会福祉士会 事務局

〒420-0024 静岡市葵区中町24-2 若杉ビル3階

電話054-252-9877 FAX054-252-0016

高齢者権利擁護ネットワーク形成支援事業（県委託）における事例検討会
及び地域包括支援センター業務支援研修会 開催要項

<目的>

高齢者の権利擁護に関する市町及び地域包括支援センターの業務を支援するため、事例検討会及び実践的な業務支援研修会を開催する。

1 日程及び会場

<東部地区>日時 平成23年9月9日（金）10:30～15:30

会場 韮山文化センター 韮山時代劇場

（伊豆の国市四日町772 電話055-949-8600）

<中部地区>日時 平成23年10月4日（火）10:30～15:30

会場 静岡県総合社会福祉会館（シズウェル） 601会議室

（静岡市葵区駿府町1-70 電話054-254-5221）

<西部地区>日時 平成23年9月16日（金）10:30～15:30

会場 浜松市福祉交流センター

（浜松市中区成子町140-8 電話053-452-3131）

2 内 容

（1）権利擁護業務に関する「事例検討会」（10:30～12:00）

（2）地域包括支援センター業務の振返り研修（13:00～15:30）

・担当者会議の持ち方、評価シートの活用方法について 等

3 定 員 50名

4 対象者 行政職員、地域包括支援センターに勤務する職員 等

5 参加費 無料

6 主催・問合せ先

一般社団法人静岡県社会福祉士会（地域包括ケア推進委員会）

【事務局】〒420-0024 静岡市葵区中町24-2 若杉ビル3階

電話054-252-9877 FAX054-252-0016

参考資料

- ①専門職チームに関する取り組み調査結果（２０１１年１２月、日本社会福祉士会）
- ②高齢者権利擁護等推進事業実施要綱
- ③障害者虐待防止対策支援事業実施要綱
- ④養護者による高齢者虐待対応の手引き
- ⑤高齢者虐待対応帳票
- ⑥養護者による高齢者虐待対応現任者標準研修
- ⑦障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修
- ⑧全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議（平成２４年２月２３日）資料より
- ⑨高齢者虐待防止に向けた取り組みについて（平成２４年４月３日事務連絡）

高齢者虐待対応専門職チーム の取り組みに関する調査結果

調査の概要

1. 調査目的

①虐待対応専門職チームの現在の取り組み状況を把握する。

- ・設置支部の活動実態
- ・未設置支部の状況

②専門職チームの活動対象を施設虐待及び障害者虐待の分野にも拡大することについての意向を把握する。

2. 調査内容 別紙調査票参照

3. 調査対象 都道府県社会福祉士会

4. 実施方法 調査票の送付

5. 実施時期 2011年11月～12月

6. 回 答 47都道府県社会福祉士会（電話回答1、回答率100%）

2012年4月14日

日本社会福祉士会・権利擁護事業委員会

質問1 在宅高齢者虐待対応専門職チームの設置状況(H23年12月現在)

		設置済み	設置予定	検討中	備考
1	北海道			○	
2	青森	平成23年7月			
3	岩手	(平成19年9月)			高齢者総合支援センターの権利擁護相談部門における共同実施
4	宮城	平成19年6月			
5	秋田			○	
6	山形	平成19年			
7	福島	平成22年4月			
8	茨城			○	
9	栃木			○	
10	群馬	平成21年3月			
11	埼玉	平成20年3月			
12	千葉	平成22年4月			
13	東京			○	
14	神奈川			○	
15	新潟	平成19年12月			
16	富山	平成22年4月			
17	石川	平成21年9月			
18	福井	平成19年9月			
19	山梨	平成20年4月			
20	長野			○	
21	岐阜	平成20年8月			
22	静岡	平成19年8月			
23	愛知	平成22年1月			
24	三重	平成20年1月			
25	滋賀	平成21年8月			
26	京都		平成24年4月		
27	大阪	平成18年			
28	兵庫	平成18年7月			
29	奈良	平成19年2月			
30	和歌山			○	
31	鳥取	平成20年4月			
32	島根	平成19年6月			
33	岡山	平成19年4月			
34	広島	平成22年3月			
35	山口	平成19年4月			
36	徳島	平成23年3月			
37	香川	平成20年4月			
38	愛媛	平成21年4月			
39	高知	平成18年10月			
40	福岡	平成19年10月			
41	佐賀	平成22年7月			
42	長崎	平成22年4月			
43	熊本	平成22年8月			
44	大分	平成22年4月			
45	宮崎	平成21年9月			
46	鹿児島			○	
47	沖縄	平成20年7月			
		37	1	9	

質問2専門職チームの活動状況について (1)①登録メンバー

	支部	①登録メンバー数			②研修、学習会等 1.有 2.無	③連絡会定期開催 1.有 2.無
		社会福祉士 人数	弁護士会 人数	その他 人数		
2	青森	3	15		1	1
3	岩手	21	10		2	2
4	宮城	8	15		2	1
6	山形	8	4		2	1
7	福島	14	16		1	1
10	群馬	9	10	10	1	1
11	埼玉	42			1	1
12	千葉	14			2	1
15	新潟	7	12		1	1
16	富山	12	3		1	2
17	石川	18	9		1	1
18	福井	9	20		2	1
19	山梨	5	21		1	2
21	岐阜	9	2		2	1
22	静岡	10	30		1	1
23	愛知	13	18		1	1
24	三重	14	10		1	1
25	滋賀	10	10		1	1
27	大阪	28			1	1
28	兵庫	23	32		1	
29	奈良	7	5		2	1
31	鳥取	27	25	20	1	2
32	島根	16	15		2	1
33	岡山	8	6	※司法書士、 行政書士、税 理士も参加。	1	1
34	広島	12	20		1	1
35	山口	12	19		1	1
36	徳島	10	6	7	1	1
37	香川	7	26		1	1
38	愛媛	15	14		1	1
39	高知	7	8		2	2
40	福岡	23	21		1	1
41	佐賀	5	5		1	1
42	長崎	4	10		1	1
43	熊本	17	15	14	1	1
44	大分	12	30		1	1
45	宮崎	48	28		1	1
47	沖縄	10	23		1	1

	登録メンバー数(人数)		
	社会福祉士会	弁護士会	その他
合計	517	513	51
平均	14	15	13

	研修会、学習会の有無
有	28
無	9

	連絡会定期開催の有無
有	31
無	5

質問2(1)①専門職チームのメンバーについて

支部	社会福祉士会 メンバー	弁護士会 メンバー	その他 (名称) メンバー
青森	独立型社会福祉士	青森県弁護士会高齢者・障害者の権利に関する委員会所属の弁護士	
岩手	地域包括支援センター勤務のメンバーを中心に各ブロックごとに構成している。	高齢者・障がい者権利擁護委員会所属メンバー	
宮城	活動実績のある人、対応できる人	活動実績のある人、対応できる人	
山形	高齢者虐待対応委員会メンバー	高齢者・障害者委員会メンバー	
福島	虐待対応現任者研修修了者、ソーシャルワーク研修部会委員、その他チーム推薦エキスパート	虐待対応研修修了者	
群馬	独立型社会福祉士、地域包括職員	高齢者委員会のメンバー	(司法書士会) リーガルサポートのメンバーの中から
埼玉	地域包括支援センター経験者ばあとなあ登録者		
千葉	地域包括、社協、相談機関の職員、ばあとなあのメンバーなど	千葉県弁護士会 高齢者・障害者支援センターのメンバー	
新潟	地域包括支援センター職員など	高齢者・障害者の権利に関する委員会委員	
富山	ばあとなあ登録者を中心に、病院SW、教育機関職員	障害者・高齢者権利擁護委員会委員	
石川	地域包括支援センター勤務、市町社会福祉協議会勤務など	金沢弁護士会の高齢者・障害者支援センター所属弁護士	
福井	理事を中心に理事会で承認されたメンバー		
岐阜	ばあとなあ関係、包括支援センター関係	弁護士で成年後見人関係	
静岡	高齢者虐待対応アドバイザー研修修了者 等	高齢者・障害者総合支援センター運営委員会委員	
愛知	高齢者虐待対応委員会及び派遣チーム登録者	高齢者・障がい者総合支援センター(アイズ)に登録している弁護士	
三重	地域包括委員会・ばあとなあ委員で虐待防止アドバイザーもしくは現任研修修了者	障害者・高齢者支援プロジェクト委員	
滋賀	ばあとなあ会員	高齢者・障がい者支援センター委員	
大阪	相談センターSVメンバー(実働は本部研修修了者中心でほぼ半数)	大阪弁護士会高齢者障害者総合支援センター「ひまわり」運営委員弁護士	
兵庫	地域包括支援センター勤務の社会福祉士、ばあとなあ加入者、独立型社会福祉士、指定居宅サービス事業者、介護保険施設従事者、行政職		
奈良	困難事例対応専門職委員会委員、高齢者虐待対応現任者標準研修講師、ばあとなあ会員、地域包括支援センター支援委員会委員等	高齢者・障害者支援センター運営委員会委員	

質問2(1)①専門職チームのメンバーについて

鳥取	高齢者等の権利擁護に関心のある者	高齢者等の権利擁護に関心のある者	司法書士等
島根	成年後見養成研修受講者	個人事務所、法テラス、ひまわり基金法律事務所	
岡山	岡山高齢者・障がい者権利擁護ネットワーク(以下、岡山ネット懇)参加のばあとなあ会員	岡山ネット懇参加の弁護士	
広島	専門職チーム登録要件を満たした者	障害者・高齢者委員会所属弁護士	
山口	スーパーバイズ研修を受講した会員	山口県弁護士会「高齢者障害者権利擁護センター」の委員である者	
徳島	権利擁護センターばあとなあ徳島のメンバーを中心に構成	高齢者・障害者権利擁護委員会の弁護士を中心に構成	(司法書士会)リーガルサポート徳島県支部の司法書士
香川	権利擁護・地域生活支援関係委員。これ以外に平成23年度は地域包括支援センター社会福祉士に協力委員を依頼した。	高齢者・障害者支援センター運営委員会委員	
愛媛	本会理事、独立型社会福祉士、病院MSW、高齢者福祉施設SW、ばあとなあ登録者	高齢者・障害者総合支援センター、高齢者・障害者の委員会等々	
高知	ばあとなあ登録メンバー	高齢者・障がい者支援センター委員	
福岡	地域包括支援センター支援委員会、高齢者虐待対応委員会、ばあとなあ登録者等	高齢者・障害者委員会	
佐賀	本部虐待研修、指導者養成研修修了者、権利擁護委員会委員等	高齢者・障害者委員会 委員	
長崎	本部の研修を受けた会員	長崎県弁護士会高齢者・障害者権利擁護委員会	
熊本	ばあとなあ熊本、相談部会、地域包括支援センター支援委員	高齢者・障害者支援委員会	(司法書士会)リーガルサポート
大分	虐待対応委員会	高齢者障がい者の権利に関する特別委員会	
宮崎	ばあとなあメンバー	高齢者・障害者委員会メンバー	
沖縄	主に成年後見・権利擁護委員会の委員	高齢者・障害者に関する権利擁護特別委員会の委員の一部及び、高齢者・障害者財産管理権利擁護支援センターの登録者の一部(10名程重複)	

質問2(1)②登録メンバーの研修、学習会等の概要

青森	2か月に1回開催している。30分から1時間程度講義を行い、その後事例を提供し、弁護士・社福士がグループに分かれ、演習を行う。 最後に名刺交換と情報交換を行っている。
福島	・研修講師養成、研修会 ・チーム派遣、相談事例の報告
群馬	2011年9月9日、社会福祉士会の高齢者虐待対応現任者研修での科目1、2権利擁護と市町村の責務について、社会福祉士会のPPTも使用して。
埼玉	毎年1回、社会福祉士会と弁護士会合同の研修会（講演と事例検討会）を開催している。
千葉	高齢者虐待対応ソーシャルワーク研修の講師などを通して学んでいる。
新潟	専門職チームに相談のあった実事例等をもとに、「高齢者の権利擁護にかかる事例への対応向上を図る」ため、事例検討会を毎年行っている。
富山	高齢者虐待対応の実態 ～専門チームの取り組み～
石川	発足に先立ち2009年8月に、田村副会長、青木弁護士を講師として招き研修会を開催
静岡	平成23年10月1日実施 ・虐待対応の基本（講義） ・弁護士・社会福祉士によるグループ演習（事例検討等）
三重	大阪府の虐待専門職チームの活動についてH21年度に研修を実施した。
滋賀	滋賀県虐待対応支援ネット運営委員会の企画で年1回社会福祉士・弁護士合同で行っている。前回は日本社会福祉士会機票を用いて1日研修会を行った。次回は2012年2月25日合同研修会実施予定
大阪	毎月相談センターSV会議を行っており、定期的に高齢者虐待対応事例に関する振り返り検証を行っている。
鳥取	・各成年後見ネットワークごとの定例会で事例検討、研修会を行っている。 ・県が実施した高齢者虐待対応現任者研修（社会福祉士会の統一プログラムによるもの）の受講
島根	設置当初は弁護士と社会福祉士で勉強会をしたが、現在は行っていない。
岡山	2ヶ月に1回（18:00～20:00）左記のメンバーの他、今後専門職チームへの活動を希望する専門職や社会福祉従事者のオブザーバーの参加も加え、20～30名で実施。毎回虐待事例2ケースをチームメンバーが発表して検討を行っている。
広島	平成22年度、23年度本会の高齢者虐待対応現任者標準研修、 実践報告会 チーム派遣相談事例の報告
山口	県下を4圏域に分け、それぞれの圏域で研修会・勉強会を開催。
徳島	1回/月程度、中心メンバーで学習会を開催
香川	昨年度、高齢者虐待対応現任者標準研修を行う際、事前に演習キットを使用して学習会を開催した。（毎月1回開催している弁護士会の高齢者・障害者支援センター運営委員会時に開催。）
愛媛	・毎月第3水曜日に、事例検討会を行っている。内容は、シミュレーション形式によるケア会議等の模擬体験やチームによる派遣依頼事例の検討、派遣事例の報告と検証等を随時実施。
福岡	・チーム登録者研修会（年2回） ・福岡県高齢者虐待対応専門職員研修・受講
佐賀	事例検討会（弁護士会、社会福祉士会、地域包括支援センター等）平成19年から年3回開
長崎	年3回～4回 県弁護士会と合同の勉強会
熊本	2、3ヶ月に一度、登録メンバーを対象に研修会を開催している。内容は専門職チームの対応の流れ、虐待防止法について、介護保険制度とサービス内容について、精神疾患について、自立支援法の社会資源について、成年後見制度についての研修会を行っている。
大分	両会での中央での研修会受講者企画による模擬演習を実施。2ヶ月に1回の事例検討会を実施。
宮崎	高齢者虐待対応ソーシャルワークモデル研修
沖縄	本会主催の虐待対応専門研修アドバイザーコース受講者による伝達研修を2回実施のみ

質問2(1)③両会の連絡会等の定期開催について

青森	3か月に1回程度を予定している。
宮城	1回/2ヶ月
山形	2ヶ月に1回程度。社会福祉士会、弁護士会およびリーガルサポート山形支部と会議を開催している
福島	約1回/3ヶ月、運営委員会
群馬	年に1～2回
埼玉	2ヶ月に1回程度開催
千葉	千葉県が主催する高齢者虐待対応専門職チームの報告会を3～4か月に1回行い、その中で必要な事項を協議している。
新潟	年3回 「高齢者虐待対応専門職チーム運営協議会」を開催している。
石川	概ね2ヶ月に1回実施。
福井	年2～3回 福井県社協が主催
岐阜	年に4回、3ヶ月に1回弁護士会館にて、社会福祉士8人くらいと弁護士7人くらい。夜6時～8時30分位
静岡	年2回 合同研修会の際に、必要事項や研修の持ち方等を協議している。
愛知	年6回程度
三重	ほぼ毎月定例会を開催している。
滋賀	2か月に1回
大阪	年1回
兵庫	定期的というわけではないが、協議案件が出た際は速やかにメンバーを招集して会議を行っている。
奈良	弁護士会と年に1～2回程度、協議の場を設けている
島根	年1回の総会を開いている
岡山	②の学習会の他、2ヶ月に1回、②の母体である岡山ネット懇の定例会を行っている。
広島	2ヶ月に1回
山口	年4回ばあとなあ山口・弁護士会との連絡協議会を開催。
徳島	・1回/月以上、とくしま幹ネットのコアメンバーで協議会を開催 ・3回/年、行政・地域包括・障害者相談支援事業所等を含めた連絡会を開催
香川	2回/年 高齢者虐待対応専門職チーム運営協議会として また、弁護士会の高齢者・障害者支援センター運営委員会(1回/月)に、当会委員が参加する場合もある。
愛媛	毎月の事例検討会に併せて、「運営委員会」を実施している。
福岡	定例会(福岡高齢者虐待対応チーム運営管理委員会)毎月1回
佐賀	チームの運営委員会 2ヶ月に1回開催
長崎	年3回～4回
熊本	毎月1回、チーム代表者と各会2名の7名から成る運営委員会を開催。市町村との契約や相談依頼の確認および検討、受託した研修会の進捗状況、登録メンバーの活動活性化に向けた検討を実施している。
大分	2ヶ月に1回、事例検討会と対応チーム運営について
宮崎	2ヶ月に1回
沖縄	隔月で開催している。

質問2(2)活動内容 ①専門相談及び専門相談員派遣活動

支部	都道府県との委託契約			
	事業内容	契約主体	受託・契約料	実績(4月～9月)
岩手	県が(財)岩手県長寿社会振興財団に委託した事業(高齢者総合支援センター運営事業)内の権利擁護相談部門において、会から助言者の派遣を行っている。	(財)岩手県長寿社会振興財団	県の条例に基づき支給(¥5700/時間) 月1回3時間	1件/月程度
群馬	高齢者虐待対応支援所事業	群馬県社会福祉士会	1回 10,500円×2人	0円
千葉	①ケース会議等への派遣 ②各市町村の主催する研修への講師派遣	①千葉県 ②各市町村	①30分2,500円 ②各市町村の規定による	①3件 ②2件
新潟	新潟県高齢者権利擁護相談支援事業	新潟県	829,000円	対応検討会① 専門職チーム派遣 ① 電話相談対応⑥
石川	2009～2010年度委託 2011年度から補助			
山梨	県社協が県から受託している 高齢者虐待専門相談員派遣	社会福祉士会	派遣1回毎	0
岐阜	高齢者虐待支援チーム	岐阜県	年10万円	3～4回の相談、 派遣
静岡	・電話相談 ・専門職チーム派遣 ・事例検討	静岡県 社会福祉士会	年間370万円	相談 62件 派遣 1件 事例検討会 4回
愛知	契約はしていない			
三重	・地域権利擁護推進員研修会 ・高齢者虐待対応相談会	社会福祉士会	85万円	・6月22日行政担当者・管理職向け研修会 ・8月12日、22日、9月14日行政・包括現任職向け研修会
大阪	専門相談員派遣(契約市町村以外の市町村)	両会	16,000	0回
兵庫	兵庫県高齢者虐待防止研修事業(平成23年度事業)	兵庫県社会福祉士会	8,375,000	
鳥取	高齢者の権利擁護相談支援事業	各成年後見ネットワーク		ケース会議への担当者派遣(4) 研修会への講師派遣(1) 電話相談(5)
島根	権利擁護相談窓口設置支援事業	島根県社会福祉士会	1,237,000円	
広島	介護予防研修相談センターに対して県が高齢者虐待相談を委託。同センターの相談員として個別ケース会議に派遣	介護予防相談センターと各2団体間の契約	弁護士15,000円/1回 社会福祉士7,000円/1回	8回(9事例)
山口	権利擁護等ネットワーク形成支援事業	社士会	金1,360,000円	相談件数18件
香川	高齢者虐待防止推進事業	香川県	64万円	・運営協議会の開催 ・電話等による相談
愛媛	①「愛媛県高齢者虐待対応職員養成講座」への講師派遣 ②「愛媛県高齢者虐待防止連携会議」への出席	①県社協と県の委託契約 ②無し	①不明 ②無し	①9/12～13 ②毎年参加(チームから1名)
佐賀	研修事業(現任者、施設従事者等向け)	当会		

質問2(2)活動内容 ①専門相談及び専門相談員派遣活動

熊本	熊本県高齢者権利擁護研修	熊本県		H22.11、H23.1 H24.1(予定)
大分	高齢者権利擁護相談電話設置事業		1,297,000円	
宮崎	高齢者虐待対応支援事業	県	100万円	ケース会議5件 電話相談13件
沖縄	沖縄県高齢者虐待対応力向上事業	沖縄県社会福祉協議会		0件

支部	市町村との委託契約				
	事業内容	契約主体	受託・契約料	実績(4月～9月末)	契約市町村数
宮城			30,000円		7
埼玉	8市町と契約	両会	1回 1万円	3市に5回 1回2名派遣	8
滋賀		両会と市の3者	両会で年52,500 16,000	4市	4
大阪	専門相談員派遣	両会	(一部遠方の市町村は17,000円)	47回	14
兵庫	①神戸市 ②加東市	兵庫県社会福祉士会 兵庫県弁護士会	派遣ごとに謝礼を支払う形態 ①10,000/1h ②30,000/2h ※共に交通費含	①延べ5回 ②チームとしてはなし(昨年度の実績はあり)	2
鳥根					6
岡山	市レベルでは15市と契約 一部町レベルでも契約	財団法人リーガルエイド岡山	31,500円 緊急対応加算 一回につきプラス 15,750円	契約自治体では月1回アドバイザーが会議に出席	
広島	市町村高齢者虐待防止ネットワーク委員会の委員として参加し、必要に応じて個別ケース会議に招集される	自治体とそれぞれの2団体間の契約	5,000円/1回	6回(10事例)	3
愛媛	本年度1町と契約	各市町	別紙派遣単価	2市町2事例のケース会議へのチーム派遣	11市町/20市町中
福岡	個別契約、5回包括契約、10回包括契約の3種類	弁護士会 社福士会 共同受託	個別31,500円 5回105,000円 10回210,000円	2009年32回 2010年26回 2011年13回	46
佐賀		3者契約	10～40万	事務局相談10件程	5
熊本		市・町	人口2万人まで2万円/年。 1万人ごとに1万円加算		12
大分			1回21,000円	3回の派遣	3
宮崎		市	市の予算の範囲	相談1件 研修の講師	1
沖縄					0

質問2(2)活動内容 ①専門相談及び専門相談員派遣活動

支部	独自事業			
	事業内容	契約主体	受託・契約料	実績(4月～9月)
青森	高齢者虐待の相談を受け付けている。			地域包括支援センターや事業所から6件の相談あり。
山形	各市町村や地域包括支援センターからの相談依頼を受け、専門的見地から助言などを行っている。			
福島	①相談への対応と助言 ②個別ケース会議への出席助言 ③研修会等への講師派遣			①0件 ②10月以降2件 ③前年度20件
富山	市町村との契約	これから契約です		
石川	相談実績に応じて県が補助	石川県 石川県社会福祉士会	予算額 1,042,000円	なし
福井	※県の事業への協力(高齢者権利擁護対応専門職チーム派遣事業)			不明
奈良	専門相談員派遣活動	なし	当面派遣料は無	3件
徳島	・隔月(偶数月)に権利擁護無料相談会を開催 ・要請により事例検討会等にネットワークのメンバーを派遣			
愛媛	「高齢者虐待対応現任者標準研修」(総合演習)を本会単独で実施			9月20日(火) 9/12～13の県社協主宰同研修の追加分
佐賀	社会福祉士会に事務局を設置し、電話による個別相談を位置づけ			
大分	権利擁護・成年後見セミナー	県社協との共催		1回
沖縄	①高齢者虐待事例個別相談会			①8/17開催 ②9/16開催

質問2(2)②派遣単価

		CSW	弁護士	特記事項
2	青森	15,000	15,000	一応左記の目安を示しているが、弁護士と社福士が同じ金額でよいが、市町村によって派遣の基準が違うなど、市町村からの質問・相談が多いので、市町村の基準に任せるので、予算化して欲しいことをお願いしている。
4	宮城	なし	20,000	
6	山形			特に決まりはなく、市町村の規定による。弁護士は2万円、社会福祉士1万円、計3万円が通例のよう。
7	福島	15,750	15,750	
10	群馬	10,500	10,500	司法書士会も参加、福祉職と司法職のペアで行う
11	埼玉	10,000		
12	千葉	2,500	5,000	30分あたり
15	新潟	5,000	21,000	半日以内
16	富山	20,000	20,000	
17	石川	7,500	7,500	チームとして1時間15,000円(社会福祉士と弁護士は同額の派遣単価)
18	福井			不明
19	山梨	6,000		
21	岐阜	6,000	12,000	
22	静岡	10,000	10,000	
23	愛知	15,000	15,000	
24	三重	10,000	10,000	2時間までのケース会議に対し社会福祉士・弁護士おのこの1万円+交通費
25	滋賀	12,600	12,600	交通費別途支給
27	大阪	75,000		
28	兵庫	21,000	21,000	基本的には、「21,000円/2h」としているが交通費の発生もあり、市町との調整を行っている。
29	奈良	交通費のみ	10,000	
31	鳥取			・面接相談(24,000円)、ケース会議派遣(27,000円)、研修会派遣(36,000円) ・両者ともに同額の単価設定
32	島根	10,000	20,000	旅費は別払
33	岡山	10,000	10,000	その他の専門職も同額
35	山口	10,000	10,000	
36	徳島			現在協議中
37	香川	5,000	10,000	訪問等により、交通費の必要な場合は、2,000円程度まで支給
38	愛媛	15,000	15,000	研修講師派遣については、一時間一万円(社会福祉士・弁護士とも)、別途旅費(依頼市町の規定に基づく)
40	福岡	12,000	15,000	【社福士】 (個別契約)12,000円 (包括) 6,000円 【弁護士】 (個別契約)15,000円 (包括) 14,000円 包括契約が先に決定され、7:3の配分であったが、個別契約が中心となり、報酬額も変更した。
41	佐賀	5,000	10,000	
42	長崎	18,000	18,000	※来所・電話相談に関わる単価(1時間あたり) 出張相談、ケース会議等への出席の場合30,000円/半日
43	熊本	10,000	10,000	(司法書士会)10,000。全て交通費、税込み。
44	大分	8,000	10,000	3千円の事務費
45	宮崎	10,000	10,000	
47	沖縄	8,000	11,000	【出張相談1回】 弁護士11,000円、福祉士8,000円 【電話・来所相談1回】 弁護士5,500円、福祉士4,000円 その他追加・旅費有り
	合計(円)	362,850	354,350	
	平均(円)	12,959	13,124	

質問2(3)専門職チームの評価

支部	1.実績有・評価有 2.実績有・評価無	特記事項
青森	3	弁護士意識は高いが、社福士・市町村意識が低く、活用もされていない。 専門職チームにたどり着く前の、虐待の認識・基準、委託型包括から市へ通報を上げる時などシステム的な問題が大きく、ケースそのものより体
岩手	2	
宮城	1	
山形	1	
福島	1	件数が少ないし、自己評価なので評価が難しいが、左記のように判断し
群馬	3	
埼玉	2	
千葉	1	終了後にアンケートを取っているが、毎回好評である。
新潟	2	
富山	4	これから契約です
石川	3	
福井	4	実績については毎年それなりの件数になっているが、評価は不明
山梨	3	
岐阜	1	
静岡	4	派遣先の地域包括支援センターからの評価は高いが、行政の理解が得にくい。
愛知	3	
三重	1	件数は少ないが派遣された市町には派遣料を予算化したところもあり、活用している行政からは一定の評価を頂いている。
滋賀	4	設置は2年前にできたが細則・細部が弁護士会の中で合意が手間取り開始されたばかりである。
大阪	1	但し、直接受任を行っている為、本音はどうか分からない。
兵庫	4	実績はあるが、評価については不明。ただし、市町によっては複数回要請があるのも事実。 事例検討会やセミナー等への派遣は少なく、契約はしていないが施設従事者による虐待への実績もあり。
奈良	1	各所で広報も行っているが認知度が低い
鳥取	3	
島根	1	
岡山	1	契約自治体では月1回のケース会議を行っており、虐待対応についての有効なアドバイスをもらっていると評価を得ている。
広島	1	混乱している状況を整理してもらって大変良かったとの評価は得ているものの、その後の虐待対応支援計画の実施につながらないこともある。
徳島	4	実績は上がりつつあるが、評価は未定。 無料相談会を1回開催。地域包括の要請により、高齢者虐待事例検討会に社会福祉士・弁護士を派遣
香川	1	市町によって認識に差がある。積極的に活用しようとしている市町もあるが、単独で解決できるとする町もある。
愛媛	4	契約市町から一定の評価は得ているが、未契約市町との新規契約が伸び悩んでいる
高知	3	
福岡	1	市町村との意見交換会を開催、概ね評価いただいているが、一方で、苦情はないがチーム担当者の助言内容にばらつきが見られ、満足いただけない場合もあると聞いている。
佐賀	4	22年度2市町、23年度5市町のため、評価不可
長崎	4	現在のところ、まだ行政からの委託なし
熊本	3	評価は市町によって異なる。
大分	2	認知度が各市町村によってバラバラだが、今後県からの情報発信が可能となるので拡大する可能性はある
宮崎	4	実績はあるが評価は聞いていない。
沖縄	3	
結果	13	1. 実績もあり、行政・地域包括支援センターから評価を得ている
	4	2. 実績はあるが、あまり評価されていない
	9	3. 実績が上がらず、評価は未定
	10	4. その他 50

質問2(4)チーム活用について都道府県・市町村の認識(複数回答)

	活 用 に 積 極 的	理 解 が 乏 しい	理 解 有 、 予 算 難	そ の 他	特記事項
北海			1		
青森		1	1		8月市町村へ高齢者虐待対応チームの説明会を行った。青森県・青森市が予算化してくれることになった。が、他には動きがない。意義がわかっていない市町村も多い。
岩手				1	理解はあるが、高齢者総合支援センター事業としての理解に留まってい
宮城				1	普通
山形		1			
福島			1		県は昨年までの市町村、地域包括支援センター対象の研修を全面カット。また、福島県が東京電力第一原子力発電所災害によって、行政担当者が十分に機能していない場面がある。また市町村庁舎が分散されている地域もあり、高齢者虐待に対する取組は不十分である。
群馬		1			
埼玉		1	1		
千葉	1				千葉県の場合は県庁が派遣費用を負担する為、市町村には特に費用負担はない。年末や年度末近くに利用が多い傾向が昨年見られた。
新潟		1			
富山				1	今年度、7市町村で1ケース分予算化していただいています。いつから始めるか市町村同士で様子をうかがっておられるようです。今年度中に1件、契約にこぎつけそうです。
石川		1			
福井				1	県が委託事業を行っており、市町は取組んでいない
山梨		1			
岐阜	1				気持ちは積極的であるが、現状維持がやっとである。
静岡				1	県の理解は高まっているが、市町の理解は得にくい。事例検討会の場で、模範的会議を実施するなど啓発に努めている。
愛知			1		
三重		1	1		市町により大きく評価や活用頻度が異なる。
滋賀			1		県社協施策検討委員会等で市町への財政的支援を要望している
大阪			1		
兵庫	1		1		派遣に要する費用での躊躇、地域包括支援センターとして依頼を求めるも行政が渋るケースは少なくない。契約というスタイルに抵抗を持つ市町も複数あり。県自体、単年度の事業計画しか立てておらず、継続的な体制作りや啓発活動等に結び付きにくい。
奈良		1	1		幾つかの市町村にも折衝したが契約までには至らず、県へ弁護士会の担当者と共に陳情したが契約に関する予算は取れないとの見解であった。しかし、包括職員、行政担当職員への虐待対応標準研修については県との協働体制に持ち込むことができ、専門職チームのメンバーのイニシアチブにより開催された。
鳥取	1			1	十分な理解があるところとそうでない市町村の差が大きい
島根	1				
岡山	1				活用についてはおおむね積極的にできているが、アドバイザーに判断を委ねる自治体も見受けられる。町村への設置はこれからの課題であるが、前向きな検討がなされているようである。
広島		1	1		①専門職チームを使うという考え方ではなく、個別ケース会議へ専門職チームに所属している弁護士と社会福祉士が派遣されるといった認識でとらえられている。 ②上記介護予防研修相談センターからの派遣については規模の小さな自治体では「県から派遣された専門家」という認識で捉えられている。 ③当該自治体の通常の虐待対応ではうまく機能しない部分(包括の認識が甘い、行政担当者が動かない等)にセンターの相談員派遣を使うことで、虐待対応を動かしていこうという使い方もされている。
山口	1				
徳島			1		
香川	1				市町によって認識に差はある。来年度は、専門相談については、市町との直接契約になる予定。
愛媛		1	1		
高知		1			
福岡	1				チーム発足当初から契約している市町村は体制整備が進み、チームへの支援要請が減ってきている。活用開始して間もない市町からの支援要請が

佐賀		1	1	虐待現任者(対応者)からは活用を望む声があるも、予算的に厳しい現状である。H24年度は、6市町予定。
長崎	1			
熊本	1	1		市町村により関心の差が大きい。
大分	1	1		中央研修に県の担当が今年初めて参加し、重要性を認識してくれているので県の協力が得られた。
宮崎			1	活用に消極的な行政が多い。
沖縄	1	1		虐待ケースがあっても派遣要請がない。
合計	9			活用に積極的な行政が増えている
	16			専門職チームについての理解が乏しい
	17			理解はあるが、予算的に厳しい
	8			その他

質問2(5)専門職チームの課題

	メンバー 確保	派遣 コーディネーター	メン バー アップ ス	事 務 局 体 制 等	自 治 体 へ の 協 力 の 機 会	特記事項
青森	1			1	1	委託型の地域包括支援センターの社福士等の力が十分でなく、虐待対応の方法は知っているが、実際に動くことができない。地域包括支援センターの職員は対応チームの必要性を知っていても委託の法人、行政を説得できない。委託された法人では、市役所にももの言っていないという所もある。
岩手	1	1	1	1	1	委託事業の中での権利擁護事業の拡充、派遣体制の整備が最大の課題(岩手県は広いため、相談にすぐに対応できていない)
山形		1	1		1	
福島	1		1		1	事例・事案の件数が少ないので、対応スキルが上がらない。
群馬					1	
埼玉	1		1		1	
千葉	1	1	1	1		専門職チームのメンバーはほとんど有職者のため、派遣メンバーの調整が難しい。
新潟				1	1	
富山			1	1		
石川				1	1	
福井			1			
山梨	1	1		1		
岐阜		1	1	1	1	
静岡		1			1	
愛知		1	1		1	
三重		1	1	1	1	
滋賀	1	1	1	1	1	
大阪	1	1	1			依頼件数も増えてきているのでその都度調整ではなく、日時を午前と午後に分けて当番表を作っており、依頼が入った日に担当者を派遣するシステムを作っている。
兵庫	1		1	1		どうしても、研修以外の実際の派遣となるとメンバーが偏ってしまう。社会福祉士会、弁護士会ともに実働できるメンバー確保が課題。兵庫県の場合、エリアが広域であるにもかかわらず、満遍なくメンバーが地域にいる訳ではないため、1回の派遣で1日が潰れてしまうので業務調整も難しい。
奈良	1	1	1			
鳥取	1	1	1	1	1	個別事案にチームを構成する際、緊急性があることが多いので担当者が偏りがちになる。
島根						市町村によってばらつきがあり、今年度は特に機能していない市町村への強化と施設虐待防止について取り組んでいる(マニュアル作り)
岡山	1	1	1	1	1	岡山ネット懇の取り組みであり、直接的な岡山県社会福祉士会の取り組みではない。間接的にばあとなあ岡山としてメンバーの推薦を行っている。
広島		1	1	1	1	①混乱している状況を整理してもらって大変良かったとの評価は得ているものの、事後の対応の確認やフォローアップにつながっておらず、単発的な関与の限界も同時に感じられている。 ②個別ケース会議の日程調整に対応しやすい独立型社会福祉士が多用される傾向にあり、その他のメンバーの経験につながっていない。 ③相談に対応できる事務局体制がないため、上記センターからの依頼に基づく相談員派遣の形態を取らざるを得ない。
山口			1		1	社会福祉士としては、地域包括の担当者も虐待対応を積み重ねている状況で、より質の高いアドバイスが求められていると評価している。
徳島		1	1	1	1	
香川	1		1	1		実際に、すぐ動ける委員が少ない。
愛媛	1		1		1	派遣メンバーの増加等、マンパワーの確保が直近の懸念事項
高知					1	弁護士会・社会福祉士会双方の連携不足

福岡	1	1	1	1		社会福祉士会全体の問題であるが、担当理事への負担が重い。さらに市町村への助言ということで、アドバイス力の向上が常に欠かせない。
佐賀			1	1		
長崎	1			1	1	
熊本	1		1	1	1	
大分	1	1	1	1		派遣するメンバーの日程調整が困難。
宮崎		1	1		1	市町村との契約が進まない。
沖縄	1	1	1			市町村のニーズに合ったものに見直しが必要と思われる。

合計	19	登録メンバーの確保
	19	派遣メンバーのコーディネート
	27	登録メンバーのアドバイス力の向上
	21	事務局体制等
	23	都道府県、市町村に対する一層の働きかけが必要

質問3(1)専門職チームの対象の拡大について

支部	施設虐待への拡大	
	1.取組中 2.取組希望 3.検討希望	特記事項
青森	4	
岩手	4	施設内虐待の調査等は県が行っており、直接そのことについて話し合ったことはな
宮城	1	
山形	4	
福島	3	
群馬	2	社会福祉士会単独では、すでに虐待防止出前講座として、施設での職員研修等に 参加している
埼玉	1	
千葉	3	
新潟	1	
富山	3	
石川	3	
福井	3	
山梨	3	
岐阜	1	知的障害者施設、身体障害者施設に出向き、障害者虐待防止法の説明をしてい る。施設関係者が集まり、研修もしている。
静岡	3	
愛知	2	
三重	1	活動の中ですでに活動した案件もある
滋賀	3	
大阪	1	
兵庫	1	キャリア形成訪問指導事業での研修実施、実際に1市からは要請があつて派遣し た。ただ、そのスキルについては両会での研修等には結びついていないため、今 後の取り組みを具体的にを行う必要あり。
奈良	3	
和歌山	3	
鳥取	2	1ネットワークは、手が回らない現状がある。
島根	1	
岡山	2	
広島	2	
山口	3	
徳島	2	
香川	4	現在のところ、地域包括支援センターへの支援ということで、県より委託を受け事 業を行っている。包括支援センターへの相談が養介護施設からのものなら、今でも その対応をしているところではある。
愛媛	4	
高知	3	
福岡	3	本会での研修実施を機に進めたいと思う。日本社士会と日弁連協議に障害者虐 待への取り組みを含めていただきたい。既に開始しているならば情報をいただきた
佐賀	1	県から虐待防止研修の受託を受け、講師に登録者を派遣。
長崎	4	
熊本	1	
大分	2	
宮崎		議論が行われていない。
沖縄	3	弁護士会より、拡大賛成。多くの分野で虐待防止と救済が必要とコメント有り。
合計	10	既に活動の対象に組み入れている
	7	その方向に賛成であり、事業化に取り組みたい
	14	まずは、両会で検討してみたい
	6	必要性は感じるが、当面そこまでは手が回らない
	0	今のところ必要性を感じない

専門職チームの対象の拡大について

支部	障害分野への拡大	
	1.取組中 2.取組希望 3.検討希望	特記事項
青森	2	事務局担当レベルで弁護士と取組み方について検討している。まず勉強会を開催する予定である。
岩手	4	支部の中での調整が必要である。
宮城	1	実績あり
山形	4	
福島	3	
群馬	2	社会福祉士会へは働きかけがあった。弁護士会、司法書士会の担当者には理解を得てもらっている
埼玉		
千葉	3	県も今後設置の方向であるが、まず障害者虐待の研修に力を入れたいとのこと
新潟	3	
富山	3	
石川	3	
福井	3	
山梨	3	
岐阜	1	岐阜県福祉総合相談センターにおいてH24年度、障害者虐待防止法の研修を取組もうと予定している。
静岡	3	
愛知	3	
三重	1	活動の中ですでに活動した案件もある
滋賀	2	
大阪	1	大阪市のみ現在契約している。(4月～9月 1件)
兵庫	4	特に社会福祉士会のメンバーでは、在宅及び施設虐待への対応で手いっぱいの状態。支部としての方向性が、未だ見出せていない。
奈良	1	平成21年度より対象範囲を広げ名称を「困難事例対応専門職チーム」に変更した。既に障害者分野の相談の他、成年後見事業を含め、困難事例の解決に向けたアドバイスを行っている
和歌山	3	
鳥取	1	1ネットワークは、手が回らない現状がある。
島根	2	
岡山	2	岡山ネット懇で検討中である。
広島	2	
山口	3	
徳島	2	
香川	3	県弁護士会では、高齢者・障害者支援委員会で対応しているように、障害者虐待に拡大するべきは当然のことと思っている。ただし、この委員会に所属する弁護士の中には障害者に対する理解は不足していると思われる面もあるので、適宜、研修会を開催すること等の必要性を感じている。
愛媛	4	
高知	3	
福岡	1	チーム内で障害者虐待の勉強会を開始しており、県から研修受託を受け、弁護士会にも協力を頂いている。
佐賀	3	
長崎	4	
熊本	3	
大分	2	
宮崎		議論が行われていない。
沖縄	3	弁護士会より拡大賛成。多くの分野で虐待防止と救済が必要とコメント有り。

合計	7	既に活動の対象に組み入れている
	8	その方向に賛成であり、事業化に取り組みたい
	16	まずは、両会で検討してみたい
	5	必要性は感じるが、当面そこまでは手が回らない
	0	今のところ必要性を感じない

都道府県担当課への働きかけ

支部	(2)担当課への働きかけ	
	1.照会有 2.実施済 3.実施希 望 4.予定無	特記事項
青森	1	
岩手	4	
宮城	4	
山形	4	
福島	3	
群馬	1	
埼玉	2	
千葉	3	
新潟	4	
富山	2	
石川	3	
福井	3	
山梨		
岐阜	1	
静岡	4	
愛知	3	
三重	3	
滋賀		
大阪	1	
兵庫	3	
奈良	2	
和歌山	3	
鳥取	1	
島根	1	
岡山	3	
広島	1	
山口	1	
徳島	3	
香川	4	ただし、県からは、(社)日本社会福祉士会主催の「平成23年度障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修」について、専門職チームの当会委員(障害者分野・管理者経験者)に受講依頼があった。
愛媛	4	
高知	4	
福岡	2	
佐賀	3	
長崎	4	
熊本	4	
大分	1	
宮崎	1	
沖縄	3	

合計	10	既に都道府県からの照会があった
	4	働きかけを実施した
	12	働きかけてみたい
	10	その予定はない

質問3(3)専門職チーム拡大について

青森	弁護士会の意識は高いが、社福士会、県、市町村の認識が上がらない。
宮城	必然性がある。
福島	障害者分野への取り組みでは、私たち(弁護士会、社会福祉士会)でどこまで出来るのだろうか、という不安と危惧を抱いている。
愛知	都道府県での実施の方向性、段取りについて本部で一定の方針を示さないと支部によりばらつきがでる。
三重	事務局体制に不安があり、派遣調整など課題は多い。 障害担当課は一時期、活動を共にしていたが担当者の考え方でかわり変わるため調整が必要。
兵庫	必要性は認識しているが、児童虐待も含めて領域ごとに分かれている現状を1つのまとまりにしまうと、現状の人数や実働状況を鑑みると現実的には厳しい。現在の在宅における虐待と施設における虐待とを1つの形にすることは現実性は高い。ただ、必然性はあっても障害者に対するチームの取り組みを現状のメンバーで行うことは無理がある。おそらく、チーム内で特化したような分担をしないと回すこと自体が困難になると思われる。
奈良	左記のように、既に障害分野等にも対応しているが、行政の理解が乏しく契約までには至らずジレンマを感じている。
鳥取	障害分野を区分する理由はないが、事務局体制の強化が必要。
岡山	これまでも求められれば障がい分野にも対応してきたが、今後さらに対応し得るスキルを高める必要がある。
香川	現在、香川県では、地域包括支援センターへの支援という枠組みの中で専門職チームが動いている。弁護士会とは協力体制にあり、県、市町村からの要請があれば、拡大は可能であると思う。
愛媛	拡大していく方向性に理解はあるものの、契約市町村の増加に伴い派遣依頼が増加しても、対応できるだけのマンパワーが不足している現状の為、対応できるか不安がある。
福岡	左記、障害者虐待への対応が緊張の課題と捉え、チーム登録者研修会も企画している。社会福祉士会登録者は障害福祉に精通した者を登録し、準備を進めている。
熊本	チーム設立後、市町村との契約がまだ十分ではありません。契約市町村からの相談件数も少なく、まずは契約市町村が専門職チームを利用して頂けるように啓発していくところです。障害者虐待対応については、段階を踏みながら各会とも話し合いながら検討していきたいと考えています。ただし、県からの要請次第では体制を急ぐ可能性もあります。
大分	県の担当課より協力依頼があっている。

質問4 設置に向けた検討状況等について

支部	(1)弁護士会との連携体制			
	①双方の窓口担当者	②定期的な協議		③成年後見の取組などでの連携
	1.決まっている 2.決まっていな	1.行っている 2.行っていない	(年 回)	1.ある 2.あまりない
北海道	1	1	1	2
秋田	2			1
栃木	2	2		2
東京	2	2		1
神奈川	2	2		2
長野	1	2		1
和歌山	2	2		1
鹿児島		1		1

双方の窓口担当者
2 決まっている
5 決まっていない
定期的な協議
2 行っている
5 行っていない
成年後見の取組みなどでの連携
5 ある
3 あまりない

質問4(2)設置に向けた検討状況等について

支部	①合同の 話し合い の有無	②設置が進まなかった理由(複数回答)					特記事項
	1.ある 2.ない	意義 が不 明・両 会の	登録 者等 の人 材難	ニー ズが 不明	行政 から の協 力難	その 他	
北海道	1		1		1	1	
秋田	2			1			
栃木	2			1	1		
東京	2					1	東京都の場合は、既に都として「高齢者権利擁護支援センター」を設置しており、また対象とする人口も多く、広域行政単位ではなく、自治体単位での取り組みを推進しているため。
神奈川	2					1	
長野	2		1	1			
和歌山	2		1				
鹿児島	1			1			

合同の話し合いの有無	
2	ある
6	ない
設置が進まなかった理由(複数回答)	
0	意義がわからない、両会で一致しなかった
3	チーム登録者等の人材難
4	専門職チームのニーズが不明
2	行政の協力が得られない
3	その他

質問4(2)③専門職チーム設置について現在の検討状況等

北海道	北海道は、北海道高齢者虐待防止センターがあり、道社協職員が随時相談等のついている。(北海道より道社会福祉協議会へ委託)また、2ヶ月に1回の委員会時に事例検討や研修を企画し、実施している。現地に専門職の派遣を行っている状況ではないため、今後も引き続きアプローチをしていく予定である。弁護士会内にも積極的意見を持つ弁護士もいるため、少しでも前進するよう進めていきたい。
秋田	秋田県長寿社会振興財団にて1ヶ月に1回、権利擁護相談を実施している。2ヶ月に1回は弁護士と社会福祉士、2ヶ月に1回は司法書士と社会福祉士で対応している。成年後見や虐待などの相談に応じており、在宅高齢者虐待対応専門職チームの役割を部分的に担っていると考えている。 高齢者虐待の責任主体が市町村にあるという認識の高まりが十分でない背景もあると考えています。
栃木	弁護士会とのコンタクトも取れていない。 栃木県は成年後見人の主張申立が全国的に見て極端に少ないことから推測すると、取り組みへの理解を得ることから地道に行っていくことが必要と考え、折を見ながら各所と意見交換を行っている。
東京	東京都の場合は既に都として、自治体や地域包括支援センターからの相談対応や事例検討、地域包括支援センター職員・管理職も含めた行政職員、介護サービス事業者等への研修プログラムを体系的に行う高齢者権利擁護支援センターを設置して活動を推進している。また、対象人口も多いため広域行政単位ではなく自治体単位での権利擁護センターの設置、及び地域包括支援センター、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等との連携構築の仕組みを推進している。そのため、広域的な社会福祉士会として的高齢者虐待対応チームの設置は現在検討していない。
神奈川	以前は設置していたことがありますが、現在は動きがない、という状況です。
長野	11月13日(水)に地域包括ケア活動支援委員会にて高齢者虐待対応専門職チーム検討グループを立ち上げ、設置に向けて会議を行った。12月中に県、弁護士会の担当者へ非公式に設置について打診、必要性については弁護士会の同意を得ている。県の担当者も興味を持っていた。H24年1月から県、弁護士会と本格的に協議し、検討(準備)委員会を設置し、H24年度調査研究、モデル事業等を行い、H25年度に正式設置。チームの本格的稼働を目指して活動していきたいと考えている。
鹿児島	ばあとなあ鹿児島では、2ヶ月に1回弁護士会と成年後見等の事例検討会を定期的開催している。また、高齢者虐待対応専門職チームの在り方についても地域包括支援委員会と共同で1昨年から協議してきましたが、この1年間協議がほとんど進んでいないところ。高齢者虐待対応について、各市町村にアンケートを実施したこともありました。 今後は、社会福祉士会は権利擁護委員会を設置して、両会で本格的な協議を目指しているところ。

日社福士 2011-1209
2011年10月28日

都道府県社会福祉士会
虐待対応専門職チーム担当者様

日本社会福祉士会権利擁護事業委員会
委員長 西島 善久

高齢者虐待対応専門職チームの取り組みに関する調査依頼

「在宅高齢者虐待対応専門職チーム」の取り組みについては、2006年4月のスタートから5年が経過しました。この間多くの都道府県社会福祉士会で積極的な取り組みがなされ、地域の虐待対応に関する専門的支援ネットワークの一翼を担っています。

専門職チームは、在宅高齢者虐待の分野で活動を開始したところですが、障害者虐待防止法が来年度から施行される他、本会においても「養介護施設従事者による虐待対応の手引き」の策定事業や障害者虐待防止・権利擁護指導者研修の受託実施が予定されています。

こうした状況を踏まえ、虐待対応専門職チームの現在の取り組み状況を把握するとともに、その活動の対象を「施設における虐待」「障害者虐待」に拡大していくための検討の基礎資料とするため、下記によりアンケート調査を実施することになりました。なお、本会と弁護士会は来春第2回虐待対応専門職チームの経験交流会を開催予定であり、本調査はその資料となります。

ご多忙中恐縮ですが、主旨をご理解頂き調査に協力頂きたくお願い申し上げます。

1. 調査目的

①虐待対応専門職チームの現在の取り組み状況を把握する。

- ・設置支部の活動実態
- ・未設置支部の状況

②専門職チームの活動対象を施設虐待及び障害者虐待の分野にも拡大することについての意向を把握する。

2. 調査内容

別紙調査票参照

3. 回答は、2011年11月末までに返送下さい。

<お問い合わせ>

日本社会福祉士会：日本社会福祉士会事務局（小幡、阿南）

新宿区四谷1-13 カタオカビル2F

TEL:03-3355-6541 FAX:03-3355-6543

Email obata@jacsw.or.jp anami@jacsw.or.jp

「在宅高齢者虐待対応専門職チーム」の活動状況

支部名	回答者名

質問 1, 虐待対応専門職チームの設置について、下記からお選び下さい。

☐①設置した（設置時期 年 月）→質問 2、3に進んでください

☐②設置予定（予定時期 年 月）
☐③検討中である
☐④設置は困難である

質問 4 に進んでください

質問 2, 設置済みの都道府県士会に、活動状況についてお尋ねします。

(1) チーム登録メンバーについて

①登録メンバー数

社会福祉士会 () 名	どのような方がメンバーになっていますか
弁護士会 () 名	どのような方がメンバーになっていますか

②登録メンバーの研修、学習会等をこれまでにを行っていますか。

☐行っている

<概要>（プログラム等の資料があれば、添付して下さい）

--

☐特に行っていない

③両会が連携してチームを運営するため連絡会等を定期的に開催していますか。

☐定期的に協議する場を設けている

頻度等

--

☐特に設けていない

(2) 活動内容【2011年度】

①専門相談及び専門相談員派遣活動

形態	事業内容	契約主体	受託・契約料	実績 (4月～9月末)
都道府県との委託契約				
市町村との委託契約	契約市町村数 ()			
独自事業				

☐社会福祉士 (千円)
☐弁護士 (千円)

3) 専門職チームの評価

- ☐実績もあり、行政・地域包括支援センターから評価を得ている
☐実績はあるが、あまり評価されていない
☐実績が上がらず、評価は未定
☐その他(

(4) チーム活用について都道府県・市町村の認識（複数回答）

- ☐活用に積極的な行政が増えている
☐専門職チームについての理解が乏しい
☐理解はあるが、予算的に厳しい
☐その他（

(5) 専門職チームの課題（複数回答）。

- ☐登録メンバーの確保
- ☐派遣メンバーのコーディネート
- ☐登録メンバーのアドバイス力の向上
- ☐事務局体制等
- ☐都道府県、市町村に対する一層の働きかけが必要

質問3. 専門職チームの対象の拡大について

障害者虐待防止法が来年度から施行される他、本会においても「養介護施設従事者による虐待対応の手引き」の策定事業や障害者虐待防止・権利擁護指導者研修の受託実施が予定されています。こうした状況を踏まえ、活動の対象を「施設における虐待」「障害者虐待」に拡大していくことについてお尋ねします。

施設虐待への拡大	障害分野への拡大
☐ 既に活動の対象に組み入れている	☐ 既に活動の対象に組み入れている
☐ その方向に賛成であり、事業化に取り組みたい	☐ その方向に賛成であり、事業化に取り組みたい
☐ まずは、同会で検討してみたい	☐ まずは、同会で検討してみたい
☐ 必要性は感じるが、当面そこまでは手が回らない	☐ 必要性は感じるが、当面そこまでは手が回らない
☐ 今のところ必要性を感じない	☐ 今のところ必要性を感じない
特記	特記

☐既に都道府県からの照会があった
☐働きかけを実施した
☐働きかけてみたい
☐その予定はない

(3) 専門職チームの拡大について、ご意見があればお書きください。

--

質問4、(質問1で②設置予定、③検討中、④設置困難と回答した都道府県士会)
設置に向けた検討状況等についてお尋ねします。

(1) 弁護士会との連携体制

①双方の窓口担当者は、

☐決まっている ☐決まっていない

②定期的な協議は、

☐行っている(年 回) ☐行っていない

③成年後見の取り組みなどでの連携は、

☐ある ☐あまりない

(2) 専門職チームの設置について

①合同の話し合いをもったことは

☐ある ☐ない

②設置が進まなかった理由(複数回答)

☐意義がわからない、両会で一致しなかった

☐チーム登録者等の人材難

☐専門職チームのニーズが不明

☐行政の協力が得られない

☐その他 ()

③チーム設置についての現在の検討状況や意見をお書きください。

--

高齢者権利擁護等推進事業実施要綱

1 目的

介護保険法の改正や「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17年11月9日法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）の施行に伴い、「高齢者の尊厳の保持」の視点に立って、虐待防止及び虐待を受けた高齢者の被害の防止や救済を図るための成年後見などの高齢者の権利擁護のための取組を推進することが重要である。

本事業は、介護施設従事者に対する研修を実施し、身体拘束の廃止に向けた取組など介護現場での権利擁護のための取組を支援するとともに、各都道府県による地域の実情に応じた専門的な相談体制等の整備、虐待を受けた高齢者の緊急時における一時保護を行うための施設の確保及び市民後見人養成研修の実施など、各都道府県における高齢者の権利擁護のための取組を推進することを目的とするものである。

2 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県とする。ただし、事業運営の一部を適切な事業運営が確保できると認められる関係団体等に委託することができるものとする。

この場合において、実施主体はその委託先に対し、当該事業が適正かつ効果的に行われるように指導監督するものとする。

また、3(2)イ(ア)の看護指導者養成研修については、都道府県は、看護職の教育及び研修について十分な知見及び実績を有すると認めた全国組織に委託して実施するものとする。

3 事業内容

(1) 身体拘束ゼロ作戦推進会議の開催

身体拘束廃止に関する相談を行うに当たり、関係機関との連絡調整及び相談機能の強化を図ること、市町村が実施する身体拘束の相談窓口の設置に対する支援を行うこと等のため、介護保険施設関係者、居宅介護サービス事業者、関係団体、行政関係者、利用者代表等で構成される身体拘束ゼロ作戦推進会議を開催する。

(2) 介護施設・サービス事業従事者の権利擁護推進事業

ア 権利擁護推進員養成研修

介護施設等（介護保険法第8条各項に規定される事業、老人福祉法第5条の3に規定される「老人福祉施設」及び同法第29条に規定される「有料老人ホーム」をいう。以下同じ。）の施設長、介護主任等、施設内において指導的立場にある者を対象とし、講義・演習・自施設実習を通じて、高齢者虐待防止法の趣旨の理解及び利用者の権利擁護の視点に立った介護に関する実践的手法を修得させることにより、介護現場での権利擁護のための取組を指導する人材を養成する。

なお、本事業については、別紙1を参考に実施するものとする。

イ 看護職員研修

介護施設等の看護職員を対象として、講義・演習を通じて、医療的な観点からの権利擁護の視点に立った介護に関する実践的、専門的手法を修得し、介護現場での権利擁護のための取組を行う人材を養成することを目的とし、下記の二つの事業を実施する。

なお、本事業については、別紙2を参考に実施するものとする。

(ア) 看護指導者養成研修

各都道府県において看護の指導的立場にある者を対象に、医療的な観点から介護施設等における権利擁護の取組に必要な専門的知識・技術を修得するための研修を実施することにより、各都道府県で実施される看護実務者研修の企画・立案への参画、又は講師となり、さらに地域における権利擁護等に関する情報共有・連携等のネットワークを構築し推進できる人材を養成する。

(イ) 看護実務者研修

介護施設等の現場において、実際に権利擁護の取組を担当する看護職員（看護主任等）を対象に、医療的な観点からの取組を行うために必要な実践的な知識・技術を修得させる。

(3) 権利擁護相談支援事業

本事業は、各都道府県において、高齢者虐待を中心とした権利擁護に関する専門的相談体制を構築し、管内の権利擁護の取組を推進することを目的とし、下記の事業を実施する。

ア 権利擁護相談窓口の設置

各都道府県は、管内の権利擁護に係る関係団体等との密接な連携の下、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職による専門相談員を配置した権利擁護相談窓口を設置する。

権利擁護相談窓口及び専門相談員は、次のような業務を行うものとする。

- ・ 成年後見制度の手続きなど、高齢者の権利擁護に関する高齢者本人やその家族に対する専門的な相談
- ・ 虐待防止ネットワークの構築、虐待対応等困難事例への対応における支援など、高齢者虐待防止・権利擁護対応に関わる市町村及び地域包括支援センターへの助言及び支援
- ・ その他、高齢者の権利擁護に関する必要な業務など。

イ 権利擁護に関する普及啓発

都道府県内の権利擁護の取組を推進するため、高齢者虐待の防止や成年後見制度等に係る理解の普及・取組の推進を目的としたシンポジウムや市町村、地域包括支援センター等の職員を対象とした事例報告（検討）会等を開催する。

なお、従前より実施されている「身体拘束廃止事例等報告検討会」は、引き続き、本事業において実施するものとする。

ウ その他権利擁護推進のために実施主体が必要と認める事業

(4) 権利擁護強化事業

本事業は、市町村における高齢者虐待の防止等に関する取組の支援を目的として、単独の市町村では対応が困難な広域的な課題や専門的な知識を要する事案等に適切に対応できる職員を配置することなどにより、都道府県の体制強化等を図るものであり、具体的には下記の事業を実施する。

- ア 被虐待高齢者を保護するための措置を行う居室の広域的確保のための調整
- イ 病院など関係機関等との連携による広域的調整
- ウ 市町村における困難事例に対する具体的な助言や支援
- エ 市町村における虐待対応事例の収集、蓄積及び内容の分析
- オ その他高齢者虐待の防止等に関する市町村への広域的な支援に資する取組として実施主体が必要と認める事業

(5) 高齢者虐待防止シェルター確保事業

高齢者が養護者から虐待を受け、市町村長が保護・分離の措置等を講ずる際に、当該措置がなされるまでの間、都道府県が広域的な観点から、民間宿泊施設や介護保険施設等の借り上げを行うなど、緊急一時的に高齢者を避難させるための場所を確保するための事業を実施する。

(6) 都道府県市民後見人養成事業

市町村における市民後見の取組を支援するため、市町村が単独では市民後見人の養成が困難な場合などに、都道府県が広域的な支援の観点から、市民後見人の養成を行うための事業を実施する。

ア 研修対象者

市民後見人として活動することを希望する都道府県内の住民

イ 研修内容等

都道府県は、それぞれの地域の実情に応じて、市民後見人の業務を適正に行うために必要な知識・技能・倫理が修得できる内容である研修カリキュラムを作成するものとする。

(市民後見養成研修の内容(例))

- ・ 成年後見や介護保険制度等の法的な内容の理解
- ・ 地域の福祉施設等の社会資源の理解
- ・ 財産目録の作成 等

ウ その他

都道府県は、管内市町村の市民後見の取組を支援する方策を検討するなど、市町村における取組が円滑に実施されるよう、別添4の「都道府県認知症施策推進事業」も活用すること。

(別紙1)

権利擁護推進員養成研修事業の実施について

(1) 研修対象者

介護施設等の施設長、介護主任等、身体拘束廃止などの高齢者の権利擁護のための取組を施設内で指導的立場から推進することができる職員。

(2) 研修内容

研修対象者に対して、標準的な研修カリキュラム(別記)に基づき、介護施設等における権利擁護の推進について、講義・演習・自施設実習を通じて、取組に必要な姿勢・実践的手法を修得させる。

(3) 受講の手続き等

ア 受講の手続きは、所属の介護施設等の長を通じて実施主体の長に申し出るものとする。

イ 実施主体の長は、受講の申し込みに基づき、受講生を決定し、研修生として登録する。

(4) 修了証書の交付等

ア 実施主体の長は、研修修了者に対し、別途定める様式に準じ修了証書を交付するものとする。

イ 実施主体の長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記入した名簿を作成し管理する。

(5) 実施上の留意事項

実施主体の長は、本事業の実施を関係団体等に委託する場合については、当該団体と密接な連携を図るものとする。

(別記)

権利擁護推進員養成研修事業における標準的な研修カリキュラム例

1 実施形態

講義、演習により行う。

2 受講人数 20名程度(1回)

3 標準的な研修カリキュラム

	研 修 内 容	時間数
1 日目	講義 目的) 介護に関する最新の考え方を知り、高齢者の権利擁護のための課題解決の考え方を修得する。 講義内容例) ○ 高齢者虐待防止法について ○ 高齢者の権利擁護について ○ 高齢者介護と身体拘束廃止について ○ 身体拘束廃止のための課題解決の考え方	4 時間
2 日目	演習 1 (施設見学及び意見交換) 目的) 都道府県内で取組を進めている施設の見学及び見学に基づいた意見交換を行うことにより、受講者が自施設での現状分析を行い、取組に向けた課題整理を行う。	1 日
3 日目	演習 2 (取組に向けたロールプレイ等) 目的) 演習 1 で整理・認識した課題等を念頭に、高齢者の権利擁護の推進に向けた視点と問題解決能力を修得する。 演習内容例) ○ 対象者に対する理解を深めるロールプレイ ○ 施設内における高齢者の権利擁護のための取組	1 日
自施設実習		60 日
4 日目	演習 3 (報告会・意見交換等) 目的) 本研修で修得した知識や技術を踏まえ、自施設における実習(取組の推進)成果について報告するとともに、その取組過程における問題点や解決方法等について意見交換を行う。	1 日

4 標準的な修了証書様式

第 号	
修 了 証 書	
氏 名	
生年月日 昭和 年 月 日	
あなたは、厚生労働省の定める権利擁護推進員養成研修を修了した ことを証します。	
平成 年 月 日	〇 〇 県知事 〇 〇 〇 〇

資料 3

参考（改正後の通知全文）
障発 0517 第 5 号
平成 22 年 5 月 17 日
第 一 次 改 正
障発 0411 第 2 号
平成 23 年 4 月 11 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

障害者虐待防止対策支援事業の実施について

障害者の保健福祉施策については、かねてより特段のご配慮をいただいているところであるが、障害者に対する虐待については、従来より数々の事件が報告されており、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うための協力体制の整備や支援体制の強化が喫緊の課題となっているところである。

このため、今般、別紙のとおり「障害者虐待防止対策支援事業実施要綱」を定め、平成 22 年 4 月 1 日から実施することとしたので通知する。

障害者虐待防止対策支援事業実施要綱

第1 目的

障害者虐待については、その未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援が重要である。

このため、地域における関係行政機関、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、社会福祉協議会、障害者団体、医療関係者、司法関係者、民生委員、人権擁護委員、ボランティア、地域住民等（以下「関係機関等」という。）の協力体制の整備や支援体制の強化を図ることを目的とする。

第2 実施主体

第3の1及び2並びに4の（2）の①及び②の事業の実施主体は、都道府県又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

第3の3及び4の（2）の③の事業の実施主体は、都道府県とする。

ただし、事業の全部又は一部を社会福祉法人又はNPO法人等に委託することができるものとする。

第3 事業内容

下記の1に示した体制を整備（既存の体制の充実を含む。）するとともに、下記の2から4までの事業について、地域の実情を踏まえ、実施するものとする。

1 連携協力体制整備事業

（1）趣旨

都道府県又は市町村は、障害者虐待防止の取組の推進を図るため、地域における関係機関等の協力体制の整備・充実を図る。

なお、本事業は、2から4までの事業の効果的な実施にも資するものである。

（2）事業内容及び実施方法

ア 事業内容

都道府県又は市町村は、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、地域における関係機関等の協力体制の整備を図る。

イ 実施方法

都道府県又は市町村は、関係機関等による日頃からの情報共有のための連携体制や関係機関等との緊急連絡体制の整備等の具体的方策について関係機関等で協議し、地域における関係機関等の協力体制を整備する。

ウ 留意事項

事業の実施に当たっては、自立支援協議会との緊密な連携を図るとともに、児童や高齢者の虐待の防止に係る地域のネットワークとも連携を図り、効率的かつ効果的な協力体制を整備すること。

2 家庭訪問等個別支援事業

(1) 趣旨

都道府県又は市町村は、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を個別の状況に応じてきめ細やかに行うため、地域の実情を踏まえ、(2)の①から⑥までの事業を適宜組み合わせて実施する。

(2) 事業内容及び実施方法

① 家庭訪問

ア 事業内容

都道府県又は市町村は、障害者虐待の未然防止のため、過去に虐待のあった障害者の家庭や障害者支援施設等に長期に入所していた障害者が家庭復帰した家庭等、そのおそれのある障害者の家庭に対し、相談支援専門員等を重点的に訪問させることにより、家族関係の修復や家族の不安の解消に向けた支援を行う。

イ 実施方法

(ア) 都道府県又は市町村は、相談支援事業所等に寄せられた相談や関係機関等からの情報を基に、訪問対象とする家庭を選定する。

(イ) 都道府県又は市町村は、訪問対象として選定した家庭に対し、相談支援専門員等を重点的に訪問させることにより、家族関係の修復や家族の不安の解消に向けた支援を行う。

ウ 留意事項

事業の実施に当たっては、3の(2)の研修を受講した者等、障害者虐待の未然防止や虐待発生時の対応についての知識や経験を有する者により訪問させることが望ましい。

なお、実施主体が都道府県の場合は、市町村と協議の上、訪問対象とする家庭を選定するとともに、市町村と連携し、事業を実施すること。

また、必要に応じて、「④ カウンセリング」や「4 専門性強化事業」の活用を図ること。

② 相談窓口の強化

ア 事業内容

都道府県又は市町村は、障害者虐待の早期発見及び迅速な対応を図るため、障害者虐待に係る24時間・365日の相談体制を整備する。

イ 実施方法

(ア) 都道府県又は市町村は、地域の実情を踏まえ、直営の相談窓口を設置する方法や、広域圏域ごとに相談支援事業所に委託する方法等により、障害者虐待に係る24時間・365日の相談窓口を設置する。

(イ) 都道府県又は市町村は、相談窓口の連絡先や対応時間等について、関係機関等に幅広く周知する。

ウ 留意事項

実施主体が都道府県の場合は、市町村と連携して、障害者虐待に係る24時間・365日の相談体制を整備すること。

③ 一時保護のための居室の確保等

ア 事業内容

都道府県又は市町村は、障害者虐待の迅速な対応を行うため、事前に障害者支援施設等に依頼し、居室の確保を行うとともに、緊急一時保護を要する虐待が発生した場合に虐待を受けた障害者の受入れについて支援する。

イ 実施方法

(ア) 都道府県又は市町村は、事前に、虐待を受けた障害者の受入れが可能と認められる障害者支援施設や短期入所事業所等を選定して、一時保護のための居室を確保する。

(イ) 都道府県又は市町村は、虐待を受けた障害者の障害や心身の状況、一時保護先の施設の状況等を踏まえ、必要に応じて、付添等を行う協力員を確保する。

(ウ) 都道府県又は市町村は、虐待を受けた措置の対象とならない障害者について、一時保護を行った際に必要となる食費、光熱水費、消耗品費を障害者支援施設等に支払う。

ウ 留意事項

市町村は、一時保護を受けた障害者について、必要に応じて、成年後見制度の利用について検討すること(成年後見制度利用支援事業(地域生活支援事業)の活用等)。

④ カウンセリング

ア 事業内容

都道府県又は市町村は、障害者虐待に対する一連の対応後においても、引き続き適切な支援を行うため、医師会、臨床心理士会、精神保健福祉士会等の精神医療・保健・福祉関係団体の協力を得て、虐待を受けた障害者やそのおそれのある障害者、障害者虐待を目撃した者、障害者

虐待を行った家族等に対して、カウンセリングを行う。

イ 実施方法

(ア) 都道府県又は市町村は、虐待を受けた障害者やそのおそれのある障害者、障害者虐待を目撃した者、障害者虐待を行った家族等を対象としたカウンセリングについて、医師会、臨床心理士会、精神保健福祉士会等の精神医療・保健・福祉関係団体に協力依頼を行う。

(イ) 協力を求められた医療機関の医師や臨床心理士、精神保健福祉士等は、対象者に対し、カウンセリングを行う。

ウ 留意事項

都道府県又は市町村は、虐待を受けた障害者のほかに、障害者虐待を行った家族等に対しても、障害者虐待の未然防止を図る観点から、カウンセリングを行うよう努めること。

また、カウンセリングを行う際には、これまでの家族関係の背景や障害者虐待が生じた要因を踏まえたカウンセリングを行い、カウンセリング終了後においても、「① 家庭訪問」の活用等により、さらに継続的な支援を行うよう努めること。

⑥ その他地域の実情に応じて行う事業

都道府県又は市町村は、①から④に示した事業のほか、障害者虐待が発生した障害福祉サービス事業所等に対して、国が実施する障害者虐待の防止・権利擁護に関する研修を受講した者等を指導員として派遣する事業やオンブズマンを派遣する事業、地域において障害者の家庭の見守りを行う協力員を配置する事業等、地域の実情を踏まえた事業を実施することができる。

3 障害者虐待防止・権利擁護研修事業

(1) 趣旨

都道府県は、障害者虐待の問題について、障害福祉サービス事業所等の従事者や管理者の理解を深めるとともに、市町村や相談支援事業所等の相談窓口職員の専門性の強化を図るため、研修を実施する。

(2) 事業内容及び実施方法

ア 事業内容

都道府県は、障害福祉サービス事業所等の従事者や管理者、相談窓口職員を対象として、以下の研修を実施する。

① 障害福祉サービス事業所等従事者研修

障害福祉サービス事業所等の従事者を対象とした障害者虐待の防止に関する基礎知識や障害者の権利擁護に関する意識啓発、障害者に対する虐待や不適切な対応を防止するための障害特性にも配慮した支援方

法についての研修

② 障害福祉サービス事業所等管理者研修

障害福祉サービス事業所等の管理者を対象とした障害者虐待の防止に関する基礎知識や障害者の権利擁護に関する意識啓発、障害者虐待の防止のための組織・運営体制についての研修

③ 相談窓口職員研修

相談窓口職員を対象とした障害者虐待の通報を受けた際の対応方法や虐待を受けた障害者に対する支援に関する専門的知識、援助技術についての研修

イ 実施方法

(ア) 都道府県は、都道府県自立支援協議会等を活用し、別途、国が行う研修を参考として、研修の実施方法や内容について検討を行う。

(イ) 都道府県は、研修の質の向上を図るため、別途、国が行う研修に担当職員や都道府県研修の講師となる者を参加させる。

ウ 留意事項

都道府県は、本研修がより実践的な研修となるよう、演習による事例検討を実施すること。

4 専門性強化事業

(1) 趣旨

都道府県又は市町村は、障害者虐待の問題に関する専門性を強化するため、医学的・法的な専門的助言を得る体制を確保するとともに、都道府県は、障害者虐待に対する体制整備に資するため、虐待事例の分析等を行う。

(2) 事業内容及び実施方法

① 医学的専門性の強化

ア 事業内容

都道府県又は市町村は、医師会等の医療関係団体の協力を得て、虐待を受けた障害者やそのおそれのある障害者の治療の必要性や医学的側面からの支援方法について、都道府県・市町村職員、相談支援専門員等が専門的助言を得られるよう、地域における支援体制の専門性の強化を図る。

イ 実施方法

(ア) 都道府県又は市町村は、虐待を受けた障害者やそのおそれのある障害者の治療の必要性や医学的側面からの支援方法に係る専門的助言について、医師会等の医療関係団体に協力依頼を行う。

(イ) 協力を求められた医療機関の医師等は、虐待を受けた障害者やそのおそれのある障害者の治療の必要性や医学的側面からの支援方法に

について、専門的助言を行う。

② 法的専門性の強化

ア 事業内容

都道府県又は市町村は、弁護士会、司法書士会等の司法関係団体の協力を得て、虐待を受けた障害者の保護や権利擁護に係る法的な問題の対応方法について、都道府県・市町村職員、相談支援専門員等が専門的助言を得られるよう、地域における支援体制の専門性の強化を図る。

イ 実施方法

(ア) 都道府県又は市町村は、虐待を受けた障害者の保護や権利擁護に係る法的な問題の対応方法に係る専門的助言について、弁護士会、司法書士会等の司法関係団体に協力依頼を行う。

(イ) 協力を求められた弁護士や司法書士等は、虐待を受けた障害者の保護や権利擁護に係る法的な問題の処理について、専門的助言を行う。

③ 有識者との連携による事例分析等

ア 事業内容

都道府県は、障害者虐待の事例分析等を行う障害者虐待、高齢者虐待及び児童虐待に関する知識や経験のある学識経験者、医療関係者、司法関係者、福祉関係者等から構成されるチームを設置し、虐待を受けた障害者やそのおそれのある障害者の事例について、チームにおいて分析・評価を行い、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援に資するための関係機関等の協力体制や支援体制に関するマニュアル等を作成する。

イ 実施方法

(ア) 都道府県は、障害者虐待の事例分析等を行うチームを設置する。

(イ) チームは、虐待を受けた障害者やそのおそれのある障害者の事例の分析・評価を行い、都道府県に対して、地域の関係機関等の協力体制、障害福祉サービス事業所の運営体制等に係る専門的助言を行う。

(ウ) 都道府県は、チームの事例の分析・評価や専門的助言を踏まえ、地域の関係機関等の協力体制、障害福祉サービス事業所の運営体制等に関するマニュアル等を作成する。

ウ 留意事項

都道府県は、作成したマニュアル等を市町村を始めとする関係機関等に幅広く情報提供するとともに、当該マニュアル等を「3 障害者虐待防止・権利擁護研修事業」等の研修の場においてテキストとして活用するよう努めること。

第4 国の補助

国は、本事業に要する経費について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。

第5 留意事項

- 1 都道府県及び市町村は、事業を実施するに当たっては、自立支援協議会等において、実施する事業内容の検討や実績の検証等を行うこと。
- 2 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)、児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)を所管する関係部局との連携を図るとともに、障害者の働く場における障害者虐待については、都道府県労働局との連携を図ること。
- 3 都道府県及び市町村は、虐待を受けた障害者等に関する個人情報の取扱いに留意すること。
- 4 本事業の国庫補助対象には、別に国庫補助がなされているものは含まれないので留意すること。

市町村・地域包括支援センター・都道府県のための
養護者による 高齢者虐待対応
の手引き



社団法人日本社会福祉士会＝編集

●2011年7月発行 ●A4判 ●約220頁

■定価2,730円(本体2,600円+税5%) 58N978-4-6055-3507-4

「高齢者虐待対応ソーシャルワークモデル」に基づいた
“高齢者虐待対応”の新たなスタンダードとなる一冊！

本書は、平成22年度老人保健健康増進等事業「養護者による高齢者虐待対応の標準化のためのマニュアル策定並びに施設従事者による虐待対応の実態調査及び対応システムのあり方に関する研究報告書別冊1」を再編集したものです。

「主要目次」

- 第1章 製造者による高齢者虐待の考え方
- 第2章 高齢者虐待対応と権利擁護
- 第3章 製造者による高齢者虐待対応への体制整備
対応の全体フロー図
- 第4章 転倒期段階
- 第5章 対応段階

- 第6章 終結段階
第7章 市町村権限の行使
第8章 第三者による財産上の不当取引による被害の防止
第9章 老人福祉法や介護保険法に規定されていない施設における高齢者虐待への対応
第10章 障害者福祉・関係法令・高齢者虐待対応関係章

FAX申込書

中央法規出版 宛 FAX.03-3379-3820

コード	費 名	価格(税込)	部数
3507	市町村・地域包括支援センター・都道府県のための 養護者による高齢者虐待対応の手引き	一般価格 2,730円(本体2,600円+税5%)	部
		日本社会福祉士会 会員特価 2,457円(本体2,340円+税5%)	部

※本申込書は、書店では使用できません。

④315-103

平成 年 月 日

※会員登録でのお申し込みの方は、支部名・会員番号をご記入ください。

ご 名 称 所 属		支 部 名	
お 名 前 ご 担 当 者		会 員 番 号	
ご 住 所	〒 ー		
T E L		必要書類	見積書(通) 納品書(通) 請求書(通)
通 信 欄			* 送料実費(合計お申込金額が5,250円以上の場合、送料サービス) * 請求先と送付先が異なる場合は、通信欄にご記入下さい。

[illegible]

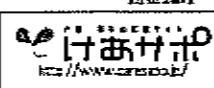
☆お客様の個人情報のお取り扱いについて 個人情報保護委員会 第23-377-3553
弊社はお客様の個人情報をお取り扱いに当たって、以下の事項を、次のとおり実施し、努めて保護を怠りません。また、法律に基づき命令を要して、お客様の個人情報をお取り扱いするの同意を得ずして第三者に提供することはありません。但しはお客様によりプライバシーの侵害のため、個人情報保護法に抵触して、これを認められた場合は例外とさせていただきます。また、お客様を特定できない範囲の一部を第三者に提供します。

お客様の個人情報を取得することには注意ですが、お客様が弊社に個人情報を与えない場合には、弊社のサービス提供が十分に機能することができず、また、弊社のサービスが十分に機能しない場合があります。また、お客様の個人情報を取得することには注意ですが、お客様が弊社に個人情報を与えない場合には、弊社のサービス提供が十分に機能することができず、また、弊社のサービスが十分に機能しない場合があります。また、お客様の個人情報を取得することには注意ですが、お客様が弊社に個人情報を与えない場合には、弊社のサービス提供が十分に機能することができず、また、弊社のサービスが十分に機能しない場合があります。

個人情報保護委員会 第23-377-3553



中央法規出版株式会社 営業部営業課
〒151-0353 東京都渋谷区代々木2-27-4
TEL 03-3379-3965 FAX 03-3379-3820



相談・通報・届出受付票（総合相談）

相談年月日	年 月 日 時 分～ 時 分	対応者：	所属機関：
相談者 (通報者)	氏名	受付方法	☐ 電話 ☐ 来所 ☐ その他 ()
	住所または 所属機関名	電話番号	
	本人との 関係	☐ 本人 ☐ 家族親族（同居・別居）続柄： ☐ 近隣住民・知人 ☐ 民生委員 ☐ 地域包括支援センター ☐ 在宅介護支援センター ☐ 介護支援専門員 ☐ 介護保険サービス事業所 ☐ 医療機関 ☐ 警察 ☐ その他 ()	

【本人の状況】

氏 名	性別	生年月日	☐ 明治 ☐ 大正 ☐ 昭和 年 月 日	年齢	歳
現住所	住民票登録住所 ☐ 同左 ☐ 異 電話： 他連絡先： (続柄：)				
居 所	☐ 自宅 ☐ 病院 () ☐ 施設 () ☐ その他 ()				
介護認定	☐ 非該当 ☐ 要支援 () ☐ 要介護 () ☐ 申請中 (月 日) ☐ 未申請 ☐ 申請予定				
利用サービス	介護保険	☐ あり () ☐ なし		介護支援専門員	
	介護保険外	☐ あり () ☐ なし		居宅介護支援事業所	
主疾患	☐ 一般 () ☐ 認知症 () ☐ 精神疾患 () ☐ 難病 ()				
身体状況	障害手帳 ☐ 無 ☐ 有 (等級： 種別：)				
経済状況	生活保護受給 (☐ なし ☐ あり)				

【本人の意向など】※生活歴、キーパーソン、関係機関などわかる範囲で書き込む

--

【世帯構成】

家族状況（ジェノグラム）

【介護者の状況】

氏名	年齢	歳
続柄	☐ 配偶者 ☐ 息子 ☐ 娘 ☐ 息子の配偶者 ☐ 娘の配偶者 ☐ 実兄弟 ☐ 実姉妹 ☐ 義兄弟 ☐ 義姉妹 ☐ 孫 ☐ その他 ()	
	連絡先 ☐ 同上	
	電話番号	職業
その他特記事項		

【主訴・相談の概要】

相談内容	
虐待の可能性	☐ 家から怒鳴り声や泣き声が聞こえたり、大きな物音がする【疑い】 ☐ 暑い日や寒い日、雨の日なのに高齢者が長時間外にいる【疑い】 ☐ 介護が必要なのに、サービスを利用している様子がない【疑い】 ☐ 高齢者の服が汚れていたり、お風呂に入っている様子がない【疑い】 ☐ あざや傷がある【疑い】 ☐ 問いかけに反応がない、無表情、怯えている【疑い】 ☐ 食事をきちんと食べていない【疑い】 ☐ 年金などお金の管理ができていない【疑い】 ☐ 介護者の態度 () ☐ その他 (具体的内容を記載)
情報源	相談者（通報・届出者）は ☐ 実際に目撃した ☐ 怒鳴り声や泣き声、物音等を聞いて推測した ☐ 本人から聞いた ☐ 関係者 () から聞いた

【今後の対応】

☐ 相談終了： ☐ 引き取りのみ ☐ 情報提供・助言 ☐ 他機関への取次・転送（機関名：) ☐ その他 () ☐ 相談継続： ☐ 権利擁護対応（虐待対応を除く） ☐ 包括的継続ケアマネジメント支援 ☐ 高齢者虐待 ☐ その他 () 備考 ()

高齡者虐待情報共有・協議票

【虐待の可能性（通報段階）】

虐待の可能性 (通報段階)	☐ 身体的虐待の疑い ☐ 放棄・放任の疑い ☐ 心理的虐待の疑い ☐ 性的虐待の疑い ☐ 経済的虐待の疑い ☐ 虐待とは言い切れないが不適切な状況()
------------------	---

【情報収集依頼項目】

依頼日時： 年 月 日 時 分

依頼先: _____ 依頼方法 (電話 訪問 その他)

[illegible]

※情報収集依頼によって得られた情報は、アセスメント要約票へ集約し整理する

【事実確認の方法と役割分担】

協議日時： 年 月 日 時 分

協議者: _____ 協議方法 (電話 訪問 その他)

事実確認の方法	面接調査	高齢者：□自宅訪問 □来所 □その他の場所（ ） 面接者（ ， ）
		養護者：□自宅訪問 □来所 □その他の場所（ ） 面接者（ ， ）
	関係者からの聞き取り	□ケース会議等（担当： ）
		□関係者・関係機関 1 （ ） 担当： （ ）
		□関係者・関係機関 2 （ ） 担当： （ ）
	□関係者・関係機関 3 （ ） 担当： （ ）	
※訪問時の状況や聞き取りした内容を「事実確認票」へ記載		
事実確認中に予測されるリスクと対応方法		
事実確認期限	年 月 日 時迄 ※48時間以内のコアメンバー会議開催を踏まえて設定する	

※事実確認の方法と役割分担に関する協議が終わったら「事実確認」へ

事実確認票－チェックシート

確認者：

確認日時：

年 月 日 時 ～ 年 月 日 時

高齢者本人氏名		性別	☐ 男 ☐ 女	生年月日	年 月 日	年齢	歳
確認場所	☐ 居宅 ☐ 来所（ ☐ 行政 ☐ 地域包括支援センター） ☐ その他（ ）						
確認時の同席者の有無	☐ 無 ☐ 有（氏名： ）						
発言内容や状態・行動・態度など（見聞きしたことをそのまま記入）							
【本人】							
【養護者】							
【第三者】：（ ）							
虐待の全体的状況							
発生状況							
1. 虐待が始まったと思われる時期： 年 月頃							
2. 虐待が発生する頻度：							
3. 虐待が発生するきっかけ：							
4. 虐待が発生しやすい時間帯：							

※裏面の事実確認項目（サイン）を利用して事実確認を行う。

事実確認項目(サイン)

※1:「通」:通報があった内容に○をつける。「確認日」:行政および地域包括支援センター職員が確認した日付を記入。

※2:「確認項目」の列の太字で下線の項目(例「外傷等」)が確認された場合は、「緊急保護の検討」が必要。

通	確認日	確認項目	サイン:当てはまるものがあれば○で囲み、他に気になる点があれば()に簡単に記入	確認方法(番号に○印またはチェック) 確認者(カッコ内に「姓」が、「姓(何)」から記入) 1. 聞き取り 2. 目視 3. 記録 4. 面接 5. その他
身体 の 状 態 ・ け が 等		外傷等	顔部外傷(皮膚、骨折等の疑い)、頭部外傷、重度の擦り傷、その他() 部位: 大きさ: 色:	()が()から確認した 1、2、3、4、5
		全身状態・意識レベル	全身衰弱、意識障害、その他()	()が()から確認した 1、2、3、4、5
		脱水症状	重い脱水症状、脱水症状の繰り返し、軽い脱水症状、その他()	()が()から確認した 1、2、3、4、5
		栄養状態等	栄養失調、低栄養・低血糖の疑い、その他()	()が()から確認した 1、2、3、4、5
		あざや傷	身体に複数のあざ、頻繁なあざ、やけど、刺し傷、打撲痕・腫脹、その他() 部位: 大きさ: 色:	()が()から確認した 1、2、3、4、5
		体重の増減	急な体重の減少、やせすぎ、その他()	()が()から確認した 1、2、3、4、5
		出血や傷の有無	生創等、出血、かゆみの訴え、その他()	()が()から確認した 1、2、3、4、5
		その他		()が()から確認した 1、2、3、4、5
生活 の 状 況		衣服・寝具の清潔さ	着の身置のまま、濡れたままの下着、汚れたままのシーツ、その他()	()が()から確認した 1、2、3、4、5
		身体・顔の清潔さ	身体・顔の臭い、髪、皮膚の潰瘍、かびなどの爪、その他()	()が()から確認した 1、2、3、4、5
		適切な食事	菓子パンのみの食事、食所ではガツガツ食べる、拒食や過食が見られる、その他()	()が()から確認した 1、2、3、4、5
		適切な睡眠	不眠の訴え、不規則な睡眠、その他()	()が()から確認した 1、2、3、4、5
		行為の制限	自由に外出できない、自由に家族以外の人と話すことができない、長時間家の外に出されている、その他()	()が()から確認した 1、2、3、4、5
		不自然な状況	資産と日常生活の大きな落差、食べる物にも困っている、年金滞り・預貯金減損がない、その他()	()が()から確認した 1、2、3、4、5
		住環境の適切さ	臭いがする、極度に汚雑、ベタベタした感じ、暖房の欠如、その他()	()が()から確認した 1、2、3、4、5
		その他		()が()から確認した 1、2、3、4、5
話 の 内 容		恐怖や不安の訴え	「怖い」「痛い」「怒られる」「殺られる」などの発言、その他()	()が()から確認した 1、2、3、4、5
		保護の訴え	「殺される」「〇〇が怖い」「何も食べていない」「家にいたくない」「殺したくない」	()が()から確認した 1、2、3、4、5
		強い自殺念慮	「死にたい」などの発言、自分を否定的に話す、その他()	()が()から確認した 1、2、3、4、5
		あざや傷の説明	つじつまが合わない、求めても説明しない、隠そうとする、その他()	()が()から確認した 1、2、3、4、5
		金銭の訴え	「お金をとられた」「年金が入ってこない」「貯金がなくなった」などの発言、その他()	()が()から確認した 1、2、3、4、5
		性的虐待の訴え	「生殖器の写真を撮られた」などの発言、その他()	()が()から確認した 1、2、3、4、5
		話のためらい	関係者に話すことをためらう、話す内容が変化、その他()	()が()から確認した 1、2、3、4、5
		その他		()が()から確認した 1、2、3、4、5
表 情 ・ 態 度		おびえ、不安	おびえた表情、急に不安がる、怖がる、人目を避けたがる、その他()	()が()から確認した 1、2、3、4、5
		無気力さ	無気力な表情、異いかけに無反応、その他()	()が()から確認した 1、2、3、4、5
		態度の変化	家族のいる部屋にいない部屋で態度が異なる、なぜやりの態度、急な態度の変化、その他()	()が()から確認した 1、2、3、4、5
		その他		()が()から確認した 1、2、3、4、5
サ ー ビ ス な ど の 利 用 状 況		適切な医療の受診	家族が受診を拒否、受診を勧めても行った気配がない、その他()	()が()から確認した 1、2、3、4、5
		適切な服薬の管理	本人が処方されていない薬を服用、処方された薬を適切に服薬できていない、その他()	()が()から確認した 1、2、3、4、5
		入退院の状況	入退院の繰り返し、救急搬送の繰り返し、その他()	()が()から確認した 1、2、3、4、5
		適切な介護等サービス	必要であるが未利用、頼めても無視あるいは拒否、必要量が極度に不足、その他()	()が()から確認した 1、2、3、4、5
		支援のためらい・拒否	援助を受けたがらない、新たなサービスは拒否、その他()	()が()から確認した 1、2、3、4、5
		費用負担	サービス利用負担が突然払えなくなる、サービス利用のためらう、その他()	()が()から確認した 1、2、3、4、5
		その他		()が()から確認した 1、2、3、4、5
養 護 者 の 態 度 等		支援者への発言	「何をやるかわからない」「殺してしまうかもしれない」等の発言がある、その他()	()が()から確認した 1、2、3、4、5
		保護の訴え	虐待者が高齢者の保護を求めている、その他()	()が()から確認した 1、2、3、4、5
		暴力、脅し等	刃物、ピンなど凶器を使った暴力や脅しがある、その他()	()が()から確認した 1、2、3、4、5
		高齢者に対する態度	冷淡、横柄、無関心、支配的、攻撃的、拒否的、その他()	()が()から確認した 1、2、3、4、5
		高齢者への発言	「早く死んでしまえ」など否定的な発言、コミュニケーションをとうとうしない、その他()	()が()から確認した 1、2、3、4、5
		支援者に対する態度	援助の専門家と会うのを避ける、話したがらない、拒否的、専門家に責任転嫁、その他()	()が()から確認した 1、2、3、4、5
		精神状態・判断能力	虐待者の精神的な不安定・判断力低下、非現実的な認識、その他()	()が()から確認した 1、2、3、4、5
		その他		()が()から確認した 1、2、3、4、5

アセスメント要約票

対応計画 ____回目用

アセスメント要約日: 年 月 日

要約担当者:

高齢者本人氏名:		性別・年齢: ☐ 男 ☐ 女 歳	住所: ☐ 自宅 ☐ 入所・院	
介護者氏名:		性別・年齢: ☐ 男 ☐ 女 歳	高齢者本人との関係:	同別居の状況: ☐ 同居 ☐ 別居
高齢者本人の希望	居所・今後の生活の希望	居所の希望: ☐ 在宅 ☐ 入所 ☐ 不明 / 分類希望: ☐ 有 ☐ 無 ☐ 不明		
	性格上の傾向、こだわり、対人関係等			
	高齢者の状態	意思疎通: ☐ 可能 ☐ 特定条件のもとであれば可能 () ☐ 困難 ☐ 不明 話の内容: ☐ 一貫している ☐ 変化する) 生活意欲: ☐ 意欲や気力が低下しているおそれ (無気力、無反応、おびえ、話をためらう、人目を避ける、等)		
I. 高齢者本人の情報 面接担当者氏名:				虐待リスク
【健康状態等】				
疾病・傷病:		既往歴:		
受診状況:		服薬状況(種類):		
受診状況:		服薬状況(種類):		
診断の必要経緯: ☐ 内科 ☐ 精神科 ☐ 外科 ☐ 整形外科 ☐ その他 () 具体的症状等⇒				
要介護認定: ☐ 非該当 ☐ 要支援 () ☐ 要介護 () ☐ 申請中 (申請日: 年 月 日) ☐ 未申請				
障害: ☐ 身体障害 ☐ 精神障害 (☐ あり ☐ 疑い) ☐ 知的障害 (☐ あり ☐ 疑い)				
精神状態: ☐ 認知症 (☐ 診断あり ☐ 疑い) ☐ うつ病 (☐ 診断あり ☐ 疑い) ☐ その他 ()				
【危機への対処】				
危機対処場面において: ☐ 自ら助けを求めることができる ☐ 助けを求めることが困難				
避難先・退避先: ☐ 助けを求める場所がある () ☐ ない				
【成年後見制度の利用】				
成年後見人等: ☐ あり (後見人等:) ☐ 申立中 (申立人:) ☐ 申立予定あり ☐ 申立予定なし				
【各種制度利用】				
☐ 介護保険 ☐ 自立支援法 ☐ その他 ()				
【経済情報】				
収入額 月 ____万円 (内訳:) 預貯金等 ____万円 借金 ____万円				
1ヶ月に本人が使える金額 ____万円				
具体的な状況 (生活費や借金等):				
☐ 生活保護受給 ☐ 介護保険料滞納 ☐ 国民健康保険料滞納 ☐ 後援高齢者医療制度保険料滞納 ☐ その他 ()				
金銭管理: ☐ 自立 ☐ 一部介助 (判断可) ☐ 全介助 (判断不可) ☐ 不明				
金銭管理者: ☐ 本人 ☐ その他 ()				
【エコマップ】		【生活状況】		
		食 事 (☐ 一人で可 ☐ 一部介助 ☐ 全介助) 調 理 (☐ 一人で可 ☐ 一部介助 ☐ 全介助) 移 動 (☐ 一人で可 ☐ 一部介助 ☐ 全介助) 買 物 (☐ 一人で可 ☐ 一部介助 ☐ 全介助) 掃除洗濯 (☐ 一人で可 ☐ 一部介助 ☐ 全介助) 入 浴 (☐ 一人で可 ☐ 一部介助 ☐ 全介助) 排 泄 (☐ 一人で可 ☐ 一部介助 ☐ 全介助) 服薬管理 (☐ 一人で可 ☐ 一部介助 ☐ 全介助) 預貯金年金の管理 (☐ 一人で可 ☐ 一部介助 ☐ 全介助) 医療機関の受診 (☐ 一人で可 ☐ 一部介助 ☐ 全介助)		
		【その他特記事項】		

Ⅱ. 養護者の情報 面接担当者氏名:		虐待発生リスク
【養護者の希望】 居所の希望: ☐ 在宅 ☐ 入所 ☐ 不明 / 分離希望: ☐ 有 ☐ 無 ☐ 不明		☐
【健康状態等】		☐
疾病・傷病:	既往歴:	
受診状況:	服薬状況(種類):	
受診状況:	服薬状況(種類):	
診断の必要性: ☐ 内科 ☐ 精神科 ☐ 外科 ☐ 整形外科 ☐ その他() 具体的症状等⇒		
性格的な偏り:		☐
障害: ☐ 身体障害 ☐ 精神障害(☐ あり ☐ 疑い) ☐ 知的障害(☐ あり ☐ 疑い)		
【介護負担】		
被虐待高齢者に対する介護意欲: ☐ あり ☐ なし ☐ 不明 1日の介護時間: ☐ ほぼ1日中 ☐ 必要時のみ ☐ 不明 介護期間(いつから始まったか、負担が大きくなった時期やきっかけ、最近の生活行動の変化など)※期間と負担原因を明確に	介護技術・知識: ☐ 高い ☐ 低い ☐ 不明 介護の代替者: ☐ あり ☐ なし ☐ 不明	
平均睡眠時間: およそ____時間		
【就労状況】		☐
就労状況: ☐ 就労(就労曜日____~____ 就労時間____時~____時)、雇用形態(☐ 正規、 ☐ 非正規) ☐ 非就労		
【経済状況】		☐
収入額 月____万円(内訳:) 預貯金等____万円 借金____万円		
☐ 借金トラブルがある ☐ 被虐待高齢者の年金に生活費を依存 ☐ 生活保護受給 ☐ 介護保険料滞納 ☐ 国民健康保険料滞納 ☐ 後期高齢者医療制度保険料滞納 ☐ その他()		
【近隣との関係】		☐
☐ 良好() ☐ 挨拶程度 ☐ 悪い ☐ 関わりなし ☐ 不明		
Ⅲ. 家族関係(家族歴、家族の抱える問題、家族の中の意思決定者、問題が起こったときの対処方法等)		
※計画書(1)の「関連機関等連携マップ」で集約する		
		☐
Ⅳ. その他(近隣・地域住民等との関係、地域の社会資源、関係者・関係機関との関わり等)		
※計画書(1)の「関連機関等連携マップ」で集約する		
		☐
【全体のまとめ】: Ⅰ~Ⅳで抽出された虐待発生の要因の結果を踏まえて、分析、課題を整理する。 ※計画書(1)の「総合的な対応方針」、計画書(2)の「対応困難な課題/今後検討しなければならない事項」に反映する		
Ⅰ. 高齢者本人		
Ⅱ. 養護者		
Ⅲ. 家族関係(家族歴、家族の抱える問題、家族の中の意思決定者、問題が起こったときの対処方法等)		
Ⅳ. その他(近隣・地域住民等との関係、地域の社会資源、関係者・関係機関の関わり等)		
Ⅴ. 今後の課題		

第1表

高齢者虐待対応会議記録・計画書(1)～コアメンバー会議用

決裁欄(例)		
課長	係長	担当者

高齢者本人氏名

歳

計画作成者所属

地域包括支援センター

計画作成者氏名

会議日時: 年 月 日 時 分 ~ 年 月 日 時 分

初回計画作成日

会議目的	出席者	所属: 氏名 氏名 氏名
虐待事実の判断	高齢者本人の意見・希望	所属: 氏名 氏名 氏名
虐待事実の判断根拠		
緊急性の判断	虐待者の意見・希望	
緊急性の判断根拠		
総合的な対応方針 ※「アセスメント要約書」全作のまとめより	対応の内容	※支援の必要性 ☐ あり ☐ なし ☐ 不明 ☐ 事実確認を継続(期限を区切った継続方針) ☐ 立入調査 ☐ 警察への援助要請 ☐ 緊急分離保護 () ☐ 入院 () ☐ 面会制限 ☐ 在宅サービス導入・調整 () 【措置の適用】 ☐ 有: ☐ 訪問介護 ☐ 通所介護 ☐ 短期入所生活介護 ☐ 認知症対応型共同生活介護 ☐ 小規模多機能型居宅介護 ☐ 養護老人ホーム ☐ 特別養護老人ホーム ☐ 無 ☐ 検討中(理由:) ☐ 成年後見制度または日常生活自立支援事業の活用 ☐ 経済的支援(生活保護相談・申請/各種減免手続き等) () その他 ()

第2表

高齢者虐待対応会議記録・計画書(2)～コアメンバー会議用

決裁欄(例)		
課長	係長	担当者

対象 対象	優先 順位	課題	目標	対応方法(具体的な役割分担)		実施日時・期間／評価日
				何をどのように	関係機関・担当者等	
高齢者						
被 保 者						
その 他 の 家 族						
関 係 者						
対応が困難な課題／今後検討しなければならない事項など(「アセスメント要約票」の余体の主とめから記載)				計画評価予定日	年 月 日	

第1表

高齢者虐待対応ケース会議記録・計画書(1)

決裁欄(例)			
課長	係長	担当	担当者

高齢者本人氏名	殿	計画作成段階	見直し	措置解除	虐待終結	
計画作成者所属	地域包括支援センター	計画の作成回数: 回	日 (初回計画作成日)	年	月	日

計画作成者氏名	計画作成日	年	月	日
---------	-------	---	---	---

会議日時	年	月	日	時	分	時	分
------	---	---	---	---	---	---	---

会議目的	出席者	所属:	氏名	所属:	氏名
		所属: <td>氏名<td>所属:<td>氏名</td></td></td>	氏名 <td>所属:<td>氏名</td></td>	所属: <td>氏名</td>	氏名
		所属: <td>氏名<td>所属:<td>氏名</td></td></td>	氏名 <td>所属:<td>氏名</td></td>	所属: <td>氏名</td>	氏名
		所属: <td>氏名<td>所属:<td>氏名</td></td></td>	氏名 <td>所属:<td>氏名</td></td>	所属: <td>氏名</td>	氏名
関連機関等連携マシ					
※「アセスメント要約票」のⅢ、Ⅳを参照する					

高齢者虐待対応ケース会議記録・計画書(2)

決 裁 欄(例)		
課 長	係 長	担 当 者

対象	課題	目標	対応方法(具体的な役割分担)		
			何を、どのように	関係機関・担当者等	実施日時・期間／評価日
高齢者					
養護者					
その他の家族 関係者					
対応が困難な課題／今後検討しなければならぬ事項など(虐待終結に向けた課題等を記載)			計画評価予定日	年 月 日	

※記入欄が足りない場合は、様式を追加して記入

社団法人日本社会福祉士会 作成 Ver II (出典:東京都老人総合研究所「支援計画書(第2版)」、新潟県三条市作成様式を参考に作成)

高齢者虐待対応評価会議記録表

状況欄(例)		
課長	係長	担当者

高齢者本人氏名

殿

計画作成者所属

地域包括支援センター

計画作成者氏名

計画評価: 回目

会議日時: 年 月 日 時 分

記入年月日

年 月 日 時 分

会議目的	出席者	氏名	所属	氏名	氏名	氏名
議題番号	実施状況(誰がどのように取り組んだか)計画通りの役割分担、対応方法を実施した場合には、□にチェック	確認した事実と目的	目標変更の有無、変更内容(目標に変更ありの場合、()内に記載)	氏名	氏名	氏名
	☐		□目標達成 □目標変更なし □目標変更あり ()			
	☐		□目標達成 □目標変更なし □目標変更あり ()			
	☐		□目標達成 □目標変更なし □目標変更あり ()			
	☐		□目標達成 □目標変更なし □目標変更あり ()			
	☐		□目標達成 □目標変更なし □目標変更あり ()			
	☐		□目標達成 □目標変更なし □目標変更あり ()			
	☐		□目標達成 □目標変更なし □目標変更あり ()			
虐待発生リスク状況	【判定欄に該当番号を記入】 1. 虐待が発生している 2. 虐待の疑いがある 3. 一時的に解消(再発の可能性が残る) 4. 虐待は解消した 5. 虐待は確認されていない	高齢者本人の状況(希望・希望)	支援者の状況(希望・希望)			
新たな対応計画の必要性	1. 身体的虐待 2. 放棄・放任 3. 心理的虐待 4. 性的虐待 5. 経済的虐待 6. その他	虐待防止の状況	今後の対応	支援者支援の必要性	□あり □なし	
虐待対応の総括	1. 虐待対応の総括 2. 現在の虐待対応計画内容に基づき、対応を継続 3. アセスメント、虐待対応計画の見直し 4. その他()	1. 権利擁護対応(虐待対応を除く)に移行 2. 包括的・継続的ケアマネジメント支援に移行 3. その他()				

資料 6

別添1

2011年度 高齢者虐待対応現任者標準研修 統一プログラム

2011年6月

	科目名	形式	内容
1 日目	9:30~9:40	オリエンテーション (10分)	
	9:40~11:10	科目1 高齢者虐待防止法と市町村 の責務 (90分)	講義 ・虐待防止法の内容と法に定められている市町村の責務を理解する。
	11:10~11:20	休憩 (10分)	
	11:20~12:50	科目2 高齢者虐待対応と権利擁護 (90分)	講義 ・虐待対応における権利擁護の視点を理解する。 ・虐待対応の基本的な流れを理解し、虐待対応ソーシャルワークモデルの視点とポイントを理解する。
	12:50~13:50	昼食 (60分)	
	13:50~14:50	科目3 初動期段階 (60分)	講義 ・通報受理、事実確認や緊急性の判断等初動期の対応のポイントを理解する。
	14:50~15:00	休憩 (10分)	
	15:00~17:00	科目3 初動期段階 (120分)	演習 ・「受付票」「共有協議票」「事実確認票」「アセスメント票」「コアメンバー会議録・計画書」を体感する。
	計 360 分		
2 日目	9:30~10:30	科目4 対応段階 (60分)	講義 ・虐待の背景・要因をアセスメントし、支援計画を策定するポイントを理解する。
	10:30~10:40	休憩 (10分)	
	10:40~12:40	科目4 対応段階 (120分)	演習 ・「アセスメント票」「対応会議録・計画書」を体感する。
	12:40~13:40	昼食休憩 (60分)	
	13:40~14:40	科目5 評価と終結 (60分)	講義 ・対応計画の評価と虐待対応機関としての支援の終結について理解する。
	14:40~14:50	休憩 (10分)	
	14:50~16:20	科目5 評価と終結 (90分)	演習 ・「評価票」を体感する。
	計 330 分		
3 日目	9:30~12:30	科目6 総合演習 (初動期段階) (休憩含 180分)	演習 ・虐待対応の一連の流れを、具体的事例の演習を通じて理解する。
	12:30~13:30	昼食 (60分)	
	13:30~16:30	科目6 総合演習 (対応段階、評価) (休憩含 180分)	演習 ・虐待対応の一連の流れを、具体的事例の演習を通じて理解する。
	16:30~16:40	事務連絡 (10分)	
計 360 分			
講義時間 合計 1,050 分			

2011年度 高齢者虐待対応現任者標準研修 実施

都道府県	実施主体		実施時期	定員
	行政との 共催・受託	都道府県士会 主催		
北海道		○	7月29日、30日、31日	100名
青森		○	11月21日、22日、12月1日	50名
秋田	○	○	9月30日、10月1日、8日	50名
山形	○		1月25日、27日、2月3日	70名
福島		○	10月8日、9日、23日	50名
茨城		○	10月2日、8日、22日	50名
栃木	○		11月15日、16日、24日	30名
群馬	○		7月6日、7日、14日	50名(はじめの2科目のみ80名)
千葉	○		9月13日、20日、27日	60名
東京		○	1月28日、29日、2月4日	50名程度
神奈川		○	2月25日、3月3日、17日	50名
富山		○	8月18日、24日、25日	50名
石川	○		1回目/10月19日、21日、24日 2回目/11月30日、12月6日、12日	1回目/50名 2回目/50名
福井	○		8月19日、20日、23日	50名
長野		○	10月12日、13日、21日	50名
新潟		○	10月4日、5日、12日	60名
愛知		○	11月2日、5日、13日	80名
三重	○		8月12日、22日、9月14日	100名
滋賀		○	11月19日、26日、12月3日	50名
京都	○		12月10日、17日、18日	50名
大阪	○		A/7月25日、8月16日、17日 B/7月25日、8月23日、29日	150名
奈良	○		10月20日、11月22日、12月6日	70名
和歌山	○		9月27日、10月4日、12日	60名
鳥取		○	9月28日、10月5日、12日	50名
島根		○	12月9日、10日、17日	50名
岡山	○		8月2日、17日、9月14日	70名
広島	○	○	6月15日、16日、7月6日	50名
徳島		○	2月2日、3日、14日	30名
香川	○		11月28日、29日、12月15日	50名
愛媛	○その他	○その他	9月12日、13日、9月20日	70名
高知	○		8月2日、8日、25日	40名
福岡	○		7月12日、13日、22日	70名
佐賀	○		10月19日、31日、(3日目未定)	80名
長崎		○	8月19日、20日、21日	50名
熊本	○		9月13日、14日、21日	80名
大分	○		2月10日、11日、12日	30名
宮崎		○	1月10日、17日、24日	50名
沖縄		○	10月14日、15日、20日	50名
実施計画にて定員の報告があった33県士会の定員の合計				2,300名

障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修のご案内

(平成23年度 厚生労働省 障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修業務)

1. 研修の概要・目的

障害者虐待防止法の円滑な施行(平成24年10月)を図るため、匡において「障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修」を実施することにより、各都道府県における障害者の虐待防止や権利擁護に関する研修の指導的役割を担う者を養成することを目的とします。

2. 研修日程・会場

日程：平成23年12月19日(月)～12月21日(水)

会場：TFTビル(所在地 〒135-8071 東京都江東区有明3-6-11)

3. 研修内容：

(1) 研修の位置付け

当該研修は、国から都道府県への伝達研修とします。

(2) 研修内容

2日目は以下のア～ウのコース別研修を行います。

(ア) 障害福祉サービス事業所等従事者研修

障害福祉サービス事業所等の従事者を対象とした障害者虐待の防止に関する基礎知識や障害者の権利擁護に関する意識啓発、障害者に対する虐待や不適切な対応を防止するための障害特性にも配慮した支援方法についての研修。

(イ) 障害福祉サービス事業所等管理者研修

障害福祉サービス事業所等の管理者を対象とした障害者虐待の防止に関する基礎知識や障害者の権利擁護に関する意識啓発、障害者虐待の防止のための組織・運営体制についての研修。

(ウ) 相談窓口職員研修

相談窓口職員(市町村職員・相談支援事業所等の職員)を対象とした障害者虐待の通報を受けた際の対応方法や虐待を受けた障害者に対する支援に関する専門的知識、援助技術についての研修。都道府県職員の役割についても含まれます。

(3) 研修プログラム：

別紙プログラム案を参照ください。

(※プログラム案は9月22日時点のもので、今後の検討会を経て変更がありますのであらかじめご了承ください。)

4. 受講対象者

都道府県において障害者虐待の防止、権利擁護に関する指導的役割を担う者であって、都道府県が実施する障害者虐待防止・権利擁護研修事業の企画立案への参画、講師となる者、および、以下の(1)～(3)に該当し、都道府県の推薦を受けた者とします。

(1) 障害福祉サービス事業所等従事者研修責任者

(2) " 管理者研修責任者

(3) 相談窓口職員研修責任者

なお、都道府県の推薦に当たっては、下記の研修ポイントを十分理解考慮してください。

① 共通講義、各コース別講義において、基本的な知識と事例から実態や課題について学ぶ。

② 各コース別演習の時間を多く設定し、事例検討から虐待が発生した要因の分析と防止のための課題の修得を目指す。

③ 都道府県担当者については(ウ)相談窓口研修を受講すること。

5. 受講者数

各都道府県担当者1名及び各コース別の研修責任者1名ずつ（計4名）を基本とし、総定員は200名とします。基本人数以上受講希望の場合は、別途理由書を作成し申し込んでください。事務局において検討します。

6. 受講費：無料

7. 申込

別紙「受講申込書」に必要事項をご記入の上、10月31日（月）までに下記アドレスにメールにてご返信ください。（※申込者（都道府県研修担当者）と研修受講者は別のシートになっていますのでご注意ください。）

8. 受講決定通知

受講決定は11月中旬ごろを目安に、研修受講者宛に郵便にて通知いたします。

9. 修了証、修了要件

- ・研修終了後、修了証を交付いたします。
- ・修了要件として、全科目への出席が必要となります。

10. その他

- ・宿泊、昼食については各自ご手配ください。
- ・研修の受講にあたり、レポート課題等の提出を求める場合があります。

【問合せ先・申込先】

社団法人日本社会福祉士会 事務局企画3課（担当：館内・牧野）

〒160-0004 東京都新宿区四谷1-13 カタオカビル2F

TEL：03-3355-6541

FAX：03-3355-6543

E-mail：tateuchi@jscsw.or.jp

（受付時間：月～金曜日 9：30～17：30）

研修プログラム

(3日間にて実施する。1日目及び3日目は共通研修とし、2日目は分野別の研修とする。)

【1日目】共通研修 (会場：906研修室)

時間	内容	講師(※敬称略)
12:30～12:40	オリエンテーション(事務連絡)	
12:40～13:00 (20分)	開講式 ・主催者挨拶 ・厚生労働省挨拶/研修の趣旨説明 厚生労働省 社会・理援局 障害保健福祉部 障害福祉課 地域移行・障害児支援室長 内山 博之	
13:00～13:30 (30分)	【共通講義①】 障害者虐待防止マニュアル(仮)の理解	塚塚 昭彦 (厚生労働省)
13:30～13:40	休憩	
13:40～15:00 (60分)	【共通講義②】 障害者虐待の現場から	野沢 和弘 (毎日新聞 論説委員)
15:00～15:10	休憩	
15:10～16:30 (60分)	【共通講義③】 障害者虐待防止・対応に関わる法の理解	川島 志保 (日本弁護士連合会 高齢者・障害者の権利に 関する委員会 委員長)
16:30～16:40	休憩	
16:40～17:20 (40分)	【共通講義④】 障害者虐待と権利擁護	岩崎 香 (早稲田大学人間科学学 術院 准教授)

【2日目】分野別研修

■障害福祉サービス事業所等従事者コース (会場：904研修室)

時間・区分	内容	講師(※敬称略)
9:00～10:00 (60分)	【分野別講義①】 障害者虐待防止と私たちの仕事【従事者①】	竹之内 章代 (NPO 法人スペース空 理事長)
10:00～10:10	休憩	
10:10～12:40 (150分)	【分野別演習①】 障害者虐待防止と私たちの仕事【従事者②】	
12:40～13:40	休憩(昼食)	
13:40～14:40 (60分)	【分野別講義②】 障害者虐待への私たちの取り組み【従事者③】	
14:40～14:50	休憩	
14:50～17:20 (150分)	【分野別演習②】 障害者虐待への私たちの取り組み【従事者④】	

Ⅲ障害福祉サービス事業所等管理者コース（会場：905研修室）

時間・区分	内容	講師(※敬称略)
9:00～10:00 (60分)	【分野別講義①】 障害者虐待防止のための管理者の役割【管理者①】	小林 彰 (社会福祉法人かりがね福祉会 ライフステージかりがね施設長)
10:00～10:10	休憩	
10:10～12:40 (150分)	【分野別演習①】 障害者虐待防止のための管理者の役割【管理者②】	
12:40～13:40	休憩（昼食）	
13:40～14:40 (60分)	【分野別講義②】 障害者虐待対応における管理者の役割【管理者③】	
14:40～14:50	休憩	
14:50～17:20 (150分)	【分野別演習②】 障害者虐待対応における管理者の役割【管理者④】	

Ⅳ相談窓口職員コース（会場：908研修室）

時間・区分	内容	講師(※敬称略)
9:00～10:00 (60分)	【分野別講義①】 障害者虐待対応における相談窓口職員の役割【相談窓口職員①】	上笠 光輝 (社会福祉法人大川市福祉会 木の香園 北古賀事業所 施設長)
10:00～10:10	休憩	
10:10～12:40 (150分)	【分野別演習①】 障害者虐待対応における相談窓口職員の役割【相談窓口職員②】	門倉 美樹子 (白山市健康福祉部障害福祉課 専門員)
12:40～13:40	休憩（昼食）	
13:40～14:40 (60分)	【分野別講義②】 障害者虐待防止のためのネットワークづくり【相談窓口職員③】	
14:40～14:50	休憩	
14:50～17:20 (150分)	【分野別演習②】 障害者虐待防止のためのネットワークづくり【相談窓口職員④】	

【3日目】共通研修（会場：906研修室）

時間・区分	内容	講師(※敬称略)
9:00～12:10 (180分)	【共通講義⑤・演習】 研修プログラムの構築にむけて【共通⑤】 (途中休憩あり)	鈴木 敏彦 (和泉短期大学准教授)
12:10～12:25 (15分)	閉講式 ・挨拶 ・アンケート記載と提出回収	

平成 23 年度全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料より抜粋

高齢者虐待防止について

(1) 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止

養介護施設等における虐待を防止するためには、職員に対する虐待防止のための研修が重要であり、都道府県にあっては高齢者権利擁護等推進事業の活用などにより、施設等職員に対する研修の機会の確保に努められたい。

また、認知症介護研究・研修仙台センターにおいて「養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及びストレスマネジメント支援に向けた教育システム」なども開発されているところであり、養介護施設等における所内研修をはじめとする虐待防止の取組に当たっては、こうしたシステムの活用を図るなど、虐待防止の積極的な取組が行われるよう、都道府県及び市町村から指導願いたい。

さらに、(社)日本社会福祉士会が本年度の老人保健健康増進等事業において、「市町村・都道府県のための養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の手引き」を作成し、都道府県、市町村に送付する予定であるので活用されたい。

(2) 養護者による高齢者虐待の防止

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「法」という。）に基づく各地方公共団体等の対応状況等（平成 22 年度実績）の結果（以下「調査結果」という。）において、虐待と認められた事例のうち、被虐待高齢者のうち認知症日常生活自立度Ⅱ以上である者が約半数、また、虐待を行った者の続柄では息子と夫で約 6 割を占めていた。このことから、認知症に関する正しい理解と知識の普及をさらに進めるとともに、特に市町村においては、介護に対する負担感が高いと考えられる家庭を把握し、そうした家庭へ、介護保険サービスの適切な利用など重点的な援助をお願いしたい。

また、(社)日本社会福祉士会が昨年度作成し、配布した「市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き」についても活用し、現場における対応力等の強化に努められたい。

(3) 市町村の体制整備

調査結果において、市町村の体制整備の実施率は、全体として平成 21 年度に比べて上昇しているものの、前年度の推移と比較して伸びが頭打ちとなっている。特に、対応マニュアル等の作成や、ネットワークの構築等については、依然として実施割合が 5 割前後であり、取組に積極的な市町村とそうでないものに二分化しつつある傾向がみられる。

高齢者虐待は、全ての市町村において発生する可能性のあるものであり、事例がない、又は少数であることによって、体制整備に消極的になることのないよう、未実施市町村に対しては都道府県から強く助言をお願いしたい。

また、(社)日本社会福祉士会が虐待対応に関する研修プログラムを開発し、昨年度から全国的な研修を行っているところである。市町村においては、地域包括支援センター職員など、虐待対応に従事する担当者の育成にあたって、こうした研修も十分に活用し、現場における対応力の強化に努められたい。

（４）市町村に対する都道府県の支援

都道府県は、法第 19 条により、養護者による高齢者虐待に関して、市町村相互間の連絡調整、情報の提供その他必要な援助を行うものとされている。このため、広域的見地から、市町村に対し、虐待対応事例の収集・提供を行うとともに、高齢者権利擁護等推進事業の「高齢者虐待防止シェルター確保事業」を活用するなど、分離を行う際に緊急・一時的に高齢者を避難させるための場所の確保等の支援をお願いしたい。

また、弁護士等による専門職チームなどを活用した権利擁護相談窓口の設置については、対応困難事例に対する有効なサポートとなるものと考えているので積極的な取組をお願いしたい。

出典：平成 23 年度全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料（平成 24 年 2 月 23 日）

資料 9

事務連絡

平成 24 年 4 月 3 日

各 都道府県 高齢者虐待防止担当（部）局 御中
指定都市

厚生労働省老健局高齢者支援課
認知症・虐待防止対策推進室

高齢者虐待の防止に向けた取組について

日頃より、高齢者虐待の防止及び高齢者の養護者に対する支援の推進に御尽力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、最近、養介護施設従事者等による高齢者虐待事案が複数報道されたところです。

つきましては、施設の実地指導等の機会を捉えて「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、法。）」の趣旨を周知徹底するとともに、高齢者権利擁護等推進事業の活用などにより、養介護施設等職員に対する研修の機会の確保に努めるなど、養介護施設等における虐待防止の推進に特段の配慮をお願いいたします。

また、（社）日本社会福祉士会が、平成 22 年度の老人保健健康増進等事業により「市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き」を作成しましたが、平成 23 年度も同事業により「市町村・都道府県のための養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の手引き」を作成し、都道府県、市町村に送付されたところです。

上記の手引きは、法施行後 5 年間の各自治体の実践の積み上げと体制整備の現状を反映させ、自治体における具体的な虐待への対応等について記載され、また市町村単独では対応が困難な事例等に対して、都道府県の市町村に対する支援の必要性が記載されているなど、平成 18 年 3 月に厚生労働省老健局が作成した「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」を補完するものと考えておりますので、都道府県、市町村においても十分に活用してください。

なお、高齢者虐待に関し、社会的に影響が大きいと考えられる事案や刑事事件に発展する可能性がある事案等を都道府県、市町村において把握した場合については、事前に当室まで情報提供していただきますようお願いいたします。

併せて、管内市町村及び関係機関等に対する本文書の周知についてお願いいたします。

厚生労働省 老健局 高齢者支援課
認知症・虐待防止対策推進室

電 話：03-5253-1111（内線 3871）

直 通：03-3595-2168（夜 間）